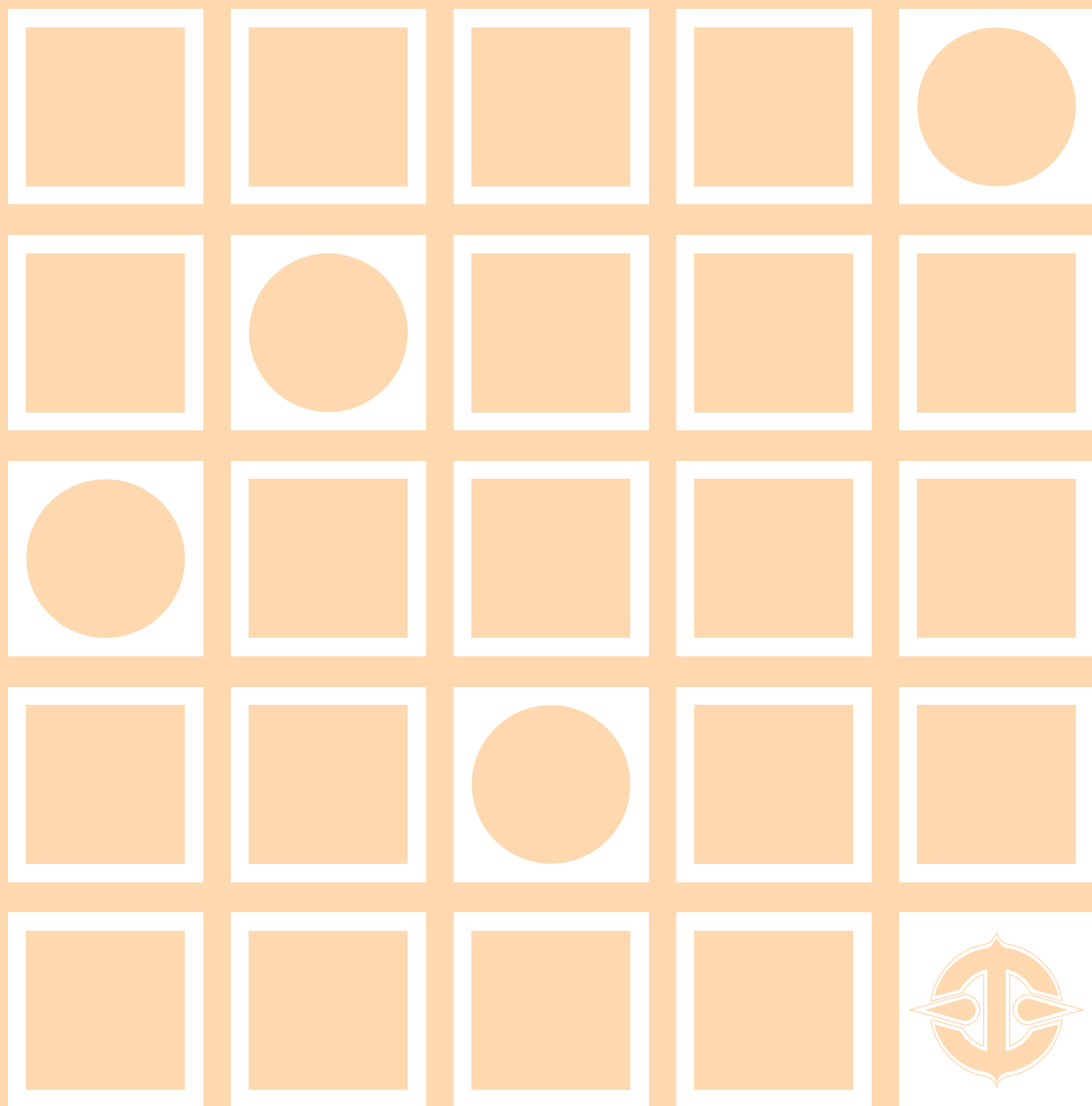


平成19年度

# 金融の手引



石川県中小企業団体中央会

# 発刊にあたって

最近の我が国経済は、緩やかながら拡大を続けているとは言うものの、中小企業の景況は、最近、悪化の傾向を示し、依然として楽観を許す状況にはなく、加えて燃料や原材料価格の上昇が続く中、必ずしも製品価格に転嫁出来ないため、企業収益が圧迫されている。

また、金利上昇の懸念もあり、借入依存度が高い中小企業に一段の負担を与えることが予想されるなど、先行き不透明な状況にあり、全体的に停滞感が増している。

本会では、資金調達の円滑化並びに中長期の取り組みに対応して、金融機関、国、県、市・町及び公的機関等の融資制度を取りまとめた平成19年度版「金融の手引き（第29号）」を編集いたしましたので、ご活用いただき、新たな事業展開や企業活動拡大の一助となれば幸いに存する次第です。

最後になりましたが、本書発刊にあたり、ご寄稿賜りました関係各位に厚く御礼申し上げます。

平成19年 9 月

石川県中小企業団体中央会

# 目 次

## I 政府系金融機関の融資制度

(1) 商工組合中央金庫 .....	1
(2) 中小企業金融公庫 .....	3
(3) 国民生活金融公庫 .....	9
(4) 日本政策投資銀行 .....	23
(5) 国際協力銀行 .....	29
(6) 住宅金融支援機構 .....	31
(7) 農林漁業金融公庫 .....	33

## II 地方公共団体等の融資制度

(1) 石川県制度金融 .....	41
(2) 各市の制度金融 .....	49
(3) 各町の制度金融 .....	77
(4) 設備資金貸付制度 .....	81
(5) 設備貸与制度 .....	83
(6) 延払による機械設備貸与制度 .....	85

III 中小企業高度化資金 .....	87
---------------------	----

#### IV 独立行政法人による融資制度

(1) 中小企業基盤整備機構 .....	131
----------------------	-----

V 信用保証制度.....	139
---------------	-----

#### 〔付 録〕

・ 関係機関所在地一覧表 .....	154
--------------------	-----

## 商 工 組 合 中 央 金 庫

融 資 対 象 等	資金使途	利 率
<p>中小企業等協同組合</p> <p>協業組合</p> <p>商工組合・同連合会</p> <p>商店街振興組合・同連合会</p> <p>生活衛生同業組合・同連合会</p> <p>生活衛生同業小組合</p> <p>酒造組合・同連合会・同中央会</p> <p>酒販組合・同連合会・同中央会</p> <p>内航海運組合・同連合会</p> <p>輸出組合、輸入組合、市街地再開発組合</p> <p>上記組合及びその組合員</p> <p>以上のほか、中小企業者を主要構成メンバーとする共同出資会社、および所属団体とその構成員の海外現地法人などの皆さまのご相談にも応じています。</p>	<p>・ 設備資金</p> <p>・ 運転資金</p>	<p>所定の利率</p> <p>窓口にお問い合わせください。</p>

貸付期間等	貸付限度	担保保証人	申込先
<p>・ 原則として設備資金15年以内、運転資金10年以内</p> <p>・ 据置期間は原則として2年以内</p> <p>国の施策に基づく各種特別貸付、金沢支店独自の「ワークライフバランス応援ローン」などのお取り扱いもしています。詳しくは、窓口にお問い合わせ下さい。</p>	<p>原則として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組合200億円以内</li> <li>・ 組合員20億円以内 〔組合、組合員向けは事業年度ごとに総代会で決定。〕</li> <li>・ 代理貸付 1億円以内</li> </ul>	<p>必要に応じて提供させていただきます。</p>	<p>商工組合中央金庫 金沢支店 金沢市本多町3-1-25 TEL (076) 221-6141</p>

# 中小企業金融公庫－1

## 1. 融資制度の概要

中小企業金融公庫の融資の特長は、

- ・超長期（最長で20年）でご利用いただけます。
- ・固定金利ですから安心して事業計画が立てられます。
- ・長期資金のご融資のほか、一定の要件の下で、無担保の社債（新株予約権付）の取得による資金供給を行っています。
- ・比較的大きな設備資金ニーズにも対応できます。（一般貸付で最高4億8千万円まで、特別貸付を組み合わせると更に大きな金額をご利用いただけます。）
- ・融資に加えて、企業診断などのコンサルティングサービスが受けられます。

### ご利用いただけるかた

幅広い業種の中小企業のかたにご利用いただけます。ご利用いただけるかたの範囲は、お客様の業種及び資本金・従業員数により定められておりますので、2.融資対象をご覧ください。

### 融資制度の種類

一般貸付 事業に必要な、設備資金や長期運転資金に幅広い用途でご利用いただけます。

特別貸付 中小企業の皆様のニーズや国の政策に沿って設けられており、ご計画の内容に応じて、一般貸付より長期・低利でご利用いただけます。（制度により、直接貸付のみのお取扱いとなるものがあります）

### お申し込み方法

融資をご利用いただくには、次の2つの方法があります。

直接貸付 中小公庫の営業部店の窓口<sup>1</sup>に直接お申し込みいただく方法です。比較的大きな金額のご利用が可能のほか、ご融資と合わせて「わかりやすい企業診断」や「ビジネスマッチング」など各種のコンサルティングサービスをご利用いただけます。

代理貸付 民間の金融機関を通じて中小公庫資金をご利用いただく方法です。すべての手続きを金融機関の窓口で行いますので、日頃、お取引のある金融機関にお申し込みいただけるのが特長で、比較的、少額のご利用の際に適しています。

## 中小企業金融公庫－2

### 2. 融資対象

対 象 業 種	対 象 規 模
<input type="checkbox"/> 製造業 *1、建設業、運輸業など	資本金 3 億円以下 または 従業員 300 人以下
<input type="checkbox"/> 卸売業	資本金 1 億円以下 または 従業員 100 人以下
<input type="checkbox"/> 小売業	資本金 5 千万円以下 または 従業員 50 人以下
<input type="checkbox"/> サービス業 *2 (一部、対象とならない業種があります)	資本金 5 千万円以下 または 従業員 100 人以下

\*1 製造業のうち、ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業、工業用ベルト製造業を除く）は、資本金 3 億円以下または従業員 900 人以下。

\*2 サービス業のうち、旅館業は、資本金 5 千万円以下または従業員 200 人以下、ソフトウェア業及び情報処理サービス業は、資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下。

次の業種のかたは、当公庫の融資等の対象になりません。

農業、林業、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）、不動産業のうち住宅及び住宅用の土地の賃貸業、医療・福祉（保健衛生を除く）、非営利団体、一部の風俗営業、公序良俗に反するもの、投機的なものなど



## 中小企業金融公庫－3

### 3. 一般貸付

#### 一般貸付の概要

貸付方式	直接貸付	代理貸付
資金使途	設備資金・長期運転資金	
融資限度額（注1）	4億8千万円（うち運転2億4千万円）	設備・運転あわせて1億2千万円
融資利率	基準利率	
融資期間 （うち据置期間）	設備：原則10年以内（原則1年以内） 運転：原則5年以内（1年以内）	設備：原則7年以内（原則1年以内） 運転：原則5年以内（6カ月以内）
ご返済方法	据置期間の後、原則として元金均等割賦返済	
担保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご融資額相当の担保が必要です。</li> <li>・担保の種類はご相談の上決めさせていただきます。</li> <li>・担保余力があれば、順位は問いません。</li> </ul>	代理店の窓口でご相談ください。
保証人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の場合は、社長などの経営責任者の方</li> <li>・個人事業者の場合は、経営に協力している方など</li> </ul>	

注1 次の業種または資金使途の場合は、直接貸付における融資限度額が7億2千万円となります。

業種：不動産賃貸業（特定のもの）、水運業、倉庫業、旅館業（特定のもの）、簡易ガス事業  
使途：一定の要件を満たす、工場移転資金・土地高度化利用資金・立体駐車場整備資金

注2 融資期間について、特に必要とする場合、設備資金は15年以内（特定業種は※18～20年以内）、運転資金は7年以内。

※不動産賃貸業（特定のもの）、水運業、倉庫業、ガス業、旅館業（店舗の新設）のかたは、最長20年まで、旅館業（店舗の新設以外）のかたは最長18年までご利用いただけます。（直接貸付のみ）。

#### 保証人特例

一定の要件を満たす場合には、経営責任者のかたの個人保証を免除する保証人特例をご利用いただけます。

#### 5年経過ごと金利見直し制度

すべての融資制度において、最終期限まで契約時の金利を適用する方法と、契約時から5年ごとに金利を見直す方法のいずれかをご契約の際にご選択いただけます。

#### 期限前弁済手数料制度

平成8年7月1日以降の契約による新規ご融資について、当公庫の承諾を受けて繰上償還をされる場合には、所定の算式による期限前弁済手数料をお支払いいただきます。（公庫の承諾がない場合や期限前弁済手数料をお支払いいただけない場合には、繰上償還はできませんので、ご注意ください）

## 中小企業金融公庫－４

### ４．特別貸付

制度名 資金名	ご利用いただけるかた (概要)	融資限度 (特別利率適用限度)	融資期間 (最長)	主な利率
新企業育成貸付				
新事業育成資金	新規性、成長性のある事業を始めて7年以内の方	6億円 (6億円)	設備15年 運転7年	特別利率③ ただし、6年目以降は基準利率+0.2%
再チャレンジ支援融資 (再挑戦支援資金)	再チャレンジする起業家の方	7億2千万円	〈固定金利型〉 設備15年 運転7年	〈固定金利型〉 基準利率
			〈成功払い型〉 5年	〈成功払い型〉 0.3% ただし、3年目以降は成功度合いに応じた利率
新事業活動促進資金	「経営革新計画」の承認を受けた方、「新連携計画」の認定を受けたプロジェクトに係る連携体を構成する方など	7億2千万円 (2億7千万円)	設備20年 運転7年	特別利率①②③
企業活力強化貸付				
企業活力強化資金	経営の近代化、合理化及びものづくり基盤技術の高度化を進める方	7億2千万円 (2億7千万円)	設備20年 運転7年	特別利率①②③
IT活用促進資金	情報技術(IT)の普及変化に関連した事業環境の変化に対応するための情報化投資を行う方	7億2千万円 (2億7千万円)	設備15年 運転7年	特別利率①③
海外展開資金	特定の業種に属し、海外展開を行う方	2億5千万円 (別枠)	設備15年	基準利率
地域雇用促進資金	特定の地域において一定の雇用創出効果が見込める設備投資を行う方など	7億2千万円 (5億4千万円)	設備15年 運転7年	特別利率①②③
環境・エネルギー対策貸付				
環境・エネルギー対策資金	特定の石油代替エネルギー設備、省エネルギー設備を設置する方、特定の産業公害防止施設等を設置する方など	7億2千万円 (4億円)	設備15年 運転7年	特別利率①②③ 特代エネ対策 特省エネ利率

## 中小企業金融公庫－5

### セーフティネット貸付

経営環境変化対応資金	一時的な売上高の減少等業況が悪化している方など	一般貸付と合わせて、4億8千万円	運転7年	基準利率
金融環境変化対応資金	金融機関との取引状況の変化により一時的に資金繰りが悪化している方	2億円 (別枠)	運転7年	基準利率
取引企業倒産対応資金	関連企業の倒産に伴い資金繰りに困難をきたしている方	1億5千万円 (別枠)	設備15年 運転7年	基準利率

### 企業再生貸付

事業再生支援資金	〈アーリーDIP〉 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て等を行った方	7億2千万円	1年	基準利率＋2.5%
	〈レイターDIP〉 民事再生法に基づく再生計画の認可決定等を受けた方		設備10年 運転5年	基準利率＋1.0%
企業再建・事業承継支援資金	経営改善又は経営再建等に取り組む方、倒産した企業、経営難の状態にある企業や後継者不在等により事業継続が困難となっている企業から事業を承継する方など	7億2千万円 (2億7千万円)	設備20年 運転10年	基準利率＋0.3% 特別利率①

上記の他、女性、若者/シニア起業家支援資金、地域活性化資金、社会環境対応施設整備資金、災害復旧貸付の融資制度があります。

◆特別貸付における返済方法、担保、保証人については、一部の制度を除き一般貸付と同様のお取り扱いとなります。ただし、一定の要件を満たす場合には、担保の免除が受けられる制度や経営責任者のかたの個人保証を免除又は猶予する制度もあります。

◆複数の制度を併用される場合の融資限度額は、原則として1企業あたり12億円となります。(別枠と表示のある制度は、別途ご利用いただけます。)

### 代理貸付

当公庫代理店の窓口にご相談ください。(ほとんどの銀行、信用金庫、信用組が代理店です。)

## 貸 付 利 率 表

(平成19年 8月10日現在)

単位：%

主な貸付利率 貸付期間	基準利率	特別利率①	特別利率②	特別利率③
5年以内	2.55	2.20	1.95	1.70
5年超6年以内	2.65	2.20	1.95	1.70
6年超7年以内	2.75	2.30	2.05	1.80
7年超8年以内	2.75	2.30	2.05	1.80
8年超9年以内	2.85	2.40	2.15	1.90
9年超10年以内	2.95	2.50	2.25	2.00
10年超11年以内	2.95	2.50	2.25	2.00
11年超12年以内	3.05	2.60	2.35	2.10
12年超13年以内	3.05	2.60	2.35	2.10
13年超14年以内	3.05	2.60	2.35	2.10
14年超15年以内	3.15	2.70	2.45	2.20
15年超16年以内	3.15	2.70	2.45	2.20
16年超17年以内	3.25	2.80	2.55	2.30
17年超18年以内	3.25	2.80	2.55	2.30
18年超19年以内	3.25	2.80	2.55	2.30
19年超20年以内	3.35	2.90	2.65	2.40

(注1) ご融資に際しては、ご契約日時点での貸付利率が適用されます。

(注2) 上記は、主な貸付利率です。詳細は、窓口へお問い合わせください。

# 国民生活金融公庫－１

融資の種類		融資の対象者	資金の用途
普通貸付	普通貸付	事業を営む方 (ほとんどの業種の方にご利用いただけます。)	運転資金 設備資金
			特定設備資金
経営改善貸付	経営改善貸付 〔無担保〕 〔無保証人〕	商工会議所会頭、商工会会長又は都道府県商工会連合会会長の推薦を受けた次の方 ①常時使用する従業員が5人以下（商業・サービス業の場合2人以下）の方 ②常時使用する従業員が6人以上20人以下（商業・サービス業の場合3人以上5人以下）の方であって、その経営内容が①の方と同様の実態にある方	運転資金 設備資金
新 企 業 育 成 貸 付	新規開業資金 (取扱期限：H24.3.31)	新たに事業を始める方、又は事業開始後おおむね5年以内の方	新たに事業を始めるために必要な資金または事業開始後に必要な資金
	女性・若者／シニア起業家資金 (取扱期限：H20.3.31)	女性又は30歳未満か55歳以上の方で、新たに事業を始める方、又は事業開始後おおむね5年以内の方	創業又は創業後の事業に必要な設備資金または運転資金
	新事業活動促進資金 (取扱期限：H20.3.31)	経営多角化、事業転換などにより第二創業などを図る方	運転資金 設備資金
	再挑戦支援資金 (取扱期限：H20.3.31)	廃業歴等のある方など一定の要件に該当する方で、新たに事業を始める方や事業開始後おおむね5年以内の方	新たに事業を始める為、又は事業開始後に必要とする資金

融 資 限 度	利率 (年) <small>(注) [貸付期間に応じて] [異なる利率が適用]</small>	融 資 期 間	据 置 期 間
4,800万円	基準	④ 5年以内 〔特に必要な場合〕 7年以内 ⑤ 10年以内	④ 6ヵ月以内 〔必要な場合〕 1年以内 ⑤ 2年以内
7,200万円		20年以内	2年以内
550万円 そのほか別枠450万円 別枠のご融資の取扱期間は 平成20年3月31日までで す。	特利F	④ 5年以内 ⑤ 7年以内 〔なお、平成20年4月 からは ④ 4年以内 ⑤ 6年以内〕	6ヵ月以内
7,200万円 (④ 4,800万円)	基準 特利C	⑤ 15年以内 〔④ 5年以内 特に必要な場合 7年以内〕	⑤ 3年以内 〔④ 6ヵ月以内 特に必要な場合 1年以内〕
7,200万円 (④ 4,800万円)	基準 特利A 特利B 特利C	⑤ 15年以内 〔④ 5年以内 特に必要な場合7年 以内〕	⑤ 2年以内 (④ 1年以内)
7,200万円 (④ 4,800万円)	基準 特利A 特利B 特利C	⑤ 15年以内、(特に必要 な場合20年以内) 〔④ 5年以内 特に必要な場合7年 以内〕	⑤ 2年以内 〔④ 1年以内 特に必要な場合3年 以内〕
2,000万円	〔固定金利型〕 基準	⑤ 15年以内 〔④ 5年以内 (特に必要な場合 7年以内)〕	⑤ 3年以内 〔④ 1年以内〕
	〔実績連動型金利型〕 特利H (据置期間中は 0.3%)	⑤ 5年以内 ④ 5年以内	2年

## 国民生活金融公庫－２

	融資の種類	融資の対象者	資金の用途
セーフティネット貸付	金融環境変化資金	①取引金融機関が業務停止命令を受けた方 ②取引金融機関が実質的に経営破たんの状態等にある方 ③取引金融機関からの借入等が整理回収機構に譲渡された方などで、経営利益を計上しているなど、業況が順調であると認められる方 ④経営状況が悪化していないにもかかわらず、取引金融機関との取引状況が変化している方 取扱期限 ① } ② } H24.3.31 ③ } ④ H20.3.31	金融機関との取引状況の変化に伴い必要とする運転資金
	取引企業倒産対策資金 (取扱期限：H24.3.31)	取引企業の倒産などにより、経営に困難を来している方	売掛金債権の回収困難、売上減少などのため緊急に必要な運転資金及び特定の設備資金
	経営環境変化資金 (取扱期限：H24.3.31)	売上が減少するなど業況が悪化している方	経営基盤の強化を図るために必要な運転資金
企業活力強化貸付	企業活力強化資金 (取扱期限：H20.3.31)	①中心市街地関連地域において卸売業、小売業、飲食店又はサービス業（旅行業を含む。）を営む方 ②①以外の卸売業者、小売業者、飲食店又はサービス（旅行業を含む。）業者 ③倉庫業、道路貨物運送業、水運業又は港湾運送業を営む方 ④物流総合効率化法の規定により認定を受けた効率化計画を実施する方	①② 店舗・倉庫等の新築・増改築・買取り、機会設備の更新・増設、セルフサービス店の取得、ショッピングセンターへの入居、新分野への進出等に必要な資金 ③特定の施設を備えた倉庫施設等の取得に必要な設備資金 ④認定計画の実施に必要な資金

融 資 限 度	利率 (年) (前ページに同じ)	融 資 期 間	据 置 期 間
別枠 3,000万円	基準	5年以内 (特に必要な場合 7年以内)	1年以内 (特に必要な場合 2年以内)
別枠 3,000万円	基準	15年以内 〔④ 5年以内 特に必要な場合 7年以内〕	2年以内 (④ 1年以内)
普通貸付と合わせて 4,800万円	基準	5年以内 特に必要な場合7年以内	1年以内 (特に必要な場合 2年以内)
7,200万円 (④ 4,800万円)	①は 特利C ②は 基準 特利A 特利B 特利C ③④は基準 特利B 特利C	①② 20年以内 〔④ 5年以内 特に必要な場合 7年以内〕  15年以内 〔④ 5年以内 特に必要な場合 7年以内〕	2年以内 (④ 1年以内)



国民生活金融公庫－3

融資の種類		融資の対象者	資金の用途
企業 活 力 強 化 貸 付	I T 資 金 (取扱期限：H20.3.31)	<p>①情報技術を活用した効果的な企業内業務改善及び企業内の情報交換等業務の高度化を行う方</p> <p>②他企業、消費者等との間でネットワーク上の取引及び情報の受発信を行う方</p> <p>③企業内業務の情報技術の水準を取引先等企業外の情報技術の水準に合わせようとする方</p> <p>④情報技術の活用により、業務方法、業務内容等の経営革新を図ろうとする方</p> <p>⑤デジタルコンテンツの制作、流通又は上映を行うことにより効果的な業務改善及び情報交換等業務の高度化を行う方</p> <p>⑥以上①から⑤を組み合わせる等、情報技術等を高度に活用する方</p>	情報化投資を構成する設備等の取得等に必要な資金
	財 務 向 上 サ ポ ー ト 資 金 (取扱期限：H20.3.31)	<p>経営状況が一定の要件に該当する方であって、次のいずれかの取組を行うことにより、収益性の向上が見込まれる方。</p> <p>1. 合理化のための設備資金</p> <p>2. 生産能力拡大のための設備資金</p> <p>3. 販売能力拡大のための設備資金</p>	融資の対象者に該当される方が、1～3の取組を行うために必要な資金
	地域雇用促進資金 (取扱期限：H20.3.31)	<p>①事業所全体で新たに2名以上（従業員20人以下の企業の場合又は特定業種に該当する場合は1名以上）の雇用創出効果が見込まれる方</p> <p>②次のいずれかの地域において3名以上の雇用創出効果の見込まれる設備投資を行う方</p> <p>ア 過疎地域自立促進特別措置法第2条に定める過疎地域</p> <p>イ 半島振興法第2条に定める半島振興対策実施地域</p> <p>ウ 離島振興法第2条に定める離島振興対策実施地域</p> <p>エ 奄美群島振興開発特別措置法第1条に定める奄美群島</p> <p>オ 小笠原諸島振興特別措置法第2条に定める小笠原諸島</p> <p>カ 山村振興法第7条に定める振興山村</p> <p>キ 豪雪地帯対策特別措置法第2条に定める特別豪雪地帯</p> <p>ク 前①の過疎地域を市町村数で30%以上含む広域市町村圏内の非過疎市町村、又は過疎地域に隣接している非過疎市町村など</p>	雇用創出効果の見込まれる設備の取得（改造、更新を含む）に必要な資金

融 資 限 度	利率 (年) (前ページに同じ)	融 資 期 間	据 置 期 間
7,200万円 (④ 4,800万円)	基準 特利A 特利C	15年以内 (④ 5年以内 特に必要な場合 7年以内)	2年以内 (④ 1年以内)
1,500万円	基準	10年以内 (特に必要な場合 15年以内) (④ 5年以内 特に必要な場合 7年以内)	2年以内 (④ 1年以内)
7,200万円 (④ 4,800万円)	①は 特利A ②は 基準 特利A 特利B	15年以内 (④ 5年以内 特に必要な場合 7年以内)	2年以内 (④ 1年以内)

## 国民生活金融公庫－４

融資の種類	融資の対象者	資金の用途
<p>食品貸付 (取扱期限：H20.3.31)</p>	<p>①食料品小売業者（青果、魚介類、米穀、酒類、乳類、茶、パン・菓子、料理品） ②食品製造小売業者 ③総合食料品小売業者（スーパー、コンビニエンスストア等） ④花き小売業者</p>	<p>店舗・倉庫等の新築・増改築、機械設備の更新・増設等に必要な設備資金、共同購入運転資金 新規開業または開業後の事業に必要な資金</p>
<p>環境 ・ エネルギー 対策 貸付</p>	<p>①一定の省エネルギー効果のある省エネルギー設備を設置する方（リース・レンタル事業者の方も一部ご利用いただけます。）または特定高性能エネルギー消費設備の導入等を行う方 ②ばい煙、揮発性有機化合物等大気汚染の原因となる特定物質を排出する方またはアスベストの飛散防止などを行う方 ③ダイオキシン類の排出削減に資する設備を整備する方 ④汚水、廃液等水質汚濁の原因となる特定物質を排出する方 ⑤超低騒音型、低振動型、排出ガス対策型またはCO<sub>2</sub>排出低減建設機械等を取得する方（リース・レンタル事業者を含みます。） ⑥低公害車を取得する方、または低公害車を取得しリースする方 ⑦自動車NO<sub>x</sub>・PM法の規制強化に伴い排出基準非適合車を排出基準適合車に買い換える方、排出基準適合車を取得しリースする方、または排出基準非適合車にNO<sub>x</sub>・PM低減装置を装着させる方 ⑧土壤汚染対策法に規定する特定有害物質による土壤汚染の調査、除去、当該汚染の拡散の防止その他の必要な措置を行う方 ⑨産業廃棄物をリサイクルするための設備等を導入する方 ⑩産業廃棄物を生じる方、または産業廃棄物の処理を行う方</p>	<p>省エネ設備の取得（更新・改造を含みます。）するために必要とする資金  ばい煙、揮発性有機化合物などの防止設備、アスベストの除外費用など ダイオキシン類の排出削減に資する設備 水質汚濁（汚水、廃液など）防止設備 超低騒音型建設機械、低振動型建設機械、排出ガス対策型建設機械、CO<sub>2</sub>排出低減建設機械および特定特殊自動車 天然ガス自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車または新長期規制適合者（ディーゼル車に限ります。） 排出基準適合車 NO<sub>x</sub>・PM低減装置  土壤の汚染対策に必要な設備資金及び運転資金  廃棄物の排出抑制施設、廃棄物・使用済み物品等の再利用関連施設 産業廃棄物の処理関連設備</p>

融 資 限 度	利率 (年) (前ページに同じ)	融 資 期 間	据 置 期 間
7,200万円 [ 事業協同組合等は 1億1,000万円 ]	基準 特利A 特利B 特利C	原則13年以内 [ 新規開業支援設備資 金等は原則15年以内 ]	2年以内 [ 新規開業支援設備 資金等は原則3年以 内 ]
7,200万円 (④ 4,800万円)	基準 特利A 特利B 特利C 特利J	15年以内 [ ④ 5年以内 特に必要な場合 7年以内 ]	2年以内 [ ④ 1年以内 特に必要な場合 2年以内 ]

国民生活金融公庫－5

融資の種類		融資の対象者	資金の用途
環境・エネルギー対策貸付	社会環境対応施設整備資金 (取扱期限：H20.3.31)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①バリアフリー法の規定に基づく認定特定建築物を建築する方</li> <li>②事業所内託児施設を整備する方</li> <li>③高齢者や身体障害者等が容易に利用できるバス・タクシー等の整備を行う方であって、主として運輸業を営むもの</li> <li>④自ら策定した事業継続計画（BCP）に基づき、防災に資する施設等の整備を行う方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①認定建築物等の建築に必要な設備資金</li> <li>②事業所内託児施設を整備する為に必要な設備資金</li> <li>③高齢者・身体障害者等が容易に利用できるバス・タクシー等の整備を行うために必要な設備資金</li> <li>④事業継続計画（BCP）に基づき、防災に資する施設等の整備を行うために必要な設備資金</li> </ul>
	企業再建資金 (取扱期限：H20.3.31) 事業承継支援資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>①株式会社整理回収機構（RCC）または中小企業再生支援協議会の関与のもとで企業の再建を図る方</li> <li>②民事再生法に基づく再生計画の認可等を受けた方</li> <li>③後継者不在により事業継続が困難となっている方から事業の譲渡等により事業を取得する方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①企業の再建を図るうえで必要となる設備資金及び運転資金</li> <li>②事業継承を行うために必要な設備資金及び運転資金</li> </ul>
災害貸付	災害貸付	<p>公庫が指定した被災地域内で事業を営む方で、次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害により直接被害を受けた方</li> <li>(2) 前(1)以外の方で、売上の減少、売掛金債権の固定化等の間接的な被害を受けたと認められた方</li> </ul>	設備資金 運転資金
生活衛生貸付	生活衛生貸付	<p>生活衛生関係の事業を営む方</p> <p>〔飲食店営業、喫茶店営業・食肉・食鳥肉販売業、冰雪販売業、理容業、美容業、興業場営業、旅館業、浴場業、クリーニング業〕</p>	設備資金
	振興事業貸付	<p>振興計画を作成し厚生大臣の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員であって、生活衛生関係の事業を営む方</p>	設備資金 運転資金
	生活衛生改善貸付	<p>生活衛生関係の事業を営み生活衛生同業組合理事長等の推薦を受けた次の方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①常時使用する従業員が2人以下（クリーニング業の場合5人以下）の方</li> <li>②常時使用する従業員が3人以上5人以下（クリーニング業を除く。）の方であって、その経営内容が①の方と同様の実態にある方</li> </ul>	設備資金

融 資 限 度	利率 (年) (前ページに同じ)	融 資 期 間	据 置 期 間
7,200万円	①、③、④特利B ②基準	15年以内	2年以内
7,200万円 (④ 4,800万円)	①、②特利Z ③基準	15年以内 〔④ 5年以内 特に必要な場合 7年以内〕	2年以内 〔④ 1年以内 特に必要な場合 2年以内〕
それぞれの融資制度の融資 限度の額に、1災害につき 3,000万円を加えた額 (ただ し、異例の災害の場合はそ のつど定めます。)	それぞれの融資制度 の利率 (ただし、異例の災害 の場合はそのつど定 めます。)	10年以内	2年以内
7,200万円 〔特別な場合は、7,200 万円を超えることも できます。〕	基準 特利A 特利B 特利C 特利E	13年以内 〔特別な場合はこれを 超えることもできま す。〕	1年以内 (融資期間7年超は2年 以内)
1億5,000万円 〔特別な場合は、1億 5,000万円を超えるこ ともできます。〕	基準 特利A 特利B 特利C	18年以内 〔店舗新設資金の一部 については20年以内〕	2年以内
5,700万円	基準	5年以内 〔特に必要な場合〕 〔7年以内〕	6カ月以内 〔特に必要な場合〕 〔1年以内〕
550万円のほか別枠450万円 別枠のご融資の取扱期間は 平成20年3月31日までで す。	特利F	7年以内 (ただし、平成20年4月 1日からは6年以内にな ります。)	6カ月以内

国民生活金融公庫－6

融資の種類		融資の対象者	資金の用途	
生 活 衛 生 特 例 付 貸	生活衛生セーフティネット貸付	振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係業者で次のいずれかの方	運 転 資 金	
		経営環境変化資金 売上が減少するなど業況が悪化している方		
		金融環境変化資金 取引金融機関の破綻等により資金繰りに困難を来している方	運 転 資 金	
	生活衛生災害貸付	生活衛生関係の事業を営む方で災害により被害を受けた方	設 備 資 金	
	健康福祉増進貸付			
		福祉増進資金 (H20. 3. 31)	生活衛生関係業者で生活衛生営業指導センターから「福祉増進関連事業施設等」である旨の証明を受けた方	福祉増進関連事業を実施する為に必要な運転資金（生活衛生同業組合等のみ）高齢者等の利用の円滑化を図る為、及び高齢者等に対し、訪問サービスを提供する為に必要な設備資金
		受動喫煙防止資金 (H20. 3. 31)	生活衛生関係業者のうち、飲食店営業、喫茶店営業、理容業、美容業、興行場営業、旅館業、一般公衆浴場業及びサウナ営業の方	顧客の受動喫煙による影響を排除、減少させる為に必要な設備資金
		環境対策関連貸付		
		防災・環境対策資金 (H20. 3. 31)	生活衛生関係の事業を営む方（その他公衆浴場業を除く）及び理容師・美容師養成施設を開設している方	防火安全の確保、アスベストの飛散防止及び耐震改修を行うために必要な運転設備資金
	事業安定等貸付			
雇用安定資金 (H20. 3. 31)		振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係の事業を営む方であって事業の拡大等を行うことにより、従来に比べて事業所全体で新たに2人以上（中小企業信用保険法の特定業種に該当する業種の場合又は従業員規模20人以下の場合は1人以上）の人材確保が見込まれる方	運 転 資 金 設 備 資 金	
衛生環境激変特別貸付	振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係業者であって、食中毒の発生等による衛生環境の著しい変化に起因して、資金繰りに支障を来しており、かつ、所定の要件に該当する方	運 転 資 金		

融 資 限 度	利率 (年) (前ページに同じ)	融 資 期 間	据 置 期 間
振興事業貸付(運転資金)と合わせて 5,700万円	基準	5年以内 (特に必要な場合は7年以内)	1年以内 (特に必要な場合は2年以内)
別枠 3,000万円	基準	5年以内 (特に必要な場合は7年以内)	1年以内 (特に必要な場合は2年以内)
生活衛生貸付の融資限度額に1災害につき3,000万円を加えた額 (ただし、異例の災害の場合はそのつど定めます。)	生活衛生貸付と同じ (ただし、異例の災害の場合はそのつど定めます。)	10年以内 (ただし、異例の災害の場合はそのつど定めます。)	2年以内 (ただし、異例の災害の場合はそのつど定めます。)
3,000万円(上乗せ) (2資金合計で3,000万円) 生活衛生貸付の融資限度額に3,000万円を加えた額	④ 基準、特利B、 特利C ⑤ 基準 特利B、特利C	④ 15年以内 〔一般公衆浴場業(振興事業設備貸付に上乗せする場合を除く)にかか るものは30年以内。振 興事業設備に上乗せす る場合は18年以内〕 ⑤ 5年以内 (特に必要な場合7年以内)	1年以内 (融資期間が7年を超え るもの、振興計画に基づ くものは2年以内) 6カ月以内 (特に必要な場合 1年以内)
3,000万円(上乗せ) (2資金合計で3,000万円) 生活衛生貸付の融資限度額 に3,000万円を加えた額	④ 特利B 特利C 特利E ⑤ 基準	④ 15年以内 〔一般公衆浴場業(振興事業設備貸付に上乗せ する場合を除く)にかか るものは30年以内。振 興事業設備に上乗せす る場合は18年以内〕 ⑤ 5年以内 (特に必要な場合7年以内)	④ 1年以内 (融資期間が7年を超え るもの、振興計画に基づ くものは2年以内) ⑤ 6カ月以内 (特に必要な場合 1年以内)
設備資金と運転資金を合わせて 3,000万円(上乗せ) 生活衛生貸付(振興事業貸 付に限る)の業種ごとの融 資限度額に3,000万円を加え た額	特利A 特利C	④ 18年以内 〔一般公衆浴場業にかか る一般貸付に上乗せす る場合は30年以内〕 ⑤ 5年以内 (特に必要な場合7年以内)	2年以内
別枠 1,000万円	特利C 基準	5年以内 (実情に応じ7年以内)	6カ月以内 (特に必要な場合 1年以内)



## 国民生活金融公庫－7

融資の種類		融資の対象者	資金の用途
教育貸付	教育貸付	<p>学校教育法等に定める教育施設に入学・在学される方の親族又は学生ご本人で次に掲げる方</p> <p>①世帯の1年間の収入が990万円（事業所得者の方は所得金額が770万円）以内の方            ……………教育一般貸付</p> <p>②教育積立郵便貯金の預金者で日本郵政公社のあっせんを受けた方            ……………郵貯貸付</p> <p>③厚生年金保険又は国民年金（第2号被保険者を除く）の加入期間が10年以上の被保険者で独立行政法人福祉医療機構のあっせんを受けた方（所得制限は教育一般貸付と同じ）            ……………年金教育貸付</p>	<p>①入学時に必要な費用            [ 入学金等学校納付金、            受験のための費用、学            生の国民年金保険料、            その他入学のために必            要な費用 ]</p> <p>②在学中に必要な費用            [ 授業料等学校納付金、            下宿代等住居にかかる            費用、通学に要する交            通費、学生の国民年金            保険料 ]</p>
恩給担保貸付	恩給担保貸付	恩給、共済年金などの受給者	<p>事業資金            消費資金            [ 住宅、レジャーなどの            資金 ]</p>
記名国債担保貸付	記名国債担保貸付	国債の記名者	事業資金
療機構からの受託業務	<p>厚生年金等担保貸付</p> <p>※平成16年4月1日付で労災年金担保貸付にかかる業務が事業団から機構に承継されたことにより融資の種類が1制度となりました。</p>	<p>厚生年金、船員保険、国民年金又は労災年金の受給権を有し、現に年金を受けている方</p>	<p>事業資金            消費資金            [ 住宅、レジャーなどの            資金 ]</p>

融 資 限 度	利率（年） <small>（前ページに同じ）</small>	融 資 期 間	据 置 期 間
<p>①教育一般貸付 学生・生徒お1人につき 200万円以内</p> <p>②郵貯貸付 教育積立郵便貯金の積立 額の範囲内で、学生・生 徒お1人につき200万円 以内</p> <p>③年金教育貸付 厚生年金保険の被保険者 は学生・生徒お1人につ き100万円以内、国民年 金の被保険者は学生・生 徒お1人につき50万円以 内。ただし同一学生・生 徒お1人につき100万円 以内</p>	<p>2.5%</p> <p><small>（平成19年6月13日現在）</small></p>	<p>10年以内</p> <p>〔交通遺児家庭又は母 子家庭の方について は1年以内の延長が 可能〕</p>	<p>在学期間以内</p> <p>〔ご融資期間に含まれ ます。〕</p>
<p>250万円 ただし、恩給などの支給金 の3年分以内</p>	<p>1.7%</p> <p><small>（平成19年7月25日現在）</small></p>	<p>4年以内</p>	<p>_____</p>
<p>それぞれの国債によって融 資限度が異なります。</p>	<p>6年以内 1.7%</p> <p>7年以内 1.7%</p> <p>8年以内 1.7%</p> <p>9年以内 1.75%</p> <p>9年超 1.85%</p> <p><small>（平成19年7月25日現在）</small></p>	<p>国債最終償還日までの期 間</p>	<p>_____</p>
<p>貸付金額は、次の3つの要 件を満たす額の範囲内とな ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10万円～250万円の範囲内</li> <li>・受けている年金額（年額） の1.2倍まで</li> <li>・1回あたりの返済額（2 ヶ月毎に受けている年金 支給額の全額又は1万円 単位の定額）の12倍以内 （元金相当分）</li> </ul> <p>※ただし、各期の最低返済 額は、各期支給額の1割 （1万円単位）で、を下 限とする。</p>	<p>2.0%</p> <p>ただし、労災年金に ついては1.3%</p> <p><small>（平成19年7月25日現在）</small></p>	<p>4年以内</p>	<p>_____</p>

# 日本政策投資銀行－1

## 平成19年度融資制度一覧

融 資 制 度		金 利	融資比率	対 象 事 業
地域再生支援	地 域 経 済 振 興	Ⅱ I	30～50%	地域経済振興事業
	地 域 社 会 基 盤 整 備	高公中Ⅱ I	30～50%	地域社会基盤整備事業
	広域ネットワーク整備	高Ⅱ I	15～50%	広域ネットワーク整備事業
環境対策・生活基盤	環 境 対 策	Ⅱ I 一般	30～50%	地球環境対策事業
				環境配慮型社会形成促進事業
				環境配慮型経営促進事業
	生 活 基 盤	Ⅱ I	30～50%	資源開発・供給機能整備
				原子力開発
				都市防災
				福祉・高齢化対策
技術・経済活力創造	先端技術・経済活性化	技Ⅱ I 一般	40～50%	経済社会的有用事業資金調達円滑化支援等
				新産業創出・活性化事業
				新技術開発事業
	経 済 社 会 基 盤 整 備	事日Ⅱ I 一般	20～50%	事業再生支援事業
				安全対策支援等
				経済構造改革支援事業

高：高度デジタル特利 公：公共特利 事：事業再構築特利 日：対日アクセス特利 技：新技術特利  
 中：中心市街地特利

環境対策における事業については、対象事業者が環境配慮型経営促進事業における環境スコアリングを経た場合には、同事業の利率区分のとおり金利設定を行うことができる。

## 日本政策投資銀行－2

### ○地域再生支援融資のご案内

#### (1) 地域経済等の活力の創造のために

融資制度	対象地域・事業	対象業種・施設	金利	融資比率
地域産業 立地促進 事業	新事業創出促進法に基づく高度技術産業集積地域*1	①製造業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業の技術水準向上、企業体質改善に役立つ事業 ②ソフトウェア業、情報処理サービス業、産業用設備洗浄業、デザイン業、機械設計業、エンジニアリング業の新規立地事業または既存施設の拡充事業	政策金利Ⅰ	40%
	農村地域工業等導入促進法に基づく工業等導入地区	製造業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業の新規立地事業または既存施設の拡充事業	政策金利Ⅰ	50%
一極集中是正	大阪湾臨海地域開発整備法に基づく整備計画で定められた開発地区	各法律に基づく整備計画等に基づき整備される中核的施設もしくは産業業務施設等	政策金利Ⅰ	40%
	関西文化学術研究都市建設促進法に基づく関西文化学術研究都市の区域			
	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律に基づく地方拠点都市地域			
宿泊施設設備	外客誘致に必要と認められる施設として、国際観光ホテル整備法に基づく登録を受けた宿泊施設であって、外国人観光旅客の受入に適確に取り組む宿泊施設として国土交通省の確認を受けた宿泊施設の整備事業	政策金利Ⅰ	40%	
寒冷地産業 活動活性化	寒冷地産業活動活性化事業	政策金利Ⅱ	50%	

\*1 新事業創出促進法廃止後も引き続き同法に基づく地域を対象（平成19年度末まで）

(2) 地域の連携・自立のために

融資制度	対象地域・事業	対象業種・施設	金利	融資比率
地域産業振興 ・ 雇用開発	<p>下記の各地域に立地する事業、広域過疎事業または隣接過疎事業※であって雇用の確保・増大に役立つ事業</p> <p>①各法律に定められる過疎地域、半島振興対策実施地域、離島振興対策実施地域、奄美群島、小笠原諸島、振興山村、特別豪雪地帯</p> <p>②総務省の定める地域経済活性化対策推進地域又は、特定地域経済活性化対策推進地域</p>	<p>鉱業、製造業、運輸業、卸売業・小売業、建設業、サービス業、文化・教養・スポーツ・レクリエーション事業</p> <p>※過疎市町村を一定割合以上含む広域市町村圏内または過疎市町村に直接接する非過疎市町村で実施され、過疎市町村に対し一定の雇用効果を有する事業</p>	政策金利Ⅱ	50%
地域雇用開発促進法に基づく、	<p>①雇用機会増大促進地域における地域雇用機会増大計画適合事業</p> <p>②能力開発就職促進地域における地域能力開発就職促進計画適合事業（人材定着事業）*3</p>			
大規模基地活性化	企業立地・基地関連施設整備促進（面積が5,000ha以上の大規模基地）		政策金利Ⅱ	50%
自立型地域 創造支援	地域の産業振興、都市基盤整備等地域経済の自立的発展に役立つ事業		政策金利Ⅰ	50%
地域競争力 強化支援	各地域の特色を形成し明らかに集積が進んでいる中核業種に属し、地域の競争力強化に役立つ事業		政策金利Ⅰ 政策金利Ⅱ*2	40% 50%*2
地域金融 機能高度化	地域の金融機能の高度化に資する事業（地域経済の自立的な発展に役立つ事業に対し支援等を行う事業、買収等により事業の維持・継続を図る事業、地域中堅企業の合理化・効率化による事業維持・継続必要資金、地域企業向け与信の維持・継続等に必要な資金）		政策金利Ⅰ	30% 40% 50%
地域再生支援	地域再生計画に基づく事業		政策金利Ⅱ	50%

\*2 地方自治体が作成した中核業種に関する具体的な産業振興計画に該当する事業。または、地方自治体が策定した雇用計画等に若年失業に対する支援策が盛り込まれ、かつ地方自治体から雇用等に関連する予算措置を受けた事業者が行う事業

\*3 改正地域雇用開発促進法の施行後は、同法に準ずる

(3) 地域の街づくり、社会資本の整備のために

融資制度	対 象 事 業	金 利	融資比率
市街地再開発 高度利用	市街地再開発事業（保留床買い取り資金、テナントの負担する入居保証金も対象）、防災街区整備事業	政策金利Ⅰ 政策金利Ⅱ	40% 50%
	特定街区内建築物、総合設計建築物、地区計画等区域内建築物、密集市街地整備事業、都市再生特別措置法に基づき指定される「都市再生緊急整備地域」において行われる建築物整備事業、不動産流動化事業	政策金利Ⅰ	30% 40%
	特定民間都市基盤施設整備事業（公共施設を伴い都市機能の増進に資する建築物等の整備事業、都市計画施設特許事業、認定都市再生事業、多極分散型国土形成促進法に基づく業務施設集積地区における中核的施設整備事業）	政策金利Ⅰ 政策金利Ⅱ 公共特利	30% 40% 50%
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構特例業務用地処分活用促進事業、国公有財産等有効活用事業、独立行政法人都市再生機構が低未利用地を取得し整形・集約化や基盤整備を行う土地有効利用事業に係る土地において行われる建築物整備事業	政策金利Ⅰ 政策金利Ⅱ	30% 40%
中心市街地活性化 豊かな住環境整備	改正中心市街地活性化法に基づき市町村が作成し内閣総理大臣の認定を受けた中心市街地活性化基本計画で定められた中心市街地において行われる商業・サービス業施設、優良建築物	政策金利Ⅰ 政策金利Ⅱ ※一部中心市街地活性化特利有り	40% 50%
	景観・歴史的建造物活用・整備事業	政策金利Ⅰ	30%
民間資金活用型 社会資本整備	PFI法に定められた公共施設等の整備事業	政策金利Ⅱ	50%
公営事業民間化 等 促 進	地方公共団体が行う事業・資産（ガス、バス、病院等）の民間化等を行う事業	政策金利Ⅱ	50%
港湾機能総合整備	港湾の機能の高度化に資する中核的施設整備事業	政策金利Ⅰ 政策金利Ⅱ	40% 50%
地 方 私 鉄	三大都市圏、福岡市およびこれに近隣する地域以外の地域で、民鉄事業者により行われる事故防止工事、交通弱者対応工事、近代化・合理化事業	政策金利Ⅰ 政策金利Ⅱ	50%
バ ス 施 設 整 備	三大都市圏における輸送力増強に必要なバス施設の整備（10バス未満の一般バスターミナル等を除く）	政策金利Ⅰ	30%
	三大都市圏以外の地方圏におけるバス事業施設（地方バス補助対象車両を除く）	政策金利Ⅱ	40%
	バリアフリー施設（ノンステップバス、スロープ付きバス等）の整備	政策金利Ⅱ	50%

融資制度	対 象 事 業	金 利	融資比率
地 方 航 空 ネ ッ ト ワ ー ク	空港関連施設（空港ターミナル等）	政策金利Ⅰ 政策金利Ⅱ*3	50%
	通勤用航空事業関連施設	政策金利Ⅱ	50%
駐 車 場 等	自動車駐車場整備事業、自転車駐車場整備事業、SA・PA等整備事業	政策金利Ⅰ	30%
地 域 冷 暖 房	熱供給事業法に基づく地域冷暖房施設整備事業	政策金利Ⅰ 政策金利Ⅱ	40%
地 域 情 報 化	放送型CATVシステム整備事業、テレビピア指定地域内事業	政策金利Ⅰ 政策金利Ⅱ ※一部高度デジタル特利有り	40% 50%

\*3 離島の旅客ターミナルビル、バリアフリー施設整備事業、新規参入事業者が整備するもの





## 国際協力銀行－1

融 資 制 度 名	輸出金融（国内企業に対する貸付）	
融 資 対 象	日本国内で生産された機械・設備等の輸出又は日本からの技術の提供に必要な資金	
融 資 条 件	融 資 額	延払資金の5～7割限度
	融 資 期 間	OECDガイドラインに準じて決定致します。（通常2～10年程度）
	利 率	輸出入契約時金利固定（円CIRR）：1.95%（償還期間5年以下） 2.22%（償還期間5年超8.5年以下） 2.42%（償還期間8.5年超） （平成19年5月16日現在）
	担保・保証人	原則として、輸出代金債権の提供をお願いするとともに、（独）日本貿易保険の輸出代金保険の保険金請求権に質権を設定させていただきます。
備 考	<p>(1) 貸付は原則として申込企業の取引先金融機関と協調して行います。</p> <p>(2) 必要に応じ、外貨建（米ドル等）の融資も行いますので、詳細は下記にご照会下さい。</p>	
照 会 先	<p>国際協力銀行大阪支店</p> <p>大阪市北区堂島浜1-4-4 アクア堂島東館13F</p> <p>(06) 6346-4770</p>	

## 国際協力銀行－2

融 資 制 度 名	海外投資金融（国内企業又は日系合弁企業に対する貸付）		
融 資 対 象	<p>(1) 国内企業に対する貸付 日系合弁企業に対する出資、貸付などに要する資金</p> <p>(2) 日系合弁企業に対する貸付 日系合弁企業の必要とする長期借入金</p> <p>なお、事業の内容については特段の制限はありませんが、詳細については下記にご照会下さい。</p>		
融 資 条 件	融 資 額	所要資金（長期）の5～7割限度	
	融 資 期 間	事業のキャッシュフロー等を勘案して決定します。（通年5～10年程度）	
	利 率	<p>投資仕向け国、案件の内容、意義等を勘案の上、財政投融資金利をベースに個別に決定します。</p> <p>基準金利：2.2%</p> <p>特別金利：1.5～1.9%</p> <p>但し10年（3年据置後7年均等半年賦返済の場合）（平成19年5月16日現在）</p>	
	担保・保証人	担保・保証については御相談の上決めさせていただきます。	
備 考	<p>(1) 財投金利の改定等によって同利率も改定されますので、詳細は下記までご照会下さい。</p> <p>(2) 必要に応じ、外貨建（米ドル・ユーロ等）の融資も行いますので、詳細は下記にご照会下さい。</p>		
照 会 先	<p>国際協力銀行大阪支店</p> <p>大阪市北区堂島浜1-4-4 アクア堂島東館13F</p> <p>(06) 6346-4770</p>		

## 住宅金融支援機構－1

融 資 制 度 名		子育てファミリー向け賃貸住宅融資					
敷地、建物の条件		敷 地	建 て 方	構 造	地上階数	建 物 延べ面積	一戸当り の床面積
		敷地面積が 165㎡以上	一戸建以外 の建て方	耐 火 ・ 準 耐 火 (省令準耐火 構造含む。)	制 限 な し	住宅部分が 200㎡以上	専有面積が 原則 50㎡以上
融 資 条 件	融 資 期 間	35年以内					
	利 率	年4回の受付期間（備考参照）ごとに改定し、各受付期間終了後約2か月後に決定します。 平成19年8月 参考金利 35年固定 3.47% 15年固定 2.94%					
	融 資 手 数 料	無料 ※適合証明機関による設計及び竣工検査証明については有料となります。					
	担 保 ・ 連 帯 保 証 人	担 保：融資建物・敷地に第一順位の抵当権設定、 火災保険に第一順位の質権設定 連帯保証人：機関保証（(財)住宅改良開発公社）					
申 込 先		住宅金融支援機構北陸支店 営業推進グループ 金沢市丸の内4-12 金沢中央ビル TEL (076) 233-4254					
備 考		受付期間 第1回 平成19年4月2日～平成19年6月15日 第2回 平成19年7月2日～平成19年9月14日 第3回 平成19年10月初旬～平成19年12月中旬 第4回 平成20年1月初旬～平成20年3月中旬					

## 住宅金融支援機構－２

融 資 制 度 名	バリアフリー対応賃貸住宅融資					
敷地、建物の条件 ※一定要件にあてはまる場合	敷 地	建 て 方	構 造	地上階数	建 物 延べ面積	一戸当り の床面積
	敷地面積が 165㎡以上	一戸建以外 の建て方	耐 火 準 耐 火 (省令準耐火 構造含む。)	制限なし	住宅部分が 200㎡以上	専有面積が 25㎡以上
融 資 条 件	融 資 期 間	35年以内				
	利 率	年4回の受付期間（備考参照）ごとに改定し、各受付期間終了後約2か月後に決定します。 平成19年8月 参考金利 35年固定 3.47% 15年固定 2.94%				
	融 資 手 数 料	無料 ※適合証明機関による設計及び竣工検査証明については有料となります。				
	担 保 ・ 連 帯 保 証 人	担 保：融資建物・敷地に第一順位の抵当権設定、 火災保険に第一順位の質権設定 連帯保証人：機関保証（(財)住宅改良開発公社）				
申 込 先	住宅金融支援機構北陸支店 営業推進グループ 金沢市丸の内4-12 金沢中央ビル TEL (076) 233-4254					
備 考	(財)住宅改良開発公社と共同で事業を行っていただきます。 (財)住宅改良開発公社と連名でお申し込みいただきます。 受付期間 第1回 平成19年4月2日～平成19年6月15日 第2回 平成19年7月2日～平成19年9月14日 第3回 平成19年10月初旬～平成19年12月中旬 第4回 平成20年1月初旬～平成20年3月中旬					

# 農林漁業金融公庫－1

融資制度名		食 品 流 通 改 善 資 金			
		卸売市場近代化資金	卸売市場機能高度化 事業施設資金	食品生産販売提携 事業施設資金	食品生産製造提携 事業施設資金
融資対象者		<ul style="list-style-type: none"> <li>・開設者（地方公共団体を除く）</li> <li>・卸売業者</li> <li>・仲卸業者</li> <li>・卸売業者等の組織する法人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卸売市場の卸売業者</li> <li>・ 〃 仲卸業者</li> <li>・ 〃 仲卸業者組合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品販売業者又はその組織する法人</li> <li>・農林漁業者又はその組織する法人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品製造業者又はその組織する法人</li> <li>・農林漁業者又はその組織する法人</li> </ul>
資金使途		<ul style="list-style-type: none"> <li>・卸売市場施設 付設集団売場を含む卸売市場の業務に必要な施設</li> <li>・卸売業者施設 倉庫、冷蔵庫、計算センター、運搬機械、処理加工施設、事務用機械、従業員宿舍、場内事務所</li> <li>・仲卸業者施設 倉庫、冷蔵庫、計算センター、運搬機械、処理加工施設、事務用機械、従業員宿舍、配達センター、仲卸店舗設備</li> </ul>	営業権、出資	集出荷施設、処理加工施設、保管配送施設、販売施設又は、情報処理施設	食品製造業と農林漁業者が提携して行う設備資金 ①農林水産物生産に必要な施設 ②農林水産物生産に必要な共同利用施設 ③農業生産法人への出資 ④農林漁業関連事業を行う法人への共同出資 ⑤加工に係る事業用資産の取得 ⑥①～⑤と併せて行う加工食品の製造・流通・研究施設
融 資 条 件	限度額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卸売市場施設 事業費の80%以内</li> <li>・卸売業者施設 事業費の70%以内か次の額のいずれか低い額 一般 1億3,000万円 特認 5億5,000万円 (中小企業以外 一般 8億8,000万円 特認 10億8,000万円)</li> <li>・仲卸業者施設 事業費の70%以内か次の額のいずれか低い額 一般 3,900万円 特認 2億5,100万円 (3人以上共同事業、大規模組合の場合、別途加算)</li> <li>・大企業の場合 事業費の50%以内 (限度額は上記と同じ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業等 事業費の70%以内</li> <li>・大企業 事業費の50%以内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業等 事業費の80%以内</li> <li>・大企業 事業費の50%以内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業等 事業費の80%以内</li> <li>・大企業 事業費の50%以内</li> </ul>
	融資期間 (据置期間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卸売市場施設 25年以内 (5年以内)</li> <li>・卸売業者施設、仲卸業者施設 15年以内 (3年以内)</li> </ul>	7年以内 (1年以内)	15年以内 (3年以内)	15年以内 (3年以内)
	利 率	融資期間ごとに設定(※) 8年 10年 15年 1.85 2.00 2.20	融資期間ごとに設定(※) 8年 10年 15年 1.95 2.10 2.30	融資期間ごとに設定(※) 8年 10年 15年 中小企業 1.70 1.85 2.05 大企業 2.20 2.35 2.55	融資期間ごとに設定(※) 8年 10年 15年 中小企業 1.70 1.85 2.05 大企業 2.20 2.35 2.55
	担保・保証人	原則として必要（各資金共通）			
申 込 先		農林漁業金融公庫 北陸支店 業務第二課 金沢市本町1-5-2 (リファーレ9F) TEL (076) 263-6472 又は農林公庫代理店（銀行・信用金庫など）			
備 考		※貸付金利は貸付時の金利情勢により変動します。最新の金利は公庫等にご照会ください。			

## 農林漁業金融公庫－２

融 資 制 度 名	新 規 用 途 事 業 等 資 金		
融 資 対 象 者	特定農林畜水産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業を営む者		
資 金 使 途	「特定農林畜水産物」について行う新規の用途又は加工原材料用の新品種の採用に係る事業に必要な施設の改良、造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得		
融 資 条 件	限 度 額	中小企業等 事業費の80%以内 大企業 事業費の50%以内	
	融 資 期 間 ( 据 置 期 間 )	15年以内 (3年以内)	
	利 率	○融資期間ごとに設定(※) 8年 10年 15年 2.20 2.35 2.55	
	担 保 ・ 保 証 人	原則として必要	
申 込 先	農林漁業金融公庫 北陸支店 業務第二課 金沢市本町1-5-2 (リファーレ9F) TEL (076) 263-6472 又は農林公庫代理店 (銀行・信用金庫など)		
備 考	<p>「特定農林畜水産物」 米、麦、うんしゅうみかん、その他のかんきつ類、こんにゃく芋、りんご、トマト、たまねぎ、てん菜、さとうきび、小豆、いんげん、落花生、かんしょ、ばれいしょ、アスパラガス、スイートコーン、生乳、鶏肉、鶏卵、豚肉、しろざけ、かつお、いか、間伐材、しいたけ</p> <p>※貸付金利は貸付時の金利情勢により変動します。最新の金利は公庫等にご照会ください。</p>		

## 農林漁業金融公庫－3

融 資 制 度 名	乳 業 施 設 資 金				
融 資 対 象 者	乳 業 を 営 む 者				
資 金 使 途	飲用牛乳用処理施設、乳製品製造施設又は牛乳若しくは乳製品の流通の合理化に資する事業に必要な施設の改良、造成又は取得				
融 資 条 件	限 度 額	中小企業等 事業費の70%以内 大企業 事業費の50%以内			
	融 資 期 間 ( 据 置 期 間 )	15年以内 (3年以内)			
	利 率	○融資期間ごとに設定 (※)	8 年 2.20	10年 2.35	15年 2.55
	担 保 ・ 保 証 人	原則として必要			
申 込 先	農林漁業金融公庫 北陸支店 業務第二課 金沢市本町1-5-2 (リファーレ9F) TEL (076) 263-6472 又は農林公庫代理店 (銀行・信用金庫など)				
備 考	※貸付金利は貸付時の金利情勢により変動します。最新の金利は公庫等にご照会ください。				

## 農林漁業金融公庫－４

融 資 制 度 名	水 産 加 工 資 金														
融 資 対 象 者	水産加工業を営む者及び団体														
資 金 使 途	<p>「指定魚種」を原材料とする食用水産加工品について行う次の事業に必要な施設の改良、造成、取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得</p> <p>(1) 製造又は加工の共同化、原材料又は製品の転換、合併又は営業の譲受け</p> <p>(2) 新製品・新技術の開発又は導入</p>														
融 資 条 件	限 度 額	中小企業等 事業費の80%以内 大企業 事業費の50%以内													
	融 資 期 間 (据置期間)	15年以内 (3年以内)													
	利 率	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: left;">○融資期間ごとに設定 (※)</td> <td style="text-align: center;">8年</td> <td style="text-align: center;">10年</td> <td style="text-align: center;">15年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">一般</td> <td style="text-align: center;">1.85</td> <td style="text-align: center;">2.00</td> <td style="text-align: center;">2.20</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">特利</td> <td style="text-align: center;">1.70</td> <td style="text-align: center;">1.85</td> <td style="text-align: center;">2.05</td> </tr> </table> <p>※特利は融資額が1億2千万円までで、小型魚又は未利用部位を利用する事業の場合に適用されます (国庫補助事業及び大企業は除く)。</p>		○融資期間ごとに設定 (※)	8年	10年	15年	一般	1.85	2.00	2.20	特利	1.70	1.85	2.05
	○融資期間ごとに設定 (※)	8年	10年	15年											
一般	1.85	2.00	2.20												
特利	1.70	1.85	2.05												
担 保 ・ 保 証 人	原則として必要														
申 込 先	農林漁業金融公庫 北陸支店 業務第二課 金沢市本町1-5-2 (リファーレ9F) TEL (076) 263-6472 又は農林公庫代理店 (銀行・信用金庫など)														
備 考	<p>「指定魚種」とは…          あきさけ、あじ、いかなご、いわし、かつお、かれい、さば、さんま、          すけとうだら、たい、ぶり、ほっけ、まぐろ、まだら、いか、かき、          ほたてがい及び海藻類</p> <p>※貸付金利は貸付時の金利情勢により変動します。最新の金利は公庫等にご照会ください。</p>														



## 農林漁業金融公庫－5

融 資 制 度 名	特 定 農 産 加 工 資 金				
融 資 対 象 者	特 定 農 産 加 工 業 <sup>(※1)</sup> を 営 む 者 及 び 特 定 農 産 加 工 業 者 と 事 業 提 携 を す る 関 連 農 産 加 工 業 者 <sup>(※2)</sup>				
資 金 使 途	次に掲げる事業に必要な施設の取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得 (1) 新商品・新技術の研究開発又は利用 (2) 事業の転換 (3) 事業提携による生産の共同化				
融 資 条 件	限 度 額	中小企業等 事業費の80%以内 大 企 業 事業費の50%以内			
	融 資 期 間 ( 据 置 期 間 )	15年以内 (3年以内)			
	利 率	○融資期間ごとに設定 (※)	8 年	10年	15年
		・ 中小企業等 融資額 2 億7,000万円以下 融資額 2 億7,000万円超 ・ 大企業	} 1.70 } 1.85	1.85	2.00
	担 保 ・ 保 証 人	原則として必要			
申 込 先	農林漁業金融公庫 北陸支店 業務第二課 金沢市本町1-5-2 (リファール9F) TEL (076) 263-6472 又は農林公庫代理店 (銀行・信用金庫など)				
備 考	※1 特定農産加工業 かんきつ果汁製造業、非かんきつ果汁製造業、パインアップル缶詰製造業、トマト加工品製造業、甘しょでん粉製造業、馬れいしょでん粉製造業、牛肉調製品製造業、こんにゃく粉製造業、米加工品製造業、麦加工品製造業、乳製品製造業、豚肉調製品製造業 ※2 関連農産加工業 果実加工食品製造業、こんにゃく製品製造業、甘しょ加工食品製造業、馬れいしょ加工食品製造業、米菓製造業、みそ製造業、しょうゆ製造業、めん製造業、パン製造業、ビスケット製造業、冷凍冷蔵食品製造業、牛・豚肉以外の食肉調製品製造業 ※貸付金利は貸付時の金利情勢により変動します。最新の金利は公庫等にご照会ください。				

## 農林漁業金融公庫－6

融 資 制 度 名	中山間地域活性化資金（加工流通施設）				
融 資 対 象 者	農林畜水産物の加工、流通、販売業を営む者				
資 金 使 途	<p>国が指定した中山間地域で産出される農林畜水産物を利用した事業に必要な施設の改良、造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得</p> <p>(1) 新商品又は新技術の研究開発又は利用</p> <p>(2) 需要の開拓（アンテナショップ、展示場等）</p>				
融 資 条 件	限 度 額	中小企業等 事業費の80%以内 大企業 事業費の50%以内			
	融 資 期 間 (据置期間)	15年以内（3年以内）			
	利 率	○融資期間ごとに設定（※）	8年	10年	15年
		・中小企業等			
		融資額2億7,000万円以下	1.70	1.85	2.05
		融資額2億7,000万円超	1.95	2.10	2.30
		・大企業	2.20	2.35	2.55
	担保・保証人	原則として必要			
申 込 先	農林漁業金融公庫 北陸支店 業務第二課 金沢市本町1-5-2（リファーレ9F） TEL（076）263-6472 又は農林公庫代理店（銀行・信用金庫など）				
備 考	中山間地域 全国の市町村の54%が指定されている 山間地域及びその周辺の市町村 ※貸付金利は貸付時の金利情勢により変動します。最新の金利は公庫等にご照会ください。				

## 農林漁業金融公庫－7

融 資 制 度 名	食品産業品質管理高度化促進資金（HACCP資金）																		
融 資 対 象 者	食品の製造又は加工の事業を営む者																		
資 金 使 途	<p>HACCP手法の導入を図るため、指定認定機関（※1）の認定を受けた高度化計画に基づき実施する下記の事業又は当該施設の利用に必要な特別の費用の支出若しくは権利の取得</p> <p>① 建物の整備      ② 衛生管理設備の設置</p> <p>③ 監視制御システムのための機械・設備の設置</p> <p>④ ①～③と併せて、認定高度化計画の下で一体的に導入する生産施設</p>																		
融 資 条 件	限 度 額	<p>・中小企業等 事業費の80%以内又は20億円のいずれか低い額</p> <p>・大企業 事業費の50%以内又は20億円のいずれか低い額</p> <p>ただし、資金使途(4)の事業費については、下式により算出される既存処理能力に相当する事業費の1.5倍（大企業は1.0倍）を上限とする</p> $A = B \times C \div D$ <p>A：既存処理能力に相当する事業費 B：資金使途(4)の事業費 C：HACCP手法導入前の処理能力 D：HACCP手法導入後の処理能力</p>																	
	融 資 期 間 (据置期間)	15年以内（3年以内）																	
	利 率	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">○融資期間ごとに設定（※2）</td> <td style="text-align: center;">8年</td> <td style="text-align: center;">10年</td> <td style="text-align: center;">15年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">  中小企業等 2億7,000万円以下</td> <td style="text-align: center;">1.70</td> <td style="text-align: center;">1.85</td> <td style="text-align: center;">2.05</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">                  資金使途①～③</td> <td style="text-align: center;">1.85</td> <td style="text-align: center;">2.00</td> <td style="text-align: center;">2.20</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">  そ の 他</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		○融資期間ごとに設定（※2）	8年	10年	15年	中小企業等 2億7,000万円以下	1.70	1.85	2.05	資金使途①～③	1.85	2.00	2.20	そ の 他			
	○融資期間ごとに設定（※2）	8年	10年	15年															
中小企業等 2億7,000万円以下	1.70	1.85	2.05																
資金使途①～③	1.85	2.00	2.20																
そ の 他																			
担 保 ・ 保 証 人	原則として必要																		
申 込 先	<p>農林漁業金融公庫 北陸支店 業務第二課 金沢市本町1-5-2（リファール9F） TEL（076）263-6472 又は農林公庫代理店（銀行・信用金庫など）</p>																		
備 考	<p>※1 指定認定機関とは、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法に基づき、厚生労働大臣及び農林水産大臣の指定を受け、食品の種類ごとに高度化基準の作成及び高度化計画の認定を行う事業者団体をいう。</p> <p>※2 貸付金利は貸付時の金利情勢により変動します。最新の金利は公庫等にご照会ください。</p>																		

## 農林漁業金融公庫－ 8

融 資 制 度 名	食品安定供給施設整備資金																							
融 資 対 象 者	食品・飼料の製造、加工、流通の事業を営む者																							
資 金 使 途	<p>次の事業を行うのに必要な施設の改良、造成、取得</p> <p>(1) 基礎食料素材（穀粉、糖類、油脂、でんぷん、飼料）の製造・流通の合理化</p> <p>(2) 食品の流通機能高度化・高品位流通（一般・高度化）</p> <p>(3) バイオテクノロジーを応用した食品製造</p> <p>(4) 新規事業育成のための技術開発（一般・特定）</p> <p>(5) 食品残さの再資源化</p> <p>(6) (1)～(5)の施設の整備に関連して必要となる費用</p>																							
融 資 条 件	限 度 額	<p>(1)、(2)、(5) 融資対象事業費の40%</p> <p>(3) 同 50%</p> <p>(4) 同 40%又は50%</p> <p>(6) 同 20%</p>																						
	融 資 期 間 (据置期間)	<p>(1)～(5) 15年以内（3年以内）</p> <p>(6) 5年以内（1年以内）</p>																						
	利 率	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: left;">○融資期間ごとに設定（※）</td> <td style="text-align: center;">8年</td> <td style="text-align: center;">10年</td> <td style="text-align: center;">15年</td> </tr> <tr> <td>(1)、(2)一般、(5)</td> <td style="text-align: center;">2.20</td> <td style="text-align: center;">2.35</td> <td style="text-align: center;">2.55</td> </tr> <tr> <td>(2)高度化、(3)、(4)一般</td> <td style="text-align: center;">2.05</td> <td style="text-align: center;">2.20</td> <td style="text-align: center;">2.40</td> </tr> <tr> <td>(4)特定</td> <td style="text-align: center;">1.90</td> <td style="text-align: center;">2.05</td> <td style="text-align: center;">2.25</td> </tr> <tr> <td>(6)</td> <td style="text-align: center;">2.55（5年以内）</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </table>			○融資期間ごとに設定（※）	8年	10年	15年	(1)、(2)一般、(5)	2.20	2.35	2.55	(2)高度化、(3)、(4)一般	2.05	2.20	2.40	(4)特定	1.90	2.05	2.25	(6)	2.55（5年以内）	-	-
	○融資期間ごとに設定（※）	8年	10年	15年																				
(1)、(2)一般、(5)	2.20	2.35	2.55																					
(2)高度化、(3)、(4)一般	2.05	2.20	2.40																					
(4)特定	1.90	2.05	2.25																					
(6)	2.55（5年以内）	-	-																					
担 保 ・ 保 証 人	原則として必要																							
申 込 先	<p>農林漁業金融公庫 北陸支店 業務第二課          金沢市本町1-5-2（リファール9F）          TEL（076）263-6472          又は農林公庫代理店（銀行・信用金庫など）</p>																							
備 考	<p>※貸付金利は貸付時の金利情勢により変動します。最新の金利は公庫等にご照会ください。</p>																							

# 石川県制度金融－1

制 度 名	融 資 対 象	資金使途	融	
			限 度 額	
(設備投資、経営革新、新規創業等に) 構造改革支援資金	地域商工業活性化融資	〔一般分〕 工場、店舗、福利厚生施設、駐車場等の新增設等や機械設備、店舗設備等の導入を行う者で投資総額500万円以上のもの	千円	
			設備資金	50,000 (特認 200,000)
			事業資金	50,000 (特認 200,000) 〔ただし、運転資金〕 〔は10,000千円まで〕
	〔企業活性化支援分〕 ① 新製品開発、新分野開拓などの構造改革への対応を行うもの ② 受注の確保、販売の促進などの事業拡大を行うもの ③ 企業のイメージアップ、人材育成などの企業体質の改善を行うもの	運転資金	30,000 〔ただし、一般分、商業振興分と併用する場合は、合計200,000千円の範囲内〕	
経営革新等支援融資	〔経営革新支援分〕 法律の規定に基づき、経営革新計画を作成し知事又は大臣の承認を受けたもの	事業資金	200,000 〔ただし、運転資金〕 〔は50,000千円まで〕 経営革新支援分について、ニッチトップ事業の認定を受け、知事の推薦を受けた企業※ 400,000 〔ただし、運転資金〕 〔は100,000千円まで〕	
	〔海外展開支援分〕 県内における事業規模の縮小等を伴わずに実施する海外での生産等に係る事業所の設置や、販路開拓等を行うもの			
	〔情報技術活用支援分〕 企業内外ネットワークの整備等による業務の効率化及び生産工程の自動化等による生産の効率化を図るための情報技術（IT）化投資を行う者で、その投資額が500万円以上であるもの			
事業転換支援融資	3年以上同一の事業を行っている者で、 ① 中小企業再生・事業転換支援プログラムの対象者で、現在行っている事業を廃止し、他業種へ事業転換を行うもの ② 他業種に属する事業を開始し、新たに開始する事業の売上が、5年以内に全売上高の20%以上を占めることが見込まれるもの	事業資金	50,000 (特認 200,000) 〔ただし、運転資金〕 〔は20,000千円まで〕	

※融資利率は、

(H19.7.31.現在)

資 条 件		信用保証		取扱金融機関	融資申込先	所管課
期 間 (うち据置期間)	利率 (年)	担 保	付保			
15年以内 (2年以内)	% 2.45以内 (付保の場合1.95) ただし、期間が10年超の場合 は、変動金利2.15以内 (付保の場合1.65) 【産学・産業間連携支援分・ 子育て環境改善分】 2.25以内 (付保の場合1.75) ただし、期間が10年超の場合 は、変動金利1.95以内 (付保の場合1.45)	金融機関 所定の扱い	任意	%  保証協 会の定 める率 (0.43～ 1.64)	商工会議所又は商 工会の認定書を添 えて取扱金融機関	経 営
設備 15年以内 (2年以内) 運転 7年以内 (1年以内)	2.25以内 (付保の場合1.75) ただし、期間が10年超の場合 は、変動金利1.95以内 (付保の場合1.45)					
5年以内 (1年以内)	2.45以内 (付保の場合1.95)					
設備 15年以内 (3年以内) 運転 7年以内 (1年以内)	2.25以内 (付保の場合1.75) ただし、期間が10年超の場合 は、変動金利1.95以内 (付保の場合1.45) 【経営革新支援分で 小規模企業の場合】 2.15以内 (付保の場合1.65) ただし、期間が10年超の場合 は、変動金利1.85以内 (付保の場合1.35)	金融機関 所定の扱い 〔左記※の企 業について 保証付きの 場合 無担保枠 180,000千円〕	任意	0.70	経営革新計画の承 認書を添えて取扱 金融機関	支 援 課
				保証協 会の定 める率 (0.33～ 1.54)	知事の承認書を添 えて取扱金融機関	
設備 15年以内 (3年以内) 運転 7年以内 (1年以内)	2.25以内 (付保の場合1.75) ただし、期間が10年超の場合 は、変動金利1.95以内 (付保の場合1.45)	金融機関 所定の扱い	任意	保証協 会の定 める率 (0.43～ 1.64)	商工会議所又は商 工会の認定書を添 えて取扱金融機関	

市場金利の動向等により変更する場合があります。保証料率は、担保の状況等による割引制度があります。

## 石川県制度金融－2

制 度 名	融 資 対 象	資金使途	融	
			限 度 額	
(設備投資、経営革新、新規創業等に) 構造改革支援資金	創業者支援融資	新たに中小企業者として事業を開始する者(開業後1年未満の者を含む。)であって、開始しようとする事業に着手していることが客観的に明らかであるもの ただし、事業開始前の場合は、事業費1/5の以上の自己資金が必要。(創業支援プログラム及び革新的ベンチャー企業創出支援事業の対象企業は事業費の1/10以上の自己資金が必要)	事業資金	千円 20,000 ただし、運転資金は10,000千円まで 〔創業支援プログラム対象企業等の場合〕 40,000 ただし、運転資金は20,000千円まで
(売上げ減少、災害対策等経営安定に) 経営安定支援資金	小口融資	① 商工会議所若しくは商工会の会員又はそれらの経営指導を受けている者であって従業員40名以内(商業・サービス業10名以内) 〔特別小口(無保証人)の場合 小規模企業者(従業員20名以内(商業・サービス業5名以内))等 ・当座貸越の場合 小口融資利用者のうち、一定の財務要件等を満たすもの〕 ② 季節資金は、小規模企業者(従業員20名以内(商業・サービス業5名以内))	①事業資金	15,000 〔無保証の場合〕 12,500 当座貸越の場合 5,000
			②季節資金(益・年末)	3,000
	経営安定支援融資	〔一般分〕 ①から④のいずれかの要件を満たす者 売上減少率 ①最近3カ月10%以上 ②最近6カ月5%以上 欠損金 ③前期事業年度で税引後欠損金 ④今期事業年度で税引前欠損金見込 〔特別分〕 天候不順等の影響を受けているもの 〔再生支援分〕 商工調停士又は中小企業再生支援協議会の支援チームの指導を受けているもの 〔資金繰り支援分〕 売上減少等により経営の安定に支障を生じており、県制度金融の保証付き既往債務の借換等により資金繰りの改善を図る者で、経営安定関連保証を利用可能なもの(経営安定関連保証に係る市町長の認定書を有しているもの)	運転資金	80,000
		事業資金	80,000 (特認 280,000)	

※融資利率は、

(H19.7.31.現在)

資 条 件			信用保証		取扱金融機関	融資申込先	所管課
期 間 (うち据置期間)	利率 (年)	担 保	付保	保証料 (年)			
設備 7年以内 (1年以内) 運転 5年以内 (1年以内)	%  2.35以内 【中高年齢者創業支援分】 ただし、45歳以上の開業 者については2.05以内	原則として 無 担 保	必須	%  保証協 会の定 める率 (0.43～ 1.64)	商工組合中央金庫 三菱東京UFJ銀行 みずほ銀行、三井住友銀行 北國銀行、北陸銀行 福井銀行、富山第一銀行 福邦銀行、信用金庫 信用組合 信用農業協同組合連合会	商工会議所又は商 工会の認定書を添 えて取扱金融機関	経 営 支 援 課
設備 7年以内 (1年以内) 運転 5年以内 (1年以内) 当座貸越 2年以内	2.35以内 当座貸越 変動金利 2.15以内	原則として 無 担 保	必須	保証協 会の定 める 率 (0.13 ～1.34) 無保証人 の場合 0.50	原則として市町の 指定する金融機関	商工会議所又は商 工会を経由のうえ (当座貸越の場合 は推薦書を添え て) 取扱金融機関	
6カ月以内	2.15以内	金融機関 所定の扱い	任意	保証協 会の定 める率 (0.33～ 1.54)	取扱金融機関		
7年以内 (2年以内)	2.25以内 (付保の場合1.75)	金融機関 所定の扱い	任意	保証協 会の定 める率 (0.13～ 1.34)	商工組合中央金庫 三菱東京UFJ銀行 みずほ銀行、三井住友銀行 北國銀行、北陸銀行 福井銀行、富山第一銀行 福邦銀行、信用金庫 信用組合 信用農業協同組合連合会	商工会議所、商工 会の認定書を添え て取扱金融機関 ただし、再生支援 分については、商 工会議所、石川県 商工会連合会、又 は(財)石川県産 業創出支援機構の 推薦書を添えて取 扱金融機関	
	1.75以内	原則として 無 担 保		保証協 会の定 める 率 (0.33 ～1.54)			
7年以内 (1年以内) 実情に応じ 10年以内 (1年以内)	2.50以内 ただし、期間が7 年超の場合は、 変動金利2.15以内	保証協会 所定の扱い	必須	0.80			

市場金利の動向等により変更する場合があります。保証料率は、担保の状況等による割引制度があります。



## 石川県制度金融－3

制 度 名		融 資 対 象	資金使途	融
				限 度 額
(売上げ減少、災害対策等経営安定に) 経営安定支援資金	連鎖倒産防止・災害対策融資	① 国の指定する倒産事業者の関連中小企業者等 ② ①以外の倒産事業者の関連中小企業者等	運転資金	千円 50,000
		地震、火災、風水害等により被害を受けたもの	設備資金	1 災害につき 50,000
(被災企業の復旧・復興を緊急支援) 能登半島地震対策融資		〔①復旧支援分〕 能登半島地震により、3市4町(※)内の事業所及び主要な事業用資産に損害を受けたもの等(申込取扱期間：平成20年3月31日まで) 〔②復興支援分〕 3市4町(※)内の中小企業者で、能登半島地震により最近1カ月間の売上高が前年同期比で10%以上減少する見込みがあるもの (申込取扱期間：平成20年3月31日まで) ※3市4町：災害救助法が適用となった七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、中能登町、穴水町、能登町	①設備資金と付帯運動資金	100,000
			②運転資金	80,000 (特認 160,000)
(県外企業等の新規立地に) 企業立地促進融資		県外からの企業の新規立地で県が指定する用地(工場適地等)に立地し、雇用効果及び下請波及等の経済効果があるもの	設備資金	500,000 (投資額の2/3以内)
(労働関係)	勤労者育児・介護休業融資	育児・介護休業を取得中の者であって、育児・介護休業期間終了後、復職することが確実な者	生活資金	1,000

### [観光交流局関係]

(観光関係設備資金)	観光施設整備資金	〔一般分〕 ① 旅館(ビジネスホテルを含む)業者 ② ①を構成員とする組合	設備資金	100,000 (特認 200,000)
	民宿整備資金	県民宿協会の会員又は県民宿協会の推薦を受けた者	設備資金	10,000

### [健康福祉部関係]

(バリアフリー関係)	バリアフリー施設整備促進融資	石川県バリアフリー社会の推進に関する条例及び同規則に基づき、整備基準に適合した公益的施設の整備を行う事業者	設備資金	新築等 30,000 (工事費の20%以内) 改修 10,000
------------	----------------	---	------	--

※融資利率は、

(H19.7.31現在)

資 条 件			信用保証		取扱金融機関	融資申込先	所管課
期 間 (うち据置期間)	利率 (年)	担 保	付保	保証料 (年)			
7年以内 (2年以内)	% 2.25以内	金融機関 所定の扱い	任意	% 保証協会の定 める率 (0.33～ 1.54)	商工組合中央金庫 三菱東京UFJ銀行 みずほ銀行、三井住友銀行 北國銀行、北陸銀行 福井銀行、富山第一銀行 福邦銀行、信用金庫 信用組合 信用農業協同組合連合会	①市町長の認定書 を添えて取扱金 融機関 ②取扱金融機関	経営支援課
10年以内 (2年以内) 特認 15年以内 (2年以内)	1.00以内 (固定) 特認 1.65以内 (変動)	金融機関 所定の扱い	必須	保証協会の定 める率 (0.13～ 1.34)		〔復旧支援分で利 子補助等を受け ない場合〕 市町長等の被災 証明書等を添え て取扱金融機関 〔それ以外の場合〕 商工会議所、商 工会の認定書、 確認書等を添え て取扱金融機関	
7年以内 (2年以内) 特認 10年以内 (2年以内)	※激甚災害指定地域（七尾市、輪島市、 志賀町、穴水町）の事業用建物が全半 壊等以上の損害を被ったもの等には、 利子（当初5年分）及び保証料全額の 補助制度あり。						
15年以内 (2年以内)	2.25以内 ただし、期間が10 年超の場合は、 変動金利1.95以内	金融機関 所定の扱い	任意	保証協会の定 める率 (0.33～ 1.54)		知事の認定書を添 えて取扱金融機関	産業立地課
5年以内 (1年以内)	1.35	連帯保証人 1名	必須	0.18	労働金庫	取扱金融機関	労企 画 働 課

10年以内 (3年以内)	2.45以内	金融機関 所定の扱い	任意	保証協会の定 める率 (0.5～ 2.2)	商工組合中央金庫 三菱東京UFJ銀行 みずほ銀行、三井住友銀行 北國銀行、北陸銀行 福井銀行、富山第一銀行 福邦銀行、信用金庫 信用組合 信用農業協同組合連合会	取扱金融機関 〔特認の場合は〕 知事の認定書 を添えて	観光推進課
10年以内 (1年以内)	2.25以内						

10年以内 (3年以内)	1.00以内	金融機関 所定の扱い	任意	保証協会の定 める率 (0.33～ 1.54)	商工組合中央金庫 三菱東京UFJ銀行 みずほ銀行、三井住友銀行 北國銀行、北陸銀行 福井銀行、富山第一銀行 福邦銀行、信用金庫 信用組合 信用農業協同組合連合会	知事の認定書を添 えて取扱金融機関	厚生政策課
-----------------	--------	---------------	----	----------------------------------	---	----------------------	-------

市場金利の動向等により変更する場合があります。保証料率は、担保の状況等による割引制度があります。

## 石川県制度金融－４

### [環境部関係]

(環境保全関係) 環境保全資金	環境保全のための施設の設置等、知事の適格証明書の交付を受けた中小企業者又は組合	事業資金	50,000 (特認 100,000) 〔ただし、土壌汚染 対策法に基づく措 置の場合 100,000〕
(産業廃棄物処理関係) 産業廃棄物処理施設整備資金	産業廃棄物最終処分場又は産業廃棄物焼却施設の整備事業を行う中小企業者又は組合	設備資金	産業廃棄物最終処分場 500,000 産業廃棄物焼却施設 100,000

※融資利率は、

**【問い合わせ先】** 石川県商工労働部経営支援課 (担当：金融グループ) [石川県庁：〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地]  
TEL (076) 225-1522 (直通) TEL (076) 225-1111 (代表)

観光関係融資制度：石川県観光交流局観光推進課 (担当：基盤整備グループ)  
TEL (076) 225-1542 (直通)

労働関係融資制度：石川県商工労働部労働企画課 (担当：企画・労働福祉グループ)  
TEL (076) 225-1531 (直通)

設備10年以内 運転5年以内	一般分 2.25以内 特利分 2.25以内	金融機関 所定の扱い	任意	保証協 会の定 める率 (0.33～ 1.54)	商工組合中央金庫 三菱東京UFJ銀行 みずほ銀行、三井住友銀行 北國銀行、北陸銀行 福井銀行、富山第一銀行 福邦銀行、信用金庫 信用農業協同組合連合会	知事の適格証明書を添えて取扱金融機関	環境政策課
10年以内 (2年以内)	2.25以内	金融機関 所定の扱い	任意	保証協 会の定 める率 (0.33～ 1.54)	商工組合中央金庫 三菱東京UFJ銀行 みずほ銀行、三井住友銀行 北國銀行、北陸銀行 福井銀行、富山第一銀行 福邦銀行、信用金庫 信用農業協同組合連合会	知事の認定書を添えて取扱金融機関	廃棄物対策課

市場金利の動向等により変更する場合があります。保証料率は、担保の状況等による割引制度があります。

企業立地促進融資制度：石川県商工労働部産業立地課（担当：企業誘致担当）  
TEL (076) 225-1517（直通）

バリアフリー関係融資制度：石川県健康福祉部厚生政策課（担当：管理・援護グループ）  
TEL (076) 225-1411（直通）

環境保全関係融資制度：石川県環境部環境政策課（担当：企画管理グループ）  
TEL (076) 225-1461（直通）

産業廃棄物処理施設整備関係融資制度：石川県環境部廃棄物対策課（担当：審査グループ）  
TEL (076) 225-1471（直通）

# 金 沢 市 制 度 金 融 ー 1

制 度 名		融 資 対 象 事 業 等	融 資 対 象 者	融	
				限 度 額	返 済 期 間
産 業 振 興 資 金	一 般 分	店舗、事務所、工場（工業地域内）、福利厚生施設などの新增設、改造、取得ならびに関連設備の設置	中 小 企 業 者 及 び 組 合	千円 1 事業 100,000 (対象経費の3/4以内)	13年以内 土地付15年以内 〔ほかに1年 以内据置〕
	特 別 分	ホテル、旅館、料亭および共同施設の新増設、改造、取得ならびに関連設備の設置	中 小 企 業 者 及 び 組 合	1 事業 100,000 特に必要と認められる場合は 200,000 (同 上)	13年以内 土地付15年以内 (同 上)
	公 害 防 除 資 金	事業所から発生する公害を防止するための施設の設置および土壌汚染対策	中 小 企 業 者	1 事業 100,000 (対象経費の9/10以内)	10年以内 (同 上)

企業立地促進資金	特定事業所、高度技術工場、製造工場等（特定地区内）、流通業務施設の新増設、取得	企 業 者 (製造業、道路貨物運送業、倉庫業、卸売業など)	1 事業 500,000 (対象経費の3/4以内)	15年以内 (同 上)
中心市街地活性化事業資金	中心市街地への出店および市街地再開発ビルへの出店	事業認定を受けた中小企業者及び組合（小売業・一般飲食店など）	1 企業 1 組合 100,000	13年以内 土地付15年以内 (同 上)
中小企業情報化推進資金	企業のIT（情報技術）化	事業認定を受けた中小企業者及び組合	1 企業 1 組合 20,000	10年以内 〔1年以内 据置を含む〕
伝統産業工房等整備資金	伝統工芸品を製作するための工房の整備ならびに工房で使用する設備機器の設置	伝 統 産 業 従 事 者	1 事業 20,000 (対象経費の3/4以内)	10年以内 (同 上)
中小企業振興金 特 別 資 金	経営安定のために必要な事業資金	中 小 企 業 者 及 び 組 合	1 企業 1 組合 40,000	7年以内 〔2年以内 据置を含む〕
緊急経営安定特別資金 (セーフティネット資金)	経営安定関連保証（信用保険法第2条第3項第1～8号）による、経営安定のために必要な事業資金	経営安定関連保証の信用保証を受ける中小企業者及び組合	1 企業 1 組合 50,000	運転7年以内 〔1年以内 据置を含む〕 設備10年以内 〔1年以内 据置を含む〕
中小企業創業者支援資金	創業のため若しくは創業後の経営安定に必要な事業資金	創業を図り又は創業して1年未満の中小企業者	1 企業 20,000	6年以内 〔6か月以内 据置を含む〕

(H18.6.1.現在)

資		内		容		受 付
利 率	返済方法	担保	連帯保証人	取 扱 金 融 機 関 等		
年2.20%	元金均等償還	金融機関 の定める ところに よります	金融機関 の定める ところに よります	商 工 中 金 北 國 銀 行 北 陸 銀 行 福 井 銀 行 富 山 第 一 銀 行 福 邦 銀 行 金 沢 信 用 金 庫 北 陸 信 用 金 庫 の と 共 栄 信 用 金 庫 興 能 信 用 金 庫 鶴 来 信 用 金 庫 石 動 信 用 金 庫 金 沢 中 央 信 用 組 合 石 川 県 医 師 信 用 組 合 三 井 住 友 銀 行 み ず ほ 銀 行	随 時 金 沢 市 商 業 振 興 課 TEL (220) 2204 〔公害防除資金に〕 ついては環境保 全課で受付する〕 TEL (220) 2521	
年2.00%						

年2.00%	同 上	同 上	同 上	産 業 振 興 資 金 に 同 じ (石川県医師信用組合を除く)	随 時 金 沢 市 商 業 振 興 課 TEL (220) 2204
年2.00%	同 上	同 上	同 上	産 業 振 興 資 金 に 同 じ	同 上
年1.80%	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
年2.00%	同 上	同 上	同 上	産 業 振 興 資 金 に 同 じ (石川県医師信用組合を除く)	同 上
年2.00%	同 上	同 上	同 上	産 業 振 興 資 金 に 同 じ	随 時 取 扱 金 融 機 関
年2.00%	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
年2.00%	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上

※融資利率は、変更することがあり、融資実行時点の利率が適用されます。

## 金 沢 市 制 度 金 融 - 2

制 度 名		融 資 対 象 事 業 等	融 資 対 象 者	融	
				限 度 額	返 済 期 間
季 節 資 金		季節的な資金需要に対応するために必要な短期事業資金	中 小 企 業 者 及 び 組 合	千円 1 企業 6,000 1 組合 10,000	6 か月以内
小 口 事 業 資 金	追 認 小 口 分	追認保証による、小規模事業者の経営安定のために必要な事業資金	従業員40名以内（商業・サービス業10名以内）の中小企業者	1 企業 15,000	運転 5 年以内 〔 1 年以内 〕 据置を含む  設備 7 年以内 〔 1 年以内 〕 据置を含む
	当 座 貸 越 分	当座貸越による、小規模事業者の経営安定のために必要な事業資金	追認小口分利用者のうち一定の財務要件を充たす中小企業者	1 企業 5,000 (追認小口分の内枠)	2 年以内

### その他の団体に協調している制度

機械工業構造改善事業貸付金（機械貸与）	機械金属、電気電子工業等に使用する設備および生産品の品質向上のための試験、計測機器の設置	中 小 企 業 者	1 企業 (特)	60,000 80,000	7 年以内 (同 上)
---------------------	--	-----------	-------------	------------------	----------------

(H18.6.1.現在)

資 内 容				受 付	
利 率	返済方法	担保	連帯保証人		
年2.15%	元金均等償還 または一括	金融機関 の定める ところによ ります	金融機関 の定める ところによ ります	取扱金融機関等  産業振興資金に同じ	夏季：6月～8月 年末：11月～12月 取扱金融機関
年2.10%	元金均等償還	原 則 無担保	保証協会 の定める ところによ ります	取扱金融機関等  産業振興資金に同じ ほかイオ信用組合	随 時 金沢商工会議所 TEL(263)1161 森本商工会 TEL(258)0276
年2.15% (変動金利)	随時または 金融機関 予定の扱い				

※融資利率は、変更することがあり、融資実行時点の利率が適用されます。

年2.75% 〔貸与料助成 制度あり〕	元金18回 均等償還 (4ヶ月毎)	無担保 機械の所 有権は完 済後所有 権移転	2名以上	石川県鉄工機電協会	鉄工機電協会 TEL(268) 0121
---------------------------	-------------------------	------------------------------------	------	-----------	----------------------------



## 七尾市制度金融

融資制度名		融 資 対 象	資金使途	限 度 額	
追認保証小口事業資金 (県と協調)		市内に事業所を有し、1年以上引き続き同一の事業を営んでいる中小企業者。 (中小企業基本法2条1項に規定する中小企業者。) 商工会議所又は商工会の会員若しくは経営指導を受けている者。常時使用する従業員が40名以内 (商業・サービス業10名以内)。	運 転 資 金	15,000千円	
			設 備 資 金	12,500千円	
中 小 企 業 振 興 資 金	店 舗 改 装 資 金	市内に引き続き1年以上同一の事業を営む卸小売商業者。 (資本の額又は出資の総額が5,000万円以下。従業員が50人以下。)	店舗増改築 店内の改装 駐車場設置	5,000千円	
	観 光 施 設 整 備 資 金	市内に旅館施設を有する者。土産品の製造販売を1年以上営む者。 (資本の額又は出資の総額が5,000万円以下。従業員が100人以下)	観光施設の 整備改善		
	機 械 設 備 近 代 化 資 金	市内に引き続き1年以上同一の事業を営む工業者。 (資本の額又は出資の総額が1億円以下。従業員が300人以下。)	機械器具、 装置の購入		
	経 営 安 定 資 金	市内に住所、事業所を有し、1年以上同一場所で同一事業を営む者。 (中小企業基本法2条1項に規定する中小企業者。)	運 転 資 金	5,000千円	
	高 度 化 資 金	共同施設設置資金	事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、商店街振興組合、環境衛生同業組合、企業組合、協業組合。	施設設置、 土地購入等	30,000千円
		工場集団化 工場共同化資金	事業協同組合、事業協同小組合、協業組合、企業組合。	工業団地の 造成、共同 工場の建設	
		店舗等集団化資金	事業協同組合、事業協同小組合。 (資本の額又は出資の総額が1,000万円以下。従業員が50人以下。)	卸売団地の 造成	
		商店街近代化資金	事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、商店街振興組合。	商店街の環 境整備	
		小売商業店舗 共同化資金	事業協同組合、事業協同小組合、中小小売商業者による会社。	スーパーマ ーケット等 の共同設立	
	辺 地 産 業 育 成 資 金		市内に住所を有し、1年以上辺地地域において同一事業を営む者。県信用保証協会の保証対象業種。	運 転 資 金 設 備 資 金	5,000千円
観 光 施 設 整 備 資 金	一 般 事 業	市内の旅館業を営業者で、原則として1年以上引き続きその事業を営んでいる者。	設 備 資 金	50,000千円	
	特 別 事 業	市内の旅館業を営業者で、原則として1年以上引き続きその事業を営んでいる者であって、石川県地域総合整備資金の貸付けを受ける者。	設 備 資 金	300,000千円	
延 払 機 械 設 備 貸 与 資 金 (石川県鉄工機電協会と協調)		市内の中小企業を中心に鉄工業界の構造改善のための設備を県鉄工機電協会が購入し貸与		1 企業 60,000千円 (特) 80,000千円	

(H19.7.1.現在)

融 資 内 容						
貸付期間	利 率	返済方法	担 保	保 証 人	取扱金融機関	申込み・問合せ
運転 5年以内	2.35%以内	月賦償還	要 せ ず	保証協会の 取扱いによる		
設備 7年以内		一括償還				
7年以内 (12か月限度据置)	2.35%以内	月賦償還	要せず(付保 の場合は指定 金融機関の取 扱いによる)	1名以上	北 國 銀 行 北 陸 銀 行 のと共栄信用金庫 興能信用金庫	左記指定金融機関 七尾市産業政策課 七尾商工会議所 能登鹿北商工会
5年以内 (12か月限度据置)	2.35%以内	月賦償還 一括償還				
10年以内 (12か月限度据置)	2.35%以内	月賦償還 半年賦償還	商工中金の取 扱いによる	商工中金の 取扱いによる	商 工 中 金	商工中金金沢支店 七尾市産業政策課 七尾商工会議所 能登鹿北商工会
5年以内 (12か月限度据置)	2.35%以内	月賦償還	要せず(付保の場 合は指定金融機関 の取扱いによる)	1名以上	のと共栄信用金庫	のと共栄信用金庫 七尾市産業政策課 七尾商工会議所 能登鹿北商工会
10年以内 (3年据置)	2.45%以内	月賦償還	指定金融機関 の取扱いによる	指定金融機 関の取扱い による	北 國 銀 行 北 陸 銀 行 のと共栄信用金庫 興能信用金庫 商 工 中 金	左記指定金融機関 七尾市産業政策課 七尾商工会議所 能登鹿北商工会
15年以内 (3年据置)	2.25%以内	月賦償還				
7年以内 (12か月限度据置)	2.75%	貸付の 翌年度から 均等償還	無担保機械の 所有権は完済 後所有権移転	2名以上	石川県鉄工機電協会	石川県鉄工機電協会

# 小松市制度金融－1

制 度 名		融 資 対 象	資金使途	融	
				限 度 額 (千円)	
経 営 安 定 支 援	中 小 企 業 緊 急 支 援 資 金	市内で1年以上同一事業を営んでいる中小企業者	運 転 資 金		20,000
	中 小 企 業 振 興 資 金	市内で1年以上同一事業を営んでいる中小企業者	設 備 資 金		40,000
	中 小 企 業 季 節 資 金	市内で1年以上同一事業を営んでいる中小企業者	夏 季 ・ 年 末 の 運 転 資 金		5,000
新 規 立 地 支 援	中 小 企 業 立 地 促 進 資 金	市内で工場等の新・増設を行う中小企業者（一部市外中小企業者の立地も可）	設 備 資 金	投資額の3分の2以内で	100,000
起 業 支 援	起 業 家 支 援 資 金	市内で新たに事業を開始しようとする者（開業1年未満の者含む）	事 業 資 金		7,000
組 合 支 援	組 合 体 質 強 化 資 金	市内で1年以上経済事業を行っている組合及び組合員	事 業 資 金	共 同 転 貸	50,000 10,000
	高 度 化 事 業 助 成 資 金	独立行政法人中小企業基盤整備機構の資金助成の対象となった高度化事業を行う組合	設 備 資 金	（総事業費－独立行政法人中小企業基盤整備機構及び県融資額）の80%以内で	100,000
特 定 目 的 事 業 支 援	公 共 事 業 推 進 商 店 振 興 資 金	公共事業工事で影響のある商店	運 転 資 金		1,000
	都 市 計 画 事 業 設 備 資 金	市街地再開発事業、都市計画街路事業で建築・取得する者	建 築 取 得 資 金	費用の40%以内で	15,000
	環 境 保 全 施 設 整 備 資 金	公害の発生及び地球温暖化を防止するための施設を整備する中小企業者・組合・個人	環 境 保 全 施 設 資 金	個人・会社 組 合	5,000 10,000
	防 火 設 備 等 整 備 資 金	防火区域内における消防用設備をする者	消 防 用 設 備 資 金	一定施設	10,000 (20,000)

資 条 件			取扱金融機関等	融資申込先	所 轄 課
期間(内据置期間)	利率(年)%	担保・保証人			
6年以内 (6月以内)	2.25	金融機関所定の扱い	北 國 銀 行 北 陸 銀 行 福 井 銀 行 富 山 第 一 銀 行 福 邦 銀 行 銀 行 北 陸 信 用 金 庫 金 沢 信 用 金 庫 鶴 来 信 用 金 庫 商 工 組 合 中 央 金 庫	市長の適格証明書を添えて取扱金融機関	商工振興課
7年以内 (6月以内)	2.35	金融機関所定の扱い		市長の適格証明書を添えて取扱金融機関	商工振興課
6月以内	2.15	金融機関所定の扱い		取扱金融機関 (夏季：6月15日～8月31日) (年末：11月1日～12月末)	商工振興課
土地建物10年以内 (1年以内) 機械設備7年以内 (1年以内)	2.30	金融機関所定の扱い		市長の適格証明書を添えて取扱金融機関	商工振興課
6年以内 (6月以内)	2.25	担 保：信用保証協会 所定の扱い 保証人：1名以上 (法人の場合は代表者を含めて2名以上)		市長の適格証明書を添えて取扱金融機関	商工振興課
運 転 5年以内 (6月以内) 設 備 7年以内 (6月以内)	2.35	金融機関所定の扱い		取扱金融機関	商工振興課
10年以内 (6月以内)	2.35	担 保：金融機関所 定の扱い 保証人：組合の役員		市長の適格証明書を添えて取扱金融機関	商工振興課
3年以内 (6月以内)	2.35	金融機関所定の扱い		市長の適格証明書を添えて取扱金融機関	下水道普及 促進課 土木課 都市計画課 料金業務課
耐火建築物15年以内 (6月以内) その他の建築物12年以内 (6月以内)	2.35	金融機関所定の扱い		市長の適格証明書を添えて取扱金融機関	都市計画課
5年以内 (6月以内)	2.35	金融機関所定の扱い		市長の適格証明書を添えて取扱金融機関	環境企画課
7年以内 (10年以内) (6月以内)	2.35	金融機関所定の扱い	消防長の適格証明書を添えて取扱金融機関	消防本部 予防課	

## 小松市制度金融－2

制 度 名		融 資 対 象	資金用途	融	
				限 度 額 (千円)	
特定目的事業支援	下水道宅内工事促進資金	農業集落排水処理区域内での便所等の改造をする者	改造資金	1,600	
	排水設備工事促進資金	し尿及び生活排水を下水道に接続する者	改造資金	個人 事業者アパート	1,000 5,000
	地域下水道排水設備工事促進資金	し尿及び生活排水を下水道に接続する者	改造資金	1,000	
労働関係	勤労者育児・介護休業生活資金	育児・介護休業取得中の者で育児・介護休業期間終了後復職することが確実な者	生活資金	1,000	
	(労働者生活資金)	労働組合組織に加入している者	住宅・生活資金	住宅 生活	100,000 10,000
	(労働者福利厚生資金)	上記を除く勤労者	住宅・生活資金	住宅 生活	100,000 10,000
	勤労者小口資金	市内に1年以上在住し、同一事業所に1年以上勤務する勤労者	生活資金	1,000	
経営安定支援	小口融資	商工会議所会員又は経営指導を受けている者で従業員40名以内（商業・サービス業10名以内）	事業資金	15,000	
		特別小口 小規模事業者（従業員20名以内 商業・サービス業5名以内）		12,500	
		当座貸越：小口融資利用者のうち一定の財務要件等を満たす者		5,000	
県外企業等の新規立地支援	企業立地促進融資	県の指定する工場適地等に立地する企業で雇用増、下請への波及効果のあるもの	設備資金	投資額の3分の2以内で 500,000	

※融資利率は、市場金利の動向等により変更することがあります。

### その他の団体に協調している制度

機械設備貸与支援	(社)石川県鉄工機電協会 延 払 機 械 設 備 貸 与 資 金	中小企業者、協同組合等の共同事業施設、機械金属、電機電子工業等に使用する設備等	機械貸与資金	特認	60,000 80,000
----------	--	---	--------	----	------------------

※融資利率は、市場金利の動向等により変更することがあります。

資 条 件			取扱金融機関	融資申込先	所 轄 課
期間（据置期間）	利率（％）	担 保			
5年以内	1.80	金融機関所定の扱い	小松市農業協同組合	市長の適格証明書を添えて取扱金融機関	下水道普及促進課
5年以内	無利子	連帯保証人 1名 連帯保証人 2名		下水道普及促進課	下水道普及促進課
5年以内	無利子	連帯保証人 1名		下水道普及促進課	下水道普及促進課
5年以内 (500千円以下の場合は3年以内)	1.35	連帯保証人 1名	北陸労働金庫	北陸労働金庫	商工振興課
住宅 35年以内 生活 10年以内 (教育ローン15年以内)	変動2.475～4.050 固定1.400～5.500	担保：住宅資金－有担保 担保：生活資金－無保証人：協会保証付により原則不要	北陸労働金庫	北陸労働金庫	商工振興課
住宅 35年以内 生活 10年以内 (教育ローン15年以内)	変動2.475～4.050 固定1.400～5.500	担保：住宅資金－有担保 担保：生活資金－無保証人：協会保証付（場合により保証人要）	北陸労働金庫	北陸労働金庫	商工振興課
3年以内	2.85	担保：無 保証人：取扱金融機関所定の扱い	北陸労働金庫	北陸労働金庫	商工振興課
設備 7年以内 運転 5年以内 (1年以内)	2.10	無担保、保証人：金融機関所定の扱い	原則として 市指定の金融機関	商工会議所 経由のうえ 取扱金融機関	県経営支援課
		無担保・無保証			
2年以内	2.15	無担保、保証人：金融機関所定の扱い			
15年以内 (2年以内)	2.00	金融機関所定の扱い	商工中金・東京三菱UFJ・みずほ・三井住友・北國・北陸・福井・富山第一・福邦銀行・信用金庫・信用農業協同組合連合会	知事の認定書を添えて取扱金融機関	県産業立地課

7年以内 (1年以内)	2.75	頭金：10%、無担保 保証人：2名以上	(社) 石川県鉄工機電協会	(社) 石川県鉄工機電協会	(社) 石川県鉄工機電協会
----------------	------	------------------------	------------------	------------------	------------------

## 輪 島 市 制 度 金 融

融 資 制 度 名	融 資 対 象	資 金 使 途	限 度 額
			輪 島 市 中 小 企 業 経 営 安 定 資 金 ( 輪 島 市 制 度 )
	特別融資枠 200万円		
	設 備	1,000万円	

※利用促進策

輪島市中小企業経営安定資金の利用者は、平成14年度～19年度の新たな融資申込者に限り0.35%の利子補給を行っています。

融 資 条 件				信用保証		取 扱 金 融 機 関
返済期間	利率 (%)	担 保	保証人	付保	保証料	
5 年以内 (据置 5ヶ月以内)	石川県 小口融資制 度の利率に 準ずる。	金融機関 所定の扱い	金融機関 所定の扱い	任意	保証協会の 定める率	北 國 銀 行 北 陸 銀 行 興 能 信 用 金 庫 の と 共 栄 信 用 金 庫
5 年以内 (据置 1年以内)						
8 年以内 (据置 8ヶ月以内)						



## 珠 洲 市 制 度 金 融

融 資 制 度 名		融 資 対 象	資 金 使 途	限 度 額
商 工 関 係	小 口 融 資	商工会議所の会員又はそれらの経営指導を受けているものであって小規模企業者（従業員40人以内〔商業・サービス業10人以内〕）等	運 転 資 金 設 備 資 金	15,000千円 無保証人 12,500千円
	鉄工機電協会延払 機械設備貸与資金	1. 中小企業基本法に規定する中小企業者 2. 協同組合等の共同事業施設	機 械 貸 与 資 金	60,000千円 特認 80,000千円
	企業経営安定資金		運 転 資 金 設 備 資 金	
観 光 関 係	民 宿 整 備 資 金	県民宿協会の会員又は県民宿協会の推薦を受けた者	設 備 資 金	10,000千円
労 働 関 係	勤 労 者 貸 付 資 金	組織労働者	生 活 資 金 住 宅 資 金	金融機関の定める貸 出限度額に同じ
	勤 労 者 小 口 資 金	市内に1年以上居住し、かつ、同一事業所に1年以上雇用されており、安定した収入のある勤労者	生 活 資 金	1,000千円

※利率については、変動することがあります。

融 資 内 容					取扱金融機関	申込み先
期間（据置期間）	利 率	担 保	保証人	保証利率		
運転5年以内 （1年以内） 設備7年以内 （1年以内）	2.10%以内	原則不要	条件による	保証協会の 定める率 (0.13～1.34%)	指定金融機関	商工会議所を經由の うえ取扱金融機関
7年以内 （1年以内）	2.75%以内	不 要	2名以上	——	石川県鉄工 機 電 協 会	石 川 県 鉄 工 機 電 協 会
金 融 機 関 所 定 の 扱 い					商 工 中 金	商 工 中 金
10年以内 （1年以内）	2.00%以内	金融機関所定の扱い		保証協会の 定める率 (0.5～2.2%)	石川県知事が 定める指定金 融機関	取 扱 金 融 機 関
10年～35年以内	金融機関所定	生活資金無担保 住宅資金無担保	連帯保証人 1名以上	——	北陸労働金庫 珠洲支店	北 陸 労 働 金 庫 珠 洲 支 店
3年以内	2.9%	金融機関所定の扱い			同 上	同 上

# 加賀市制度金融－1

## ○商工業振興資金

制度名	融資対象	資金用途	融		
			限度額	期間(うち据置期間)	
商 工 業 振 興 資 金	小口事業資金(一般分) ※小口事業資金(特別小口分)(県と協調)	①一般分の場合は、商工会議所又は商工会の会員またはそれらの経営指導を受けているものであって従業員40人以内(商業・サービス業10人以内)等 ②特別小口分(無保証人)の場合は、商工会議所又は商工会の会員またはそれらの経営指導を受けているものであって小規模企業者(従業員20人以内(商業・サービス業5人以内))等	設備資金 運転資金	15,000千円 ※特別小口分(無保証人)の場合 12,500千円	設備7年以内(1年以内) 設備5年以内(1年以内)
	小口事業資金(当座貸越分)(県と協調)	一般分の対象者で、一定の財務要件等をみとす方	事業資金	5,000千円(極度額) ※ただし、小口事業資金と併せて15,000千円以内	2年以内
業 振 興 資 金	新規開業事業転業資金	1年以上市内に在住し、市内において新規に開業、事業の転換又は拡大しようとする中小事業者で別に定める要件を具備している法人又は個人	設備資金 運転資金	10,000千円(事業費の2/3以内)	設備7年以内(1年以内) 運転5年以内(1年以内)
		中小企業大学校、加賀商工会議所等が行う開業等に関する講座を修了した者のうち、県内に在住し、新規に開業、事業の転換又は拡大しようとする中小事業者で別に定める要件を具備している法人又は個人	設備資金 運転資金	20,000千円(事業費の2/3以内)	設備10年以内(1年以内) 運転7年以内(1年以内)
資	組合強化資金	商工会議所又は商工会の会員である組合、組合員	設備資金 運転資金	組合 組合員 50,000千円 20,000千円	設備7年以内(1年以内) 運転5年以内(1年以内)
			ア 工場 イ 運輸 ウ 研究所・ソフトウェア		
金	企業立地促進資金	○加賀市産業振興条例の助成対象となる右記の施設に係る設備投資	①ア～エ、カ、キのうち県の地域総合整備資金の貸付を受けるもの	設備資金 500,000千円(事業費の2/3以内)	15年以内(3年以内)
			②ア～キの設置	設備資金 500,000千円(事業費の2/3以内)	10年以内(2年以内)
	石川県企業立地促進融資制度対象者(県と協調)	設備投資	500,000千円(事業費の2/3以内)	15年以内(2年以内)	

(H19.7.10現在)

資 内 容		取扱金融機関	融資申込先 (受付期間)	所 管 課
利率 (%)	担 保			
2.35%以内	原則無担保	北國銀行、北陸銀行、 福井銀行、金沢信用金 庫の市内各支店	商工会議所又 は商工会を経 由のうえ、取 扱金融機関 (随時)	観 光 商 工 業 課
2.15%以内 (変動金利)	原則無担保		保証協会の定める率	
2.45%以内	担 保： 県信用保証協会の所定の 扱いによる	北國銀行、北陸銀行、 福井銀行、金沢信用金 庫、加賀農業協同組合 の市内各支店	商工会議所又 は商工会を経 由のうえ、取 扱金融機関 (随時)	
2.45%以内	金融機関の所定の扱いに よる	・組合は県信用保証協会、 組合員はこれに加賀市転 貸保証協会を加えたいず れかの保証を付する。	取扱金融機関 (随時)	
2.15%以内	金融機関の所定の扱いによる	北國銀行、北陸銀行、 福井銀行、金沢信用金 庫の市内各支店	市長の認定書 を添えて取扱 金 融 機 関 (随時)	
2.20%以内	金融機関の所定の扱いによる			
2.25%以内 ただし、期間が10 年超の場合は、変 動金利1.95%以内	金融機関の所定の扱いによる	石川県知事が定める金 融機関	知事の認定書 を添えて取扱 金 融 機 関 (随時)	

業等の事業所 エ 保養施設 オ 高度化事業を実施する組合 カ 観光施設 キ 産業振興に係る施設

## 加賀市制度金融－２

制度名	融資対象	資金用途	融		
			限度額	期間（うち据置期間）	
商 工 業 振 興 資 金	商店街振興資 金	①地域商店の特性を活かす商店街振興事業を行う振興組合等	設備資金	① 100,000千円 (投下固定資産額の2/3以内) ② 30,000千円 (投下固定資産額の1/2以内)	10年以内 (2年以内)
		②①に係る組合員で卸売・小売・飲食及びサービス業を営むもの	運転資金	① 30,000千円 ② 10,000千円	5年以内 (1年以内)
	製造加工業振興資金	日本標準産業分類大分類に規定する製造業者	設備資金	30,000千円 (事業費の2/3以内)	7年以内 (2年以内)
			運転資金	10,000千円	5年以内 (1年以内)
	中小企業季節資金	中小企業者	運転資金	5,000千円	6ヶ月以内
観光振興資 金	旅館業者を構成員とする組合員等	設備資金	30,000千円	10年以内 (2年以内)	
		運転資金	15,000千円	5年以内 (1年以内)	
民宿整備資 金 (県と協調)	①県民宿協会の会員 ②県民宿協会の推薦を受けた者	設備資金	10,000千円	10年以内 (1年以内)	
勤 労 者 福 祉 向 上 資 金	勤労者生活安定小口資 金	勤労者	生活資金	1,000千円	3年以内
	育児・介護休業資 金	育児・介護休業取得者	生活資金	1,000千円	5年以内
	消費生活協同組合資金	消費生活協同組合	設備資金	1,000千円	7年以内
運転資金			9,000千円	1年以内	
環 境	公害防止施設整備資金	公害防止施設を設置しようとする者	設備資金	10,000千円	10年以内 (1年以内)

(H19.7.10現在)

資 内 容		取扱金融機関	融資申込先 (受付期間)	所管課	
利率 (%)	担 保				保 証 料
2.20%以内	金融機関の所定の扱いによる	金融機関の所定の扱いによる	北國銀行、北陸銀行、福井銀行、金沢信用金庫の市内各支店	市長の認定書を添えて取扱金融機関(随時)	観 光
2.45%以内	金融機関の所定の扱いによる	保証協会の定める率	北國銀行、北陸銀行、福井銀行、金沢信用金庫の市内各支店	市長の認定書を添えて取扱金融機関(随時)	
2.15%以内	金融機関の所定の扱いによる	——	北國銀行、北陸銀行、福井銀行、金沢信用金庫の市内各支店	取扱金融機関(盆6/15~8/31、年末11/1~12/30)	
2.35%以内	金融機関の所定の扱いによる	保証協会の定める率	商工中金金沢支店	取扱金融機関(随時)	商
2.25%以内	金融機関の所定の扱いによる	保証協会の定める率	石川県知事が定める取扱金融機関	取扱金融機関(随時)	工
2.85%以内	金融機関の所定の扱いによる	未組織労働者 0.80%	北陸労働金庫大聖寺支店	取扱金融機関(随時)	課
1.35%以内	金融機関の所定の扱いによる 保証人1名以上	未組織労働者 0.80%	北陸労働金庫大聖寺支店	取扱金融機関(随時)	
2.60%以内 1.970%以内	金融機関の所定の扱いによる	——	北陸労働金庫大聖寺支店	取扱金融機関(随時)	
2.45%以内	金融機関の所定の扱いによる	金融機関所定の扱いによる	北國銀行、北陸銀行、福井銀行、金沢信用金庫の市内各支店	市長の認定書を添えて取扱金融機関(随時)	環境安全課

加賀市役所

地域振興部観光商工課

TEL0761-72-7900

環境安全課

TEL0761-72-7890

## 羽 昨 市 制 度 金 融

制 度 名		融 資 対 象	資金使途	原資（予算額要求額） 千円
労 働 関 係	勤 労 者 資 金 貸 付 金	市内に在勤在住の労働者に生活資金及び住宅資金として低利な融資を行い生活の安定を図る。	生活資金 住宅資金	利子補給
	勤 労 者 生 活 安 定 小 口 資 金 融 資 貸 付 金	同一事業所に勤続1年以上かつ羽昨市在住1年以上で、扶養家族を有し、市税を滞納していないこと。	生活資金	利子補給
	勤 労 者 育 児 休 業 ・ 介 護 休 業 資 金 融 資 貸 付 金	育児・介護休業の利用者に生活資金として低利な融資を行うことで、生活の安定を図る。	生活資金	利子補給
商  工  関 係	機 械 設 備 貸 与 資 金 融 資 貸 付 金 鉄 工 機 電 協 会	中小企業基本法に規定する中小企業者共同組合等の共同事業施設	機械設備 計測機器 購入資金	31,581 (預託利率) 0.90% 新規分は補正で対応
	羽 昨 市 経 営 支 援 融 資 貸 付 金	市内に、事業所を有し1年以上継続して同一の事業を営み、市税を滞納していない者。	運転資金 設備資金	利子補給
	小 口 事 業 融 資 制 度	商工会の会員又は商工会の経営指導を受けている者であって、従業員が40人以内（商業又はサービス業は10人以内）の小規模企業者であること。ただし、商工会が特に認めたものは対象とする。 特別小口（無保証人）、当座貸越	運転資金 設備資金	利子補給
	石 川 県 企 業 立 地 促 進 融 資 制 度	県の指定する工場適地等に立地する企業で雇用増、下請けへの波及効果のあるもの	設備資金	利子補給

(H19.6.1現在)

融資期待額 (協調倍率) 千円	融 資 条 件						取扱金融機関
	限度額 (千円)	返済期間 (措置期間)	利率 (%)	返済方法	担保	保証人	
	10,000 100,000	10年以内 35年以内	3.725~5.6% 1.5~3.575%	元 利 均等償還	無し 有り	条件による	北陸労働金庫 羽咋支店
	1,000	3年以内	2.90% (保証料0.8%)	元 利 均等償還	無し	条件による	北陸労働金庫 羽咋支店
	1,000	5年以内 融資額50万円以下は 3年以内	1.40% (保証料0.18%)	元 利 均等償還	無し	1名以上	北陸労働金庫 羽咋支店
(2倍) 市:1 県:1	一般枠 60,000 特認枠 80,000	7年 (1年以内)	中小企業近代 化資金等助成 法による2.75 (県による利子補給) 一般分 0.5% IT等分0.75%	元 金 均等償還	無し	2名以上	石川 県 鉄工機電協会
	10,000 15,000	5年以内 7年以内	2.08% 保証料 保証協会の 定める率	元 金 均等償還	取扱金融機関所 定の扱いによる		北國銀行羽咋支店 北陸銀行羽咋支店 のと共栄信用金庫羽咋支店 興能信用金庫羽咋支店
	15,000 無保証人の場合 12,500 当座貸越 5,000	5年以内 (1年以内) 7年以内 (1年以内) 当座貸越 2年以内	2.10%以内 当座貸越(変動) 変動金利1.90以内 保証料 保証協会の 定める率 無保証人の場 合 0.50%	元 金 均等償還	原則 無し	条件による	北國銀行羽咋支店 北陸銀行羽咋支店 のと共栄信用金庫羽咋支店 興能信用金庫羽咋支店
	500,000 (投資額の 2/3以内)	15年以内 (2年以内)	2.00%以内 (10年超1.70%以内) 保証料 保証協会の 定める率	元 金 均等償還	取扱金融機関所 定の扱いによる		北國銀行羽咋支店 北陸銀行羽咋支店 のと共栄信用金庫羽咋支店 興能信用金庫羽咋支店 商工中金金沢支店



# 白山市制度金融

制度名	融資対象	資金使途	融	
			限	度額
中小企業経営 安定資金	商工会議所及び商工会の会員又は経営指導を受けている中小企業者等	〔事業資金〕 事業経営の安定及び合理化	(運転資金)	1,500万円以内 (設備資金) 2,000万円以内 (特認) 3,500万円以内
企業体質改善資金	市内に工場又は事業所（製造業）を有し、1年以上引き続き同一事業を営む中小企業者等	〔設備資金〕 機械設備の購入又は生産設備の建設		2,000万円以内 (総事業費の3/4以内)
店舗近代化資金	商工会議所及び商工会の会員又は経営指導を受けている中小企業者（卸売業、小売業及びサービス業）	〔設備資金〕 店舗の新築、改築、増築及び店内施設の設置並びに顧客用駐車場（用地取得費を除く）の整備		2,000万円
中小企業特別支援 融資資金	商工会議所及び商工会の会員又は経営指導を受けている中小企業者等で、最近3か月又は6か月の売上が前年又は2、3年前の同期と比較して減少しているもの	〔運転資金〕 経営の安定及び経営基盤の強化		1,500万円
中小企業季節資金	市内において引き続き1年以上同一の事業を営んでいる中小企業者	〔運転資金〕 夏季及び年末年始の資金需要		500万円以内
中小企業創業者支援 融資資金	①信用保証協会の保証対象となる業種の中小企業を市内で創業するために具体的な計画を有する者 ②中小企業を市内に創業して1年に満たない者 ①②のいずれかに該当し、創業者支援定期セミナー等を受け、自己資金を有する者	〔事業資金〕 開業に必要な資金		1,000万円以内
誘致工場建設資金 (一般分)	市における工場立地の促進に関する条例第3条に定める企業又は市長が特に認める企業の代表者	〔設備資金〕 基準内用地の取得費又は基準内工場の新設若しくは増設		5億円 (総事業費の2/3以内)
勤労者小口資金	引き続き1年以上市内に居住し、同一事業所に1年以上勤務する者	〔生活資金〕 生活の維持・向上に必要な資金全般	1人	100万円
勤労者育児休業等 生活資金	市内に居住し、育児休業を取得中又は取得しようとする者で、育児介護休業期間終了後、復職することが確実な者であり市税を完納し育児休業に係る他の公的融資制度を利用していない者	〔生活資金〕 育児休業期間中に必要とする生活資金	1人	100万円

(H19.7.10現在)

資		条		件		融 資 申 込 先
返 済 期 間	利 率	返 済 方 法	担 保 ・ 保 証 人			
(運転資金) 7年以内 (据置期間1年以内) (設備資金) 10年以内 (据置期間2年以内)	年2.35%	元金均等 月賦償還	金融機関の取扱い	(商工会議所・商工会) 会頭又は会長の認定書 を添えて取扱金融機関		
10年以内 (据置期間2年以内)	年2.35%	元金均等 月賦償還	金融機関の取扱い	(商工会議所・商工会) 会頭又は会長の認定書 を添えて取扱金融機関		
10年以内 (据置期間2年以内)	年2.15%	元金均等 月賦償還	金融機関の取扱い	(商工会議所・商工会) 会頭又は会長の認定書 を添えて取扱金融機関		
7年以内 (据置期間1年以内)	年1.95%	元金均等 月賦償還	金融機関の取扱い	(商工会議所・商工会) 会頭又は会長の認定書 を添えて取扱金融機関		
6か月以内	年2.15%	元金均等 月賦償還	金融機関の取扱い	(取扱金融機関) 申込期間 夏季6/15～8/31 年末年始 11/1～12/30		
10年以内 (据置期間2年以内)	年2.15% 45歳以上の 開業者 年1.95%	元金均等 月賦償還	金融機関の取扱い	(商工会議所・商工会) 会頭又は会長の認定書 を添えて取扱金融機関		
10年以内 (据置期間2年以内)	年2.45%	元金均等 月賦償還	金融機関の取扱い	(市商工振興課又は各 支所担当課) 市長の認定書を添えて 取扱金融機関		
3年以内	年2.85%	元金又は 元利均等 月賦償還	金融機関の取扱い	(取扱金融機関)		
5年以内 (但し、借入額が50万円以下の 場合は3年以内)	年1.35%	元利均等 月賦償還 等	金融機関の取扱い	(市商工振興課又は各 支所担当課) 市長の認定書を添えて 取扱金融機関		

## 能美市制度金融－1

制度名		融資対象	資金使途	融	
				限度額(千円)	期間(内据置期間)
経営安定支援	中小企業季節資金融資	市内に事業所を有し、1年以上引き続き同一の事業を営んでいる市税を完納した中小企業者で夏季分は6/1～8/31、冬季分は11/1～12/31まで取扱う	夏季・年末の季節運転資金	5,000	6ヶ月以内 夏季は6/1～8/31まで取扱う 冬季は11/1～12/31まで取扱う
	商工会青年部特別融資	商工会青年部員で申込時前、1年間の青年部事業への参加率が50%以上で、青年部在席期間が1年以上であること	事業資金	2,000	3カ年 部員資格喪失のときは一括返済
	商工業不況対策資金特別融資	長期にわたる不況で、経営に大きな影響を受けた市内に住所・事務所を有し1年以上同一の事業を営む企業で最近3ヶ月間の平均売上額が前年の同期に比して減少するか又は、2、3年前同期に比して10%以上減少し市税に滞納がない中小企業者	運転資金	10,000	7カ年(2年)
特定目的事業支援	住宅建設資金融資	市内に在住する者及び市内への転入希望者で自己の家を市内で新築(購入)又は増築、及び公営住宅を譲り受けようとする市内在住者等	住宅資金	5,000(新築)、 2,000(増築) 公営住宅の譲受者は譲受金額の50%以内	20カ年
	観光施設整備資金融資	1年以上同一の事業を営み、市内に観光客を対象とした設備を有し、過去3年間市税を完納し、市の観光開発の政策に従って、施設設備の整備を行う者	事業資金	250,000	5カ年(1年)
労働関係	勤労者生活安定小口資金融資	市内に1年以上居住し、かつ同一事業所に引き続き1年以上勤務している者で市税を完納していて、扶養者を有する者	生活資金	1,000	3カ年
	勤労者休業資金融資	育児休業制度を導入している事務所に勤務し、育児休業中で、期間終了後に復職することが確実に育児休業に係る他の公的資金を利用せずかつ償還能力を有する連帯保証人を1人以上つけられる者	生活資金	1,000	5カ年(1年) 3カ年(1年)※ ※融資額が50万円以下の場合

資 条 件		取扱金融機関等	各種融資別 利子補給利率	(融資) 申込先
利率(年)%	担保・保証人			
石川県小口 融資(季節資 金)制度要綱 に準ずる	金融機関所定の取扱い	北國・北陸 銀行 鶴来・金沢 信金	利子補給補助金 融資額の1/7相当額 に利子補給	金融機関に各商工 会の認定書を添付 して直接申し込む
2.9%(年)	金融機関所定の取扱い	北國・北陸 銀行 鶴来・金沢 信金	利子補給補助金 融資額の1/3相当額 に利子補給	金融機関に直接申 し込む
2.1%(年) 付保の場合は 1.6%(年)	金融機関所定の取扱い	北國・北陸 銀行 鶴来・金沢 信金	利子補給補助金 融資額の1/3相当額 に利子補給	融資委員会に各商 工会の認定書を添 付し借入申込書を 提出
変動金利 (実行時長期 プライムレート)	担保：有 保証人：2名以上	市内金融機関	利子補給補助金 融資額の1/4相当額 に利子補給	商工観光課へ申込 書を提出
5.0%以内(年) (金融情勢 の変化等で 変更する)	金融機関所定の取扱い 石川県信用保証協会保証 ：金融機関の付保申し出 による	市内金融機関	利子補給補助金 融資額の1/5相当額 に利子補給	市長の認定証を添 付し、取扱金融機 関へ申し込む
2.9%以内(年) (3月、9月の 長期プライム レートを基準 に見直し)	金融機関所定の取扱い	北陸労働金庫	利子補給補助金 預託原資相当分× 利子補給率	北陸労働金庫に直 接申し込む
1.40%(年)	連帯保証人は1人以上 保証料は金融機関所定の 取扱い	北陸労働金庫	利子補給補助金 預託原資相当分× 利子補給率	北陸労働金庫に直 接申し込む

## 能美市制度金融－２

### ○助成・奨励制度

制度名	補助・助成・奨励対象	資金使途	補 助		
			限 度 額(千円)	交 付 期 間	
特 定 目 的 事 業 支 援	公衆浴場施設整備資金	普通公衆浴場経営者で環境衛生金融公庫から施設整備資金の貸付を受けた者	施設整備資金	公庫法に基づく	公庫法に基づく
	公衆浴場施設改善事業費	公衆浴場経営者が行う次の施設（風呂釜・ろ過機・温水器）の新設又は更新の事業を行う者	設備資金	風呂釜（基本額 1,500） ろ過器（基本額 750） 温水器（基本額 600）	
	環境保全資金	市内で1年以上同一の事業を営み、自己資金での公害防止施設の設置又は改善が困難な市税の滞納のない中小企業経営者が借入を行った場合	設備資金	500	資金の貸付を受けた日から5カ年
	国際標準化機構規格認証取得支援	ISO9000と14000の品質・環境システムで審査登録機関に認証登録を受けた市内に事務所のある企業 ただし、20年1月31日までに登録されたものに限る	設備資金	500	
	九谷焼後継者定着化支援資金	九谷上絵協同組合、県九谷窯元協同組合とその他で市長が認定する者で県立九谷焼技術研修所卒業生（原則として新卒）を新たに雇用する九谷焼製造者	事業資金	30(月額)	最初の給与支払月から2年
	温泉利用環境保全資金	市内において温泉旅館業を営み、かつ、能美市公共下水道に下水道を接続している者のうち、市長が認めた者	事業資金	当該年度の入湯税の1/2	
労働関係	中高年齢者等職業訓練奨励金	公共職業訓練施設に入校を許可された日までに市内に1年以上居住する45～65歳までの者か身体障害者手帳か療育手帳か精神障害者手帳を所持する者	生活資金	50(訓練期間6～12ヶ月未満) 100(訓練期間12ヶ月以上)	
経営安定支援	経営特別支援資金	中小企業基本法第2条に規定する中小企業者で能美市事業融資委員会で借入承認のあった石川県経営安定支援融資資金（一般分）を利用した者	運転資金		
貸与設備	中小企業業投資促進助成金	市内で1年以上継続して事業を営んでおり、かつ、市内の事業所に当該貸与に係る設備を設置した者 社団法人石川県鉄工機電協会による機械設備貸与制度や国、県の設備貸与を受ける者	設備資金	500(1企業につき1年度)	
構造改革支援	地域商工業活性化資金	市内に事業所を有し、事業を営む中小企業者及びその組合と小売販売業者で石川県地域商工業活性化融資制度の一般分又は企業活性化分の融資を受けている者	事業資金	700	一般分：3カ年 企業活性化支援分：5カ年

助成・奨励条件	補助・助成・奨励別 交付金額算定方法	申込先
関連する制度・融資等		
環境衛生金融公庫	補助金（利子補給） 約定残高（3月末日の返済残高）の1%×融 資期間/365	市長へ交付申請書 及び実績報告書を 提出
	補助金 施設改善事業費の1/3か基本額の1/3の少ない 額	市長へ交付申請書 及び実績報告書を 提出
	補助金（利子補給） 約定残高（3月末日の返済残高）の1%×融 資期間/365	市長へ交付申請書 及び実績報告書を 提出
	補助金 1件50万円 （審査登録料）	市長へ交付申請書 及び登録書のコピ ーを提出
	補助金 支払給与の1/4の額	市長へ交付申請書 及び実績報告書を 提出
	助成金 当該年度下水道使用料の1/2の額	市長へ請求書を提 出
	奨励金 5万円・10万円 （訓練期間により異なる）	市長へ交付申請書 を提出
石川県（経営安定支援融資一般分）	補助金（利子補給） 当該年度に支払った借入金利子÷利率×0.5%	市長へ交付申請書 及び商工会の認定 書を提出
鉄工機電協会の延払いによる機械設 備貸与小規模企業者等設備導入助成 法に規定する設備貸与（財）石川県産 業創出支援機構の産学・産業間連携 等設備貸与	助成金 貸与料支払額×1%÷貸与利率	市長へ交付申請書 及び商工会の認定 書を提出
石川県 （地域商工業活性化制度一般分） 石川県 （地域商工業活性化制度企業活性分）	補助金（利子補給） 約定残高（3月末日の返済残高）の0.7%×融 資期間/365	市長へ交付申請書 及び実績報告書を 提出

制 度 名		補助・助成・奨励対象	資金使途	補 助	
				限 度 額(千円)	交 付 期 間
近代化支援	小売商業近代化支援	食料、衣料、日用、文化、身の回り、この他に市長の定めるもので小売販売業を営み、施設及び設備の改善の投資額が300万円以上となる中小商店とその組合	事業資金	700	工事が完了した該当年度
	商店街並びに商店近代化資金	小売商業近代化支援と同じ対象の小売販売業で、店舗改装(内部のみの改装も含む)店内備品、駐車場、アーケード、商店街の共同施設の他に市長が商店経営の近代、合理化に特に必要と認めたもの	事業資金		資金貸付を受けた日から3カ年
活性化支援	商店街活性化支援	新たに空き店舗を小売業、飲食又はサービス業の店舗として長期的活用する事業か商店街のイメージアップにつながるイベントや環境整備事業等を行おうとする中小小売業者とその団体及びNPO法人	事業資金	空き店舗対策:2,000 イメージアップ:500 商店街活性化:2,000 街中活性化事業: 市長決定	
支信用保証	商工業振興資金信用保証	市内で1年以上同一事業を営んでおり、石川県制度資金(小口事業資金)を借り受けようとする市税を完納した個人又は法人の中小企業者	事業資金	事業者負担金額:300 借り換えの場合は借換前と後の差額	
滑金化支援	能美市制度資金(利子補給)	金融機関:上記能美市融資制度で融資を行った場合(助成・奨励金は除く)	事業資金		

助成・奨励条件	補助・助成・奨励別	申込先
関連する制度・融資等	交付金額算定方法	
	補助金 投資金額の5%分 (投資額300万円以上)	市長へ交付申請書 及び実績報告書を 提出
石川県 (小口事業資金融資制度) 石川県 (地域商工業活性化融資制度)	補助金 (利子補給) 支払利子の年利率1.0%×融資期日/365日	市長へ交付申請書 及び実績報告書を 提出
	補助金 事業対象経費の1/2	市長へ交付申請書 及び実績報告書を 提出
石川県 (石川県小口事業資金)	補助金：借入金保証料に対する事業者負担分 を全額一括補助 (300千円を限度)、借換は差 額	商工会に提出し、 各商工会が毎月ご とに請求書を市長 に提出
	補助金 (利子補給) 補助対象資金×市が定める利子補給率(%)× 融資期間/365日	市長へ交付申請書 及び実績報告書を 提出



各町の制度金融—野々市町・内灘町・宝達志水町

町村名	融資制度名	融 資 対 象	資 金 使 途	限 度 額
野々市町	野々市町中小企業設備等近代化資金	町内において1年以上同一事業を営んでいる中小企業者	設備資金 運転資金	3,000万円 運転 1,500万円
		町外で同一事業2年以上、又は1年以上の町民で町内において新規事業開設者	設備資金	1,500万円
	野々市町中小商業者活性化資金	大型店の進出により影響を受ける中小商業者であり、商工会の会員または経営指導を受けている町税完納者	設備資金 運転資金	5,000万円 運転 3,000万円
	野々市町中小企業季節資金	町内において1年以上同一事業を営んでいる中小企業者	季節的な 運転資金	限度額 500万円
内灘町	商工業緊急支援融資	イ. 事業所並びに事務所又は住所を町内に有し同一事業を引き続き1年以上営んでいる中小企業者であること ロ. 経済環境の変化の影響を受けて、最近3ヶ月間の月平均売上額が前年同期の月平均売上額と比して減少している者で、内灘町商工会会長が認定したもの ハ. 町税を完納していること	運転資金	700万円
宝達志水町	中小企業経営改善資金	イ. 町内に住所、事務所を有する個人又は法人の中小企業者であって、1年以上同一事業を営んでいるもの ロ. 町税を完納している者	運転資金	1,000万円

融 資 条 件				取扱金融機関	申込先等
融資期間 (据置期間)	利 率	担 保	保証人		
設備10年以内 (1年) 運転 6年以内 (1年)	2.10%	金融機関所定 の 扱 い	金融機関所定 の 扱 い	北 國 銀 行 北 陸 銀 行 福 井 銀 行 金 沢 信 用 金 庫 北 陸 信 用 金 庫 鶴 来 信 用 金 庫 の と 共 栄 信 用 金 庫	野々市町役場 産業振興課
同 上	2.00%	同 上	同 上		(商工会の証明を 受けて) 野々市町役場 産業振興課
6か月以内	年2.05%	同 上	同 上		(夏季) 6月15日 ～8月31日 (年末) 11月1日 ～12月31日 取扱金融機関
5年以内 (据置期間は 6ヶ月以内)	1.8% (H18.4.1より)	金融機関の定 めるところに よる	金融機関の定 めるところに よる	北 國 銀 行 金 沢 信 用 金 庫 興 能 信 用 金 庫 福 井 銀 行 金 沢 医 科 大 学 病 院 支 店 北 陸 銀 行 金 沢 問 屋 町 支 店 石 川 か ほ く 農 業 協 同 組 合 の と 共 栄 信 用 金 庫	内灘町商工会
5年以内 (1年以内)	小口融資制度 利率以内  ※利子補給を 受けること ができる	必要に応じて 担保及び保証 協会の保証を 付する	〈500万円未満 の場合〉 個人 1名以上 法人 代表者の ほか1名以上  〈500万円以上 の場合〉 個人 2名以上 法人 代表者の ほか2名以上 (町内に在住す るもの)	北 國 銀 行 押 水 支 店 の と 共 栄 信 用 金 庫 押 水 支 店	商工会金融審査委 員会を経由したう え取扱金融機関

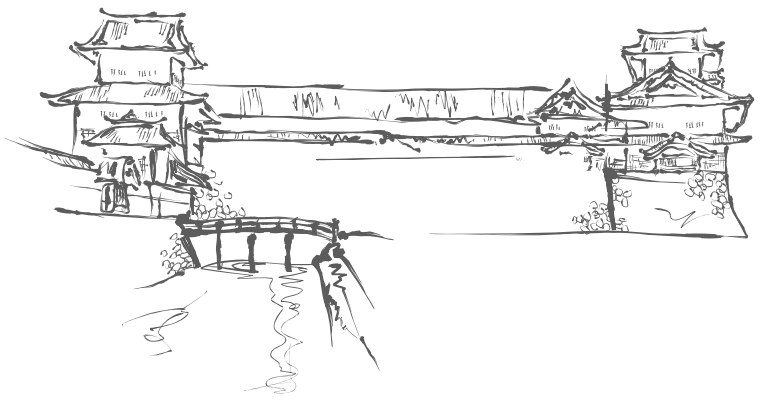
各町の制度金融—志賀町・能登町

町村名	融資制度名	融 資 対 象	資金使途	限 度 額
志 賀 町	商工観光業振興 近代化資金	イ. 1年以上町内に事業所を有し、引 き続き事業を営む商工会の会員もし くは商工会が行う経営指導を6か月 以上前から受けている事業者 ロ. 町税を完納していること	設 備 資 金	1,000万円 (組合 1,300万円)
	中小企業経営安定化資金	イ. 町内に住所、事業所を有する個人 又は法人であって、原則として1年 以上同一事業を営んでいる者 ロ. 町税を完納していること	運 転 資 金	500万円
	地域産業活性化資金	イ. 1年以上町内に事業所を有し、引 き続き事業を営む商工会の会員もし くは商工会が行う経営指導を6か月 以上前から受けている事業者 ロ. 町税を完納していること	施設整備資金	3,000万円 (特認 5,000万円)
能 登 町	商工振興対策融資制度	商工会の会員である商工業者又は原則 として1年以上引き続き町内で同一 の事業を営んでいる中小企業者及び小 規模企業者とする	短期事業資金	3,000千円

融 資 条 件				取扱金融機関	申込先等
融資期間 (据置期間)	利 率	担 保	保証人		
7年以内 (6か月以内)	年2.1%	原則として信用保証協会の信用保証を付するもの	・個人2名以上 組合・法人 代表者の他2 名以上 ・町税を完納 していること	北國銀行高浜支店 北國銀行富来支店 のと共栄信用金庫高浜支店 のと共栄信用金庫富来支店 興能信用金庫高浜支店	商工会を経由のう え取扱金融機関
5年 (6か月以内)	年2.1%	必要に応じて担保及び保証協会の保証を付する	・原則2名以上 法人は代表 者の個人保 証追加	北國銀行高浜支店 北國銀行富来支店 のと共栄信用金庫高浜支店 のと共栄信用金庫富来支店 興能信用金庫高浜支店	町を経由のう え取扱金融機関
7年以内 (1年以内)	年2.1%	金融機関所定の扱 い	金融機関所定の扱 い	北國銀行高浜支店 北國銀行富来支店 のと共栄信用金庫高浜支店 のと共栄信用金庫富来支店 興能信用金庫高浜支店	商工会を経由のう え取扱金融機関
1年以内	1.5%以内	原則無担保扱	取扱金融機関の定めるところによる	北國銀行宇出津支店 北國銀行鵜川支店 北國銀行柳田支店 北國銀行小木支店 北國銀行松波支店 興能信用金庫本店 興能信用金庫鵜川支店 興能信用金庫柳田支店 興能信用金庫小木支店 興能信用金庫松波支店	商工会に申込み

## 設備資金貸付制度

	設備資金貸付制度（国の制度）								
対 象 企 業	従業員数が50人以下の中小企業（但し、※1を参照） 〔性風俗関連特殊営業に該当する業種や公序良俗等の観点から対象とすることが 適当でないと認められる業種は対象外〕								
対 象 設 備	・県内に設置し、自己の企業で使用する設備（中古も可） ※ 中古設備の申し込みに関する詳細はお問い合わせください ・土地・建物・物品賃貸業の賃貸用物品等は対象外								
貸 付 限 度 額	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">・一般の企業</td> <td style="text-align: right;">50～4,000万円</td> </tr> <tr> <td>・未創業または創業後1年未満の企業</td> <td style="text-align: right;">25～4,000万円</td> </tr> <tr> <td>・創業後1～5年未満の企業</td> <td style="text-align: right;">50～6,000万円</td> </tr> <tr> <td>・経営革新支援法等の認定計画による場合</td> <td style="text-align: right;">66～6,000万円</td> </tr> </table>	・一般の企業	50～4,000万円	・未創業または創業後1年未満の企業	25～4,000万円	・創業後1～5年未満の企業	50～6,000万円	・経営革新支援法等の認定計画による場合	66～6,000万円
・一般の企業	50～4,000万円								
・未創業または創業後1年未満の企業	25～4,000万円								
・創業後1～5年未満の企業	50～6,000万円								
・経営革新支援法等の認定計画による場合	66～6,000万円								
貸 付 割 合	設備購入代金の1 / 2 以内 ※ 経営革新支援法等の認定計画による場合は2 / 3 以内								
貸 付 利 息	無利子								
貸 付 期 間	7年以内（うち据置期間半年または1年） ※ 購入設備の耐用年数により3年から7年（公害防止設備は6年から12年）								
償 還 方 法	「年賦」「半年賦」「月賦」のいずれかにより、均等償還（返済）								
連 帯 保 証 人	創業1年未満（未創業者を含む） 法人：3名以上（うち第三者1名） 個人：2名以上（うち第三者1名） 創業1年以上 法人：2名以上（うち第三者1名） 個人：1名以上（うち第三者1名） ※不動産担保価格が十分な場合は、同居親族および企業内の者を連帯保証人として扱うことができる。								
担 保	貸付金額1,000万円以上（譲渡担保に適さないものは300万円以上）、その他必要に応じて設定させていただきます。 ※ 貸付対象設備を譲渡担保とさせていただきます。								
損 害 保 険 の 付 保	原則として損害保険を付保し、質権を設定し、その証券を当機構に提出すること。								
固 定 資 産 税	借受人は、貸付設備に係る固定資産税の納税義務者となる旨を申告し、税を負担しなければなりません。								
そ の 他	抵当権設定費用などの貸付に係る一切の費用は借受人の負担となります。								
申 込 先	財団法人 石川県産業創出支援機構 経営支援部 設備資金課 〒920-8203 金沢市鞍月2丁目20番地（石川県地場産業振興センター新館1階） TEL (076) 267-1174（直通） FAX (076) 267-3622								
<p>※特認企業</p> <p>※1 従業員21～50人（商業・サービス業は6～50人）の特認企業については次のいずれにも該当すること。</p> <p>① 金融機関（金融機関とは都市銀行、地方銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等をいい、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、信用金庫、信用組合等は除きます。）からの借入残額（長期・短期合計）が、3億円以下であること。</p> <p>② 最近3事業年度の平均経常利益が3,500万円以下であること。</p> <p>③ 出資総額の1/3以上を中小企業者以外の事業者が所有していないこと。</p>									



# 設 備 貸 与 制 度

## 1. 割 賦

	設備貸与制度（国の制度）	産学・産業間連携等設備貸与制度（県の制度）
対 象 企 業	・ 性風俗関連特殊営業に該当する業種や公序良俗等の観点から対象とすることが適当でないとして認められる業種は対象外	
対 象 設 備	・ 県内に設置し、自己の企業で使用する設備（中古も可） ※ 中古設備の申し込みに関する詳細はお問い合わせください ・ 土地・建物・物品賃貸業の賃貸用物品等は対象外	
企 業 要 件		・ 産学・産業間連携事業の対象企業 ・ モノづくり再生支援プログラム対象企業 ・ 経営革新支援法等承認企業 ・ 地域貢献型企業
従 業 員 数	50人以下（但し※1を参照）	中小企業（中小企業基本法に定義されたもの） ・ 製造業は300人以下 ・ 卸売業・サービス業は100人以下 ・ 小売業は50人以下
割 賦 限 度 額 （消費税込）	100万円～6,000万円以下 （未創業・創業後1年未満の企業は50万円～3,000万円以下）	
保 証 金	設備価格の10%	
割 賦 損 料（利率）	年2.75%（実質金利2.0～2.25%） 県からの利子助成（一般分0.5%、不況業種分、革新・連携・転換分0.75%、特別分1.0%、産学・産業間連携分0.75%）が受けられる	
貸 与 期 間	7年以内（うち据置期間半年または1年） ※ 購入設備の耐用年数により3年から7年（公害防止設備は6年から12年）	
償 還 方 法	「年賦」「半年賦」「月賦」のいずれかにより、均等償還（返済）	
連 帯 保 証 人	創業1年未満（未創業者を含む） 法人：2名以上（うち第三者1名） 個人：1名以上（うち第三者1名） 創業1年以上 法人：2名以上 個人：1名以上 ※ 本年度で（貸付・割賦・リース）の利用額の合計が1,000万円以下の場合は法人・個人とも1名以上 ※ 不動産担保価格が十分な場合は、同居親族および企業内の者を連帯保証人として扱うことができる。	
担 保	必要に応じて設定させていただきます。	
損 害 保 険 の 付 保	貸与期間中借受人は、当機構を受取人として指示する損害保険を付保し、保険証券を当機構に提出すること。	
固 定 資 産 税	借受人は、貸与設備に係る固定資産税の納税義務者となる旨を申告し、税を負担しなければなりません。	
設 備 の 所 有 権	設備代金が完納された時は、設備の所有権を借受人に譲渡します。	
そ の 他	抵当権設定費用などの貸与に係る一切の費用は借受人の負担となります。 割賦限度額を超える場合にはその超過分を前納すること。 但し、超過分は割賦限度額の概ね2割を限度とします。	
申 込 先	財団法人 石川県産業創出支援機構 経営支援部 設備資金課 〒920-8203 金沢市鞍月2丁目20番地（石川県地場産業振興センター新館1階） TEL (076) 267-1174（直通） FAX (076) 267-3622	
<p>※特認企業</p> <p>※1 従業員21～50人（商業・サービス業は6～50人）の特認企業については次のいずれにも該当すること。</p> <p>① 金融機関（金融機関とは都市銀行、地方銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等をいい、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、信用金庫、信用組合等は除きます。）からの借入残額（長期・短期合計）が、3億円以下であること。</p> <p>② 最近3事業年度の平均経常利益が3,500万円以下であること。</p> <p>③ 出資総額の1/3以上を中小企業者以外の事業所が所有していないこと。</p>		

## 2. リース

	リース制度（国の制度）
対 象 企 業	従業員数が50人以下の中小企業（但し、※1を参照） 〔性風俗関連特殊営業に該当する業種や公序良俗等の観点から対象とすることが 適当でないと認められる業種は対象外〕
対 象 設 備	・県内に設置し、自己の企業で使用する設備（中古も可） ※ 中古設備の申し込みに関する詳細はお問い合わせください ・土地・建物・物品賃貸業の賃貸用物品等は対象外
リ ー ス 限 度 額 （ 消 費 税 込 み ）	100万円～6,000万円以下 （未創業・創業後1年未満の企業は50万円～3,000万円以下）
リ ー ス 期 間	3～7年（下記別表のとおり）
月 額 リ ー ス 料 率	3.006% [3年] ～1.408% [7年]（下記別表のとおり）県からの利子助成（一般分0.5%、不況業種分、革新・連携・転換分0.75%、特別分1.0%、産学・産業間連携分0.75%）が受けられる
償 還 方 法	・前払リース料なし。 ・リース料は、毎月定額支払。
連 帯 保 証 人	創業1年未満（未創業者を含む） 法人：2名以上（うち第三者1名） 個人：1名以上（第三者1名） 創業1年以上 法人：2名以上 個人：1名以上 ※ 本年度で（貸付・割賦・リース）の利用額の合計が1,000万円以下の場合は法人・個人とも1名以上 ※ 不動産担保価格が十分な場合は、同居親族および企業内の者を連帯保証人として扱うことができる。
担 保	必要に応じて設定させていただきます。
そ の 他	抵当権設定費用などの貸与に係る一切の費用は借受人の負担となります。 固定資産税、損害保険料はリース料の中に含まれていますので、めんどろな手続が不要であり、リース料は税法上経費（損金）として処理できます。
申 込 先	財団法人 石川県産業創出支援機構 経営支援部 設備資金課 〒920-8203 金沢市鞍月2丁目20番地（石川県地場産業振興センター新館1階） TEL (076) 267-1174（直通） FAX (076) 267-3622

### 別表

法定耐用年数	リース期間	月額リース料率
4 ～ 5 年	3年（36カ月）	3.006%
5 ～ 7 年	4年（48カ月）	2.312%
6 ～ 8 年	5年（60カ月）	1.886%
7 ～ 11 年	6年（72カ月）	1.609%
8 ～ 13 年	7年（84カ月）	1.408%

- ※ 月額リース料は、リース設備購入価格（消費税を含む）に、リース期間毎に定められた月額リース料率を乗じた額となります。  
※ リース期間は、設置する設備の法定耐用年数により、左表のとおりとなります。

#### ※特認企業

- ※1 従業員21～50人（商業・サービス業は6～50人）の特認企業については次のいずれにも該当すること。
- ① 金融機関（金融機関とは都市銀行、地方銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等をいい、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、信用金庫、信用組合等は除きます。）からの借入残額（長期・短期合計）が、3億円以下であること。
  - ② 最近3事業年度の平均経常利益が3,500万円以下であること。
  - ③ 出資総額の1/3以上を中小企業者以外の事業者が所有していないこと。

利子助成は石川県のほか市町からも利子助成があります。金沢市、小松市、加賀市、白山市、能美市、野々市町、かほく市が該当しております。詳細な助成内容については当機構又は各市町にお問い合わせ下さい。



## 延払による機械設備貸与制度

申込受付期間	平成19年4月2日（月）より随時受付
募 集 枠	18億円
貸与対象企業	1. 中小企業基本法に規定する中小企業者 2. 協同組合等の共同事業施設
貸与対象機械設備	平成19年度中に石川県内に設置される機械金属、電機電子工業等に使用する設備および生産品の品質向上のための試験・計測機器
貸与の限度額	一般枠 6,000万円まで 特認枠 1台の価格が6,000万円を超えるものは、8,000万円まで
連 帯 保 証 人	1. 個人企業の場合…2名以上。原則として、うち1名は同居親族以外の者 2. 法人企業の場合…代表者を含め2名以上。原則として、うち1名は同居親族以外の者 3. 協同組合の場合…協同組合の全理事
保 証 金（頭 金）	貸与対象機械設備等の価格の10%相当額を保証金（頭金）として貸与契約締結時に納入していただきます。
担 保	不 要
貸 与 期 間 お 償 還 方 法	1. 貸与期間 原則として7年以内 2. 償還方法 1年以内据置で、原則として4カ月毎（7月1日、11月1日、3月1日）の元金18回均等償還
貸 与 利 率	年2.75% 県から一般分は0.50%、「不況業種分」、「革新・連携・転換分」は0.75%、「特別分」は1.00%いずれかの利子補給が受けられます。別に市、町で独自の利子補給制度があります。詳しくは下記までお問い合わせください。
申 込 方 法 申 込	申込書に必要事項をご記入の上、下記までお申し込み下さい。 社団法人 石川県鉄工機電協会 担当：振興課 〒920-8203 金沢市鞍月2丁目3番地 TEL (076) 268-0121 FAX (076) 268-3577



## 中小企業高度化資金－１

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
集 団 化 事 業	事業協同組合、協同組合連合会、これらの構成員である特定中小事業者、企業組合、協業組合	建物、構築物、建物及び構築物の設置に必要な土地又は設備（事業の共同化に寄与する設備、組員である共同出資会社の用に供する設備に限る。）
集 積 区 域 整 備 事 業	事業協同組合、協同組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会 これらの構成員である特定中小事業者、企業組合、協業組合	建物、構築物、建物及び構築物の設置に必要な土地又は設備（事業の共同化に寄与する設備、組員である共同出資会社の用に供する設備に限る。）

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
<p>(1) 計画作成主体 計画作成主体は、事業協同組合・協同組合連合会です。</p> <p>(2) 参加者数 参加する中小企業者（特定中小事業者、企業組合又は協業組合をいいます。）は、原則として10名以上必要です。 ただし、特別の理由がある場合は、5名以上で実施可能です。 特別の法律に基づく高度化事業については、当該法律の要件が別途課せられます。</p> <p>(3) 施設の設置</p> <p>① すべての組合員は、事業協同組合等の組合員たる資格（協同組合連合会にあっては、その会員たる組合員の組合員たる資格）に係る事業を行うために必要な団地内に以下の施設を設置する必要があります。</p> <p>ア 製造業、ソフトウェア業及び情報サービス業又はその他の業種に属する事業者：工場、事業場又は研究施設</p> <p>イ 貨物自動車運送業者：貨物自動車ターミナル又は車庫</p> <p>ウ 倉庫業者：倉庫</p> <p>エ 商業又はサービス業者：店舗、事業場又は倉庫（ただし、倉庫のみの設置を行うことはできません）</p> <p>② 組合員の3分の2以上が従来の施設の全部又は一部を廃止し、団地内に移転する必要があります。</p> <p>(4) 団地の設置地域 団地を設置する場所は、都市計画などから適当な地域（都市計画法上の工業地域、準工業地域、近隣商業地域など）でなければなりません。</p> <p>(5) 共同事業の実施 組合は、参加する中小企業者のために、団地内で中小企業等協同組合法第9条の2第1号、第4号、第5号に基づく共同事業を行う必要があります。 なお、中小企業等協同組合法第9条の2第2号に基づく共同金融事業、第9条の2第3号に基づく組合員のための福利厚生事業については、高度化制度の貸付対象とはなりません。</p>	1.10%	20年以内であって、都道府県が適当と認める期限（3年以内）	80%以内
<p>(1) 計画作成主体 計画の作成主体は、以下の組合又は連合会です。</p> <p>① 事業協同組合 ② 協同組合連合会 ③ 商店街振興組合 ④ 商店街振興組合連合会</p> <p>(2) 集積区域 本事業は、組合員の相当部分が集積している区域（これを集積区域といいます）内で行うものであり、組合員が利用している工場、店舗や事業場などの施設の敷地面積が集積区域全体の面積の2分の1以上の場合に実施することができます。</p> <p>(3) 組合員数 組合員の数は、原則として10人以上必要です。ただし、特別の理由がある場合は、5名以上で実施することができます。</p> <p>(4) 中小企業者の割合 組合員の3分の2以上が、特定中小事業者、企業組合、協業組合である必要があります。</p> <p>(5) 施設の設置</p>	1.10%	20年以内であって、都道府県が適当と認める期限（3年以内）	80%以内

## 中小企業高度化資金－2

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
集積区域整備事業	事業協同組合、協同組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会 これらの構成員である特定中小事業者、企業組合、協業組合	建物、構築物、建物及び構築物の設置に必要な土地又は設備（事業の共同化に寄与する設備、組合員である共同出資会社の用に供する設備に限る。）
施設集約化（特定中小企業団体又は出資会社の行う事業）に係る主要要件	事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、中小企業者である会社（出資会社）	<p>共通要件に適合するものであって、次に掲げる施設とします。</p> <p>ア「施設集約化組合又は施設集約化出資会社」が取得し、造成し、又は設置する次の施設です。</p> <p>(ア) 組合員又は出資者の行う事業の共同の用に供する共同店舗、共同工場等その他施設</p> <p>(イ) 組合員又は出資者の経営の近代化・合理化を図るための、教育・情報提供事業、共同販売促進事業、共同研究開発事業等の共同事業を実施するための共同施設（顧客の利便に供する附帯施設を含みます。以下同じです。）であって、建物、構築物、建物及び構築物の設置に必要な土地又は設備。</p> <p>ただし、設置する施設は、当該施設集約化組合又は施設集約化出資会社が一括所有するものであることが必要です。</p> <p>(ウ) 入居する者が占有利用する設備は、貸付対象としません。</p> <p>(エ) 入居する特定中小事業者等である組合員又は出資者の行う事業に利用する床面積の合計が、「組合員又は出資者の行う事業の共同の用に供する共同店舗、共同工場等その他施設」の建物延べ床面積の3分の2以上であることが必要です。</p> <p>ただし、この利用床面積の割合を計算する場合に当たっては、「入居する特定中小事業者等である組合員又は出資者」にみなし大企業は含まれません。</p> <p>(オ) 入居する組合員又は出資者である</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定中小事業者等以外の者</li> <li>・みなし大企業たる組合員</li> <li>・みなし大企業たる出資者である特定中小事業者</li> </ul> <p>の行う事業に利用する床面積の合計は、「組合員又は出資者の行う事業の共同の用に供する共同店舗、共同工場等その他施設」の建物延べ床面積の3分の1以内とします。</p>
施設集約化に係る事業		

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
<p>組合員の2分の1以上が、組合の定款で定める資格事業を行う施設を設置（改造又は新設）する必要があります。 ただし、特別の理由がある場合は、5人以上で実施することができます。</p> <p>(6) 計画地域 集積区域を整備する本計画は、都市計画などに照らし、適当な地域でなければなりません。</p> <p>(7) 共同事業の実施 組合は、組合員のために適切な共同事業を行って下さい。</p>	1.10%	20年以内であって、都道府県が適当と認める期限（3年以内）	80%以内
<p>施設集約化組合又は施設集約化出資会社であって、次に該当するもの。</p> <p>ア 施設集約化組合にあつては、次の要件に該当するものとする。</p> <p>(ア) 組合員は、その事業者としての地位を保持し、当該施設集約化組合の設置する一の建物内にすべて入居して共同化計画に基づく組合員資格事業を行うものであること。</p> <p>(イ) 組合員の数が4人以上であること。</p> <p>(ウ) 組合員の3分の2以上が特定中小事業者等であること。</p> <p>(エ) 入居する組合員の経営の近代化・合理化を図るために、共同事業を適切に実施するものであること。</p> <p>イ 施設集約化出資会社にあつては、次の要件に該当するものとする。</p> <p>(ア) 出資者は、その事業者の地位を保持し、当該施設集約化出資会社の設置する一の建物内にすべて入居して共同化計画に基づく事業を行うものであること。</p> <p>(イ) 出資者が4人以上であるもの。</p> <p>(ウ) 出資者の3分の2以上が特定中小事業者であること。</p> <p>(エ) 当該施設集約化出資会社の発行済み株式の総数又は出資の総額に対する特定中小事業者の所有に係る株式数又は出資の金額が3分の2以上であること。</p> <p>(オ) 出資者たる事業者の経営の近代化・合理化を図るために、共同事業を適切に実施するものであること。</p>	1.10%	20年以内であって、都道府県が適当と認める期限（3年以内）	80%以内

### 中小企業高度化資金－ 3

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
施設集約化に係る事業	<p>施設集約化（特定中小企業団体又は出資会社の行う事業）に係る主な要件</p> <p>事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、中小企業者である会社（出資会社）</p>	<p>イ 施設集約化組合又は施設集約化出資会社が、原則として、同一敷地内に当該組合員又は出資者たる事業者の事業の用に供する共同店舗、共同工場等その他施設たる「一棟の建物」を設置し、かつ、所有・管理して当該組合員又は出資者のすべてを入居させ共同利用させるのをいう。</p> <p>ウ 中小小売商業者又は中小小売商業者若しくは中小サービス業者が、当該組合員又は出資者たる特定中小事業者等の3分の2以上を占める当該施設集約化（特定中小企業団体又は出資会社の行う事業）に係る共同化計画の場合にあっては、小売商業者の経営形態の近代化に寄与すると認められる「ショッピングセンター、スーパーマーケット、寄合百貨店形式」の共同店舗を設置して、当該共同店舗が一つの小売店舗として機能する一体的店舗運営が行われるものであって、入居する組合員又は出資者たる特定中小事業者等の経営実態、環境条件の変化等に対応して売場レイアウト、取扱商品等の変更又は改善が機動的かつ弾力的に行いよう運営するものであること。</p> <p>エ 組合員又は出資者たる特定中小事業者等が製造業、建設業等を行う者の施設集約化に係る共同化計画の場合にあっては、当該業種に係る従来の事業用施設が住居系地域又は商業系地域内にあって、騒音、ばい煙、汚水等の公害を発生するものと認められる場合は、従来の事業用施設における操業を廃止して当該施設集約化（特定中小企業団体又は出資会社の行う事業）に係る共同化計画に基づいて設置する施設内に移転するよう指導すること。</p> <p>オ 当該共同化計画の内容が当該都市計画事業の内容と調和するものであること。</p>
	<p>施設集約化（協業組合又は合併・出資会社の行う事業）に係る主な要件</p> <p>協業組合、中小企業者である会社（合併会社又は出資会社）</p>	<p>ア 「協業組合又は合併・出資会社」が取得し、造成し、又は設置する共同工場、共同店舗等であって、建物、構築物、建物及び構築物の設置に必要な土地又は設備。</p>

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
<p>施設の集約化組合又は施設集約化出資会社であって、次に該当するもの。</p> <p>ア 施設集約化組合にあつては、次の要件に該当するものとする。</p> <p>(ア) 組合員は、その事業者としての地位を保持し、当該施設集約化組合の設置する一の建物内にすべて入居して共同化計画に基づく組合員資格事業を行うものであること。</p> <p>(イ) 組合員の数が4人以上であること。</p> <p>(ウ) 組合員の3分の2以上が特定中小企業者等であること。</p> <p>(エ) 入居する組合員の経営の近代化・合理化を図るために、共同事業を適切に実施するものであること。</p> <p>イ 施設集約化出資会社にあつては、次の要件に該当するものとする。</p> <p>(ア) 出資者は、その事業者の地位を保持し、当該施設集約化出資会社の設置する一の建物内にすべて入居して共同化計画に基づく事業を行うものであること。</p> <p>(イ) 出資者が4人以上であるもの。</p> <p>(ウ) 出資者の3分の2以上が特定中小事業者であること。</p> <p>(エ) 当該施設集約化出資会社の発行済み株式の総数又は出資の総額に対する特定中小事業者の所有に係る株式数又は出資の金額が3分の2以上であること。</p> <p>(オ) 出資者たる事業者の経営の近代化・合理化を図るために、共同事業を適切に実施するものであること。</p>	1.10%	20年以内であつて、都道府県が適当と認める期限 (3年以内)	80%以内
<p>共通要件に適合する協業組合又は合併・出資会社であつて、次の要件に該当するものとする。</p> <p>ア 協業組合にあつては、次の要件に該当するものとする。</p> <p>(ア) 協業組合は、組合員が4人以上</p>			



## 中小企業高度化資金－４

	事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
施設集約化に係る事業	施設集約化 (協業組合又は合併・ 出資会社の行う事業) に係る主な要件	協業組合、中小企業者である 会社(合併会社又は出資会社)	<p>ただし、当該協業組合の組合事務所又は合併・出資会社の事務所のための設置は、貸付対象としない。</p> <p>イ 当該協業化計画の内容が当該都市計画事業の内容と調和するものであることが必要です。</p>
	連鎖化に係る事業 (ボランタリーチェーン)	事業協同組合、協同組合連合会、 中小企業者である会社 (出資会社)	本部施設である共同施設であって、建物、構築物、建物・構築物の設置に必要な土地又は設備。ただし、組合又は出資会社の事務所のための設置は貸付けの対象となりません。

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
<p>(イ) 組合員の3分の2が特定中小事業者であること。</p> <p>(ウ) 組合員は、その行っている事業活動の全部又は一部を当該協業組合の協業事業として統合した場合は、その統合する事業活動部門を廃止するものであること。この場合において、組合員の行う事業活動の全部をできうる限り協業するよう検討すること。</p> <p>イ 合併・出資会社にあつては、次の要件に該当するものとする。</p> <p>(ア) 合併又は出資をしようとする特定中小事業者の数が4人以上</p> <p>(イ) 合併又は出資をしようとする者の3分の2以上が特定中小事業者</p> <p>(ウ) 当該合併・出資会社の発行済み株式の総数又は出資の総額に対する特定中小事業者の所有に係る株式数又は出資の金額が3分の2以上であること</p> <p>(エ) その他共通要件に定めるほか次の要件があります。</p> <p>a 合併の直前において、被合併法人たる特定中小事業者と合併法人たる特定中小事業者との間（新設合併の場合は、当該合併により消滅する法人たる特定中小事業者の相互間。）において、いずれかの一の法人たる特定中小事業者又はその役員が所有する他の法人たる特定中小事業者（新設合併の場合は、他のすべての法人たる特定中小事業者。）の株式数又は出資金額の合計額が、当該他の法人たる特定中小事業者の発行済株式の総数又は出資金額の50%以上である場合には、当該他の法人たる特定中小事業者は、基準人数である特定中小事業者の数に含めないものであること。</p> <p>b 合併の直前において、被合併法人たる特定中小事業者と合併法人たる特定中小事業者（新設合併の場合は、当該合併により消滅するすべての法人たる特定中小事業者。）の発行済株式の総数又は出資総額の50%以上をともに同一の株主、社員若しくは出資者又はそれらの役員が所有している場合には、当該特定中小事業者が複数であっても、基準人数である特定中小事業者の数は1人とする。</p>	1.10%	20年以内であつて、都道府県が適当と認める期限 (3年以内)	80%以内
<p>共通要件に適合する連鎖化に係る事業を行う連鎖化組合又は出資会社であつて、次に該当するものとする。</p> <p>① 連鎖化組合にあつては、次の要件に該当するものとする。</p> <p>ア 組合員の数が4人以上であること</p> <p>イ 組合員の3分の2以上が小売商業又はサービス業を行う特定中小事業者等であること。</p> <p>ウ 小売商業又はサービス業を行う組合員たる特定中小事業者等のすべてが、それぞれ当該連鎖化組合との間に当該連鎖化組合が行う連鎖化に係る事業に係る物品を継続的に購買すべき旨を内容とする契約を書面により締結する等、当該連鎖化組合が行う連鎖化事業が小売商業又はサービス業を行う組合員たる特定中小事業者等のすべてによって十分に利用されることとなっているものであること。</p> <p>エ 当該連鎖化組合は、その組合員たる小売商業者又はサービス業者の経営の近代化・合理化を図るために、当該組合員の店舗、商品構成及び経営管理の標準化等に関する商品開発や経営技術の改善指導、市場調査等の情報の収集・処理・提供事業、組合員及びその従業員に対する教育事業又は共同宣伝事業等を計画的かつ適</p>	1.10%	20年以内であつて、都道府県が適当と認める期限 (3年以内)	80%以内

## 中小企業高度化資金－5

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
連鎖化に係る事業 (ボランタリーチェーン)	事業協同組合、協同組合連合会、中小企業者である会社 (出資会社)	本部施設である共同施設であって、建物、構築物、建物・構築物の設置に必要な土地又は設備。 ただし、組合又は出資会社の事務所のみの設置は貸付けの対象となりません。
共同施設 に係る事業	事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会	建物、構築物、建物・構築物の設置に必要な土地又は設備。 ただし、組合事務所のみの設置は貸付けの対象となりません。

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
<p>切に実施するものであること。</p> <p>② 出資会社にあつては、次の要件に該当するものとする。</p> <p>ア 出資者が4人以上であるもの</p> <p>イ 出資者の3分の2以上が小売商業又はサービス業を行う特定中小事業者であること。</p> <p>ウ 当該出資会社の発行済み株式の総数又は出資の総額に対する特定中小事業者の所有に係る株式数又は出資の金額が3分の2以上であること。</p> <p>エ 連鎖化（連鎖化組合又は出資会社の行う事業）を実施するに当たっては、小売商業又はサービス業を行う出資者たる特定中小事業者のすべてが、それぞれ当該出資会社との間に当該出資会社が行う連鎖化事業に係る物品を継続的に購買すべき旨を内容とする契約を書面により締結する等、当該共同出資会社が行う連鎖化事業が、小売商業又はサービス業を行う出資者たる特定中小事業者のすべてによって十分に利用されることとなっているものであること。</p> <p>オ 当該出資会社は、その出資者たる小売商業者又はサービス業の経営の近代化・合理化を図るために、当該出資者の店舗、商品構成及び経営管理の標準化等に関する商品開発や経営技術の改善指導、市場調査等の情報の収集・処理・提供事業、出資者及びその従業員に対する教育事業又は共同宣伝事業等を計画的かつ適切に実施するものであること。</p> <p>③ 当該連鎖化組合又は出資会社は、店舗経営やチェーン活動のために必要な経験、知識又は技術をもつ専門的職員の配置に努め、参加組合員又は出資者に対して、メリットある品揃え企画、商品開発、販売計画の立案、経営に関する指導・教育等の機能を提供できる本部機構の整備に努めること。</p>	1.10%	20年以内であつて、都道府県が適当と認める期限 (3年以内)	80%以内
<p>特定中小企業団体が、その組合員の経営の近代化・合理化を図るために行う共同事業の用に供する施設又は組合員の共同利用に供する施設を設置するもの。</p> <p>① 貸付けの対象となる事業</p> <p>次のアからエに掲げる特定中小企業団体が、組合員又は所属員の経営の合理化を図るために適切な事業として、次のアからエに掲げるいずれかの共同事業を行い、その事業の用に供する共同施設を設置・所有して、その組合員に共同利用させるもの（以下「共同施設（特定中小企業団体の行う事業）」という。）をいいます。</p> <p>ア 事業協同組合、事業協同小組合又は事業協同組合連合会が、その組合員の事業に関して行う次に掲げるいずれかの事業の用に供する共同施設を設置する事業</p> <p>(ア) 中小企業等協同組合法（以下「協同組合法」という。）第9条の2第1項第1号又は第9条の9第1項第4号に規定する生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他の共同事業</p> <p>(イ) 協同組合法第9条の2第1項第4号又は第9条の9第1項第6号に規定する教育・情報提供共同事業</p> <p>(ウ) 協同組合法第9条の2第1項第5号又は第9条の9第1項第7号に規定する新商品・新技術の研究開発共同事業又は需要開拓共同事業（創造活動促進法第5条第2項に規定する認定研究開発等事業計画に定める同法第2条第4項に規定する研究開発</p>	1.10%	20年以内であつて、都道府県が適当と認める期限 (3年以内)	80%以内

## 中小企業高度化資金－6

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
<p>共同施設 (特定中小企業団体の 行う事業)に係る 主な要件</p>	<p>事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会</p>	<p>建物、構築物、建物・構築物の設置に必要な土地又は設備。 ただし、組合事務所のみの設置は貸付けの対象となりません。</p>
<p>共同施設 (協業組合又は企業 組合の行う事業)に 係る主な要件</p>	<p>協業組合、企業組合</p>	
<p>設備リースに係る事業</p>	<p>事業協同組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会</p>	<p>リース設備。</p>

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
<p>等事業を含む。)</p> <p>イ 商工組合又は商工組合連合会が、その組合員の事業に関して行う次に掲げるいずれかの事業の用に供する共同施設を設置する事業</p> <p>(ア) 中小企業団体の組織に関する法律（以下「団体法」という。）第17条第2項第1号又は第33条において準用する第17条第2項第1号に規定する生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他の共同事業及び教育・情報提供共同事業</p> <p>(イ) 団体法第17条第2項第4号又は第33条において準用する第17条第2項第4号に規定する新商品・新技術の研究開発共同事業又は需要開拓共同事業</p> <p>ウ 商店街振興組合又は商店街振興組合連合会（組合員の3分の2以上が中小企業者であるものに限る。）が、その組合員の事業に関して行う次のaに掲げる事業の用に供する共同施設又は組合員若しくは一般公衆の利便を図るための次のbに掲げる共同施設を設置する事業</p> <p>(ア) 商店街振興組合第13条第1項第1号、第4号若しくは第5号又は第19条第1項第2号、第6号若しくは第7号に規定する販売、購買、保管、運送、検査その他の共同事業、共同福利厚生事業（従業員に関するものに限る。）又は教育・情報提供共同事業</p> <p>(イ) 商店街振興組合法第13条第1項第8号に規定する街路灯、アーケード、駐車場、物品預り所、休憩所等の共同施設</p> <p>エ 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合又は生活衛生同業組合連合会（組合員の3分の2以上が中小企業者であるものに限る。）が行う、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（以下「生衛法」という。）第8条第1項第6号、第52条の5第1号又は第54条第4号に規定する組合員の営業に関する共同施設を設置する事業</p>	1.10%	20年以内であって、都道府県が適当と認める期限 (3年以内)	80%以内
<p>協業組合又は企業組合の作成する協業化計画に基づいて設置される施設</p> <p>① 貸付けの対象となる事業</p> <p>協業組合又は企業組合の行う事業は、中小企業者が、他の中小企業者と互いに結束して、新しい事態に即応した生産（工場）規模、販売規模又は資本規模等の企業規模の適正化を実現し、付加価値生産性の強化を図るため、従来の事業の全部又は一部を共同化若しくは協業化する企業組合若しくは協業組合を設立して共同経営する事業又は既に設立されて事業活動を行っている企業組合若しくは協業組合が、その行っている事業の付加価値生産性の強化を図るための事業に供する施設を設置するものをいう。</p>			
<p>(1) 貸付けの対象となる事業は、以下の要件のいずれかに該当することが必要です。</p> <p>① 他の高度化事業を実施する又は、実施している組合の行う設備リース事業</p> <p>② 次の法律の認定を受けて行う設備リース事業</p> <p>ア 下請中小企業振興法（以下「下請振興法」という。）</p> <p>イ 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（以下「伝産法」とい</p>	1.10%	設備の法定耐用年数を勘案して都道府県が定める期限 (1年以内)	80%以内

## 中小企業高度化資金－7

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
設備リースに係る事業	事業協同組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会	リース設備。

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
<p>う。)</p> <p>ウ 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用のための雇用管理の改善の促進に関する法律（以下「労働力確保法」という。）</p> <p>エ 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（以下「流通業務総合効率化法」という。）</p> <p>オ エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（以下「省エネ・リサイクル支援法」という。）</p> <p>カ 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（以下「中小企業新事業活動促進法」という。）</p> <p>キ 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（以下「地域産業集積活性化法」という。）</p> <p>ク 中心市街地の活性化に関する法律（以下「中心市街地活性化法」という。）</p> <p>ケ その他中小企業の振興を図ることを目的とした法律</p> <p>③ 組合員の3分の2以上が同一業種又はこれと密接に関連する業種に属する事業を行う事業者である組合（その地区が都道府県の区域又はその区域を越える区域であり、かつ、その組合員の数が当該地区におけるこれらの事業を行う事業者の数の2分の1以上を占めているものに限る。）が実施する事業であって、当該組合員の2分の1以上が参加するもの</p> <p>④ 組合員の2分の1以上が公害防止に関する法令等により規制の対象とされる公害発生対象施設を持ち、又は持つ見込みであるもの</p> <p>⑤ 組合員の2分の1以上が安全衛生に関する法令等により規制の対象とされる安全衛生施設を持ち、又は持つ見込みであるもの</p> <p>(2) 買取予約付き賃貸借契約の締結</p> <p>設備リース事業の実施に当たっては、当該組合又は連合会とリースを受ける組合員又は所属員（以下この項において「借受者」という。）の間において、次の内容による買取予約付賃貸借契約を締結するものとする。</p> <p>① 貸借料の支払いが終わるまでの間は、当該リース設備の所有権は、借受者に移転しないこと。</p> <p>② 賃貸期間は、原則として、当該リース設備に係る資金の償還期限として都道府県が定める期間と同一期間であること。</p> <p>③ リース設備の賃貸料は、当該組合又は連合会が当該設備を取得した価額及び当該設備の取得のために当該組合又は連合会が借り入れた借入金の利子を基準として算定した金額とする。</p> <p>④ 当該組合又は連合会は、借受者から保証金としてリース設備の取得価額の10%程度の金額を契約締結と同時に徴するものであること。</p> <p>ただし、土地等不動産又は有価証券（リース設備の取得価額の10%以上の価値を有するものに限る。）を担保として徴する場合は、この限りではない。</p> <p>⑤ その他リース設備の善管義務等に関する規定が含まれていること。</p>	1.10%	設備の法定耐用年数を勘案して都道府県が定める期限（1年以内）	80%以内



## 中小企業高度化資金－ 8

事業の種類		貸付けの相手方	貸付対象施設
経営改革に係る事業	新商品・新技術等の開発を共同して行う事業	事業協同組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、中小企業者である会社（出資会社）、経営革新計画承認グループ（経営革新計画承認グループについては、承認経営革新計画に従って共同で事業を行う者の数が4人以上かつ3分の2以上が中小企業新事業活動促進法第9条第1項に規定する中小企業者等であること）	貸付けの対象となる施設は、次の施設（附帯する施設を含みます。）に係る建物、構築物、建物・構築物の設置に必要な土地又は設備です。 ① 商品開発に係る開発研究及び試作事業に必要な施設 ② 技術開発に係る開発研究及び試作事業に必要な施設 ③ デザイン開発又はシステム開発事業に必要な施設 ④ 試験及び検査事業に必要な施設 ⑤ 上記の事業及びこれらに準ずる事業に係る教育・研修事業に必要な施設 ⑥ 需要の開拓その他上記に準ずる事業に必要な施設
	情報の収集・処理又は提供を共同して行う事業		
企業合同に係る事業		中小企業者である会社（合併会社又は出資会社）	建物、構築物、建物・構築物の設置に必要な土地又は設備。

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
<p>ア 中小企業者の経営の合理化を図るための新商品開発、新技術開発、デザイン開発又はシステム開発（当該開発に係る試作及び成果の利用を行うことを含む。）、需要開拓その他これに準ずる事業の用に供する研究施設、試験機器、事務所その他の施設を設置するものであること。</p> <p>イ 当該事業が、その組合員の相当数によって十分に利用されることとなっているものであること。</p>	1.10%	20年以内であって、都道府県が適当と認める期限（3年以内）	貸付対象施設の設置資金の80%以内
<p>中小企業者の財務管理、販売管理又は在庫管理等経営の合理化を図るための情報の収集・処理又は提供その他の事業の用に供する電子計算機、事務所その他の施設を設置するもの（特定中小企業団体が実施する場合においては、当該特定中小企業団体に設置する電子計算機に接続する情報処理設備を取得し、組合員に買取予約付で賃貸するもの（以下「情報処理設備リース」という。）を含む。</p>			
<p>① 流通業務効率促進法に基づき実施する事業であって、以下の要件に該当するもの</p> <p>ア 合併・出資会社が、認定効率化計画に従って流通業務総合効率化事業を行うもの</p> <p>イ 合併又は出資する企業数の2分の1以上が認定総合効率化計画に記載されている認定総合効率化事業者であること</p> <p>ウ 中小企業者以外の者が参加する場合は、参加者の4分の1以内であること</p> <p>エ 出資会社にあつては、自らの流通業務を一体的処理に委ねる事業者としての記載された構成員たる中小企業者の80%以上が出資していること</p> <p>オ 合併・出資会社の発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上が、当該承認計画に記載されている認定総合効率化事業者の所有であること</p> <p>② 地域産業集積活性化法に基づき実施する事業であつて、以下の要件に該当するもの</p> <p>ア 合併・出資会社が、承認高度化等計画又は承認進出計画に基づく特定基盤的技術の高度化等のための措置又は特定分野への進出を実施する事業を行うもの</p> <p>イ 当該事業の規模は、参加する中小企業者の従来の経営基盤等から見て妥当なもの</p> <p>ウ 合併又は出資する企業数の2分の1以上が承認中小企業者であること</p> <p>エ 中小企業者以外の者が参加する場合は、参加者の4分の1以内</p>	1.10%	20年以内であつて、都道府県が適当と認める期限（3年以内）	80%以内

## 中小企業高度化資金－ 9

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
企業合同に係る事業	中小企業者である会社（合併会社又は出資会社）	建物、構築物、建物・構築物の設置に必要な土地又は設備。
無利子貸付による高度化事業について	それぞれの高度化事業ごとに定める者	それぞれの高度化事業ごとに定める施設。

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
<p>であること</p> <p>オ 合併・出資会社の発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上が、承認高度化等計画又は承認進出計画に記載されている承認中小企業者の所有であること</p> <p>③ 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に基づき実施する事業であって、以下の要件に該当するもの</p> <p>ア 合併・出資会社が、認定実施計画に基づいて事業規模縮小等を実施する事業を行うもの</p> <p>イ 当該事業の規模は、参加者たる認定中小企業者の従来の経営基盤等から見て妥当なもの</p> <p>ウ 合併又は出資する企業数の2分の1以上が認定中小企業者であること</p> <p>エ 中小企業者以外の者が参加する場合は、参加者の4分の1以内であること</p> <p>オ 合併・出資会社の発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上が、認定実施計画に記載されている認定中小企業者の所有であること</p> <p>④ 中小企業新事業活動促進法の規定による承認経営革新計画又は承認経営基盤強化計画に基づき実施する事業であって、以下の要件に該当するもの</p> <p>ア 当該承認経営革新計画又は当該承認経営基盤強化計画に基づき経営の相当部分の向上又は経営基盤の強化を円滑かつ適切に実施する事業を行うもの</p> <p>イ 当該事業の規模は、参加者たる中小企業者の従来の経営基盤等から見て妥当なもの</p> <p>ウ 合併又は出資する企業の2分の1以上が当該承認中小企業者等であること</p> <p>エ 中小企業者以外の者が参加する場合は、参加者の4分の1以内であること</p> <p>オ 合併・出資会社の発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上が、認定実施計画に記載されている承認中小企業者等の所有であること</p>	1.10%	20年以内であって、都道府県が適当と認める期限 (3年以内)	80%以内
<p>〔無利子貸付についての要件〕</p> <p>(1)「施設集約化に係る事業」のうち、特定中小企業団体又は出資会社の行う事業又は協業組合又は合併・出資会社の行う事業を実施する事業協同組合若しくは協業組合の組合員、合併会社又は出資会社の出資者の3分の2以上が製造業若しくは情報サービス業のいずれか一の業種又は相互に関連性の高い製造業及び情報サービス業を行うものである場合の当該事業に係る資金の貸付けは、次に定める要件により行うものとする。</p> <p>① 貸付けの対象者である事業協同組合等若しくは事業協同小組合又は協業組合にあっては、次の要件に該当するものであること。</p> <p>ア 組合員のすべてが特定中小事業者等であること。</p> <p>イ 組合員の5分の4以上が次のいずれかに掲げる小規模事業者であること。</p> <p>(ア) 特定中小事業者にあっては、常時使用する従業員の数が20人 (商業又はサービス業(ソフトウェア業及び情報処理サービス</p>	無利子	それぞれの高度化事業ごとに定める期限。 (それぞれの高度化事業ごとに定める年数)	80%以内

## 中小企業高度化資金－10

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
無利子貸付による高度化事業について	それぞれの高度化事業ごとに定める者	それぞれの高度化事業ごとに定める施設。

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
<p>業を除く。)を行う者については、5人)以下の者であること。</p> <p>(イ) 企業組合にあっては、当該組合の事業に常時従事する組合員の数が20人(商業又はサービス業(ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。))を行う者については、5人)以下の者であること。</p> <p>(ウ) 協業組合にあっては、常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業(ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。))を行う者については、5人)以下の者(協業組合の組合員にあっては、当該協業組合への加入に際し常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業(ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。))を行う者については、5人)を越えていた者を除く。)であること。</p> <p>② 貸付けの対象者である合併会社又は出資会社にあっては、次の要件に該当するものであること。</p> <p>ア 合併又は出資しようとする者のすべてが特定中小事業者であること。</p> <p>イ 合併又は出資しようとする者の5分の4以上が常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業(ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。))を行う者については、5人)以下の特定中小事業者であること。</p> <p>③ 当該事業を事業協同組合等又は事業協同小組合が実施する場合にあっては、次の要件のいずれかに該当するものであること。</p> <p>ア 組合員たる特定中小事業者等のすべてが、その事業の用に供する工場又は事業場の全部若しくは一部を当該事業により設置される共同工場たる一棟の建物に移転するものであって、次の要件に該当すること。</p> <p>(ア) 上記①のイの組合員たる特定中小事業者等である小規模事業者については、その操業の全部を移転するものであること。</p> <p>ただし、小規模事業者が当該共同工場において行おうとする事業以外の事業を兼業している場合であって、当該兼業部門を移転せず、旧事業所等において事業を存続させても当該事業の運営に支障を及ぼさないと認められるときは、当該兼業部門を移転しないことができる。</p> <p>(イ) 小規模事業者を除く組合員たる特定中小事業者等については、当該共同工場内において、生産、販売その他経営面において中核的な役割を果たしうる者又は生産工程上、当該事業の運営に必要な者であること。</p> <p>(ウ) 当該事業協同組合等又は事業協同小組合の組合員が製造業又は情報サービス業以外の事業を行う特定中小事業者等である場合には、当該事業を円滑に行うために必要と認められる者であること。</p> <p>(エ) 当該事業協同組合等又は事業協同小組合は、当該事業計画に係る組合員の業種、業態及び事業規模に応じて当該事業の効果が十分に発揮されると認められる製造加工部門等の共同化施設の設置及びその他の共同事業を必ず行うものであること。</p> <p>イ 当初の施設集約化計画に基づいて実施した事業であって、特定中小事業者等の新規加入組合員の増加又は新分野進出、新規事業の開拓、研究成果の活用等に係る共同事業を新たに実施することにより、当該施設集約化に係る事業のなお一層の機能強化が図ら</p>	無 利 子	それぞれの高度化事業ごとに定める期限。 (それぞれの高度化事業ごとに定める年数)	80%以内

## 中小企業高度化資金－11

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
無利子貸付による高度化事業について	それぞれの高度化事業ごとに定める者	それぞれの高度化事業ごとに定める施設。

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
<p>れると認められる場合は、当該新規組合員の事業の用に供する共同工場又は拡充する共同事業の用に供する共同施設を設置することができる。</p> <p>この場合において、当該施設の設置場所は、国又は地方公共団体から都市計画等に基づく移転の要請を受けている場合を除き、当初の施設集約化計画に基づいて共同工場その他の施設を設置した敷地内（当該敷地の拡張を含む。）に限るものとする。</p> <p>④ 当該事業を協業組合又は合併会社若しくは出資会社が実施する場合にあっては、次の要件のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 当該協業組合の組合員又は合併若しくは出資しようとする特定中小事業者は、従来の工場、事業場その他の施設における操業のうち、協業組合の協業対象事業又は合併会社若しくは出資会社が行う事業に該当する操業のすべてを廃止して、当該共同工場において当該操業を協業化又は集約化するものであって、次の要件に該当すること。</p> <p>(ア) 協業組合の協業対象事業又は合併会社若しくは出資会社が行う事業は、主として製造業又は情報サービス業であること。</p> <p>(イ) 当該協業組合の協業対象事業又は合併会社若しくは出資会社が行う事業に製造業又は情報サービス業以外の事業を含む場合には、当該事業を円滑に行うために必要と認められる事業であること。</p> <p>イ 協業組合が当初の施設集約化計画に基づいて実施した事業であって、特定中小事業者等の新規加入組合員の増加又は新分野進出、新規事業の開拓、研究成果の活用等に係る共同事業を新たに実施することにより、当該施設集約化に係る事業のなお一層の機能強化が図られると認められる場合は、当該協業事業に係る工場その他の施設を設置することができる。</p> <p>この場合において、当該施設の設置場所は、国又は地方公共団体から都市計画等に基づく移転の要請を受けている場合を除き、当初の施設集約化計画に基づいて協業事業に係る工場その他の施設を設置した敷地内（当該敷地の拡張を含む。）に限るものとする。</p> <p>⑤ 当該事業により設置される共同工場等の施設は、主として製造業又は情報サービス業の事業の用に供するものであること。</p> <p>⑥ 当該事業により設置される共同工場等の施設は、都市計画その他市街地の整備の見地から適当であると認められる地域内にあること。</p> <p>(2) 「集団化事業」又は「共同施設に係る事業」のうち、汚水、ばい煙、産業廃棄物、騒音等の共同処理施設若しくは共同防止施設又は省資源・省エネルギー共同施設の設置に係る事業（以下「共同公害防止等施設事業」という。）に係る資金の貸付けは、次に定める要件により行うものとする。</p> <p>① 貸付けの対象者は、「集団化事業」、「共同施設に係る事業」の実施主体たる事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合若しくは商工組合連合会又は中小企業たる生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合若しくは生活衛生同業組合連合会とする。</p> <p>② 貸付けの対象施設は、次のいずれかの施設とする。</p> <p>ア 共同公害防止施設は、中小企業者の事業活動又は共同事業の実</p>	無 利 子	それぞれの高度化事業ごとに定める期限。 (それぞれの高度化事業ごとに定める年数)	80%以内



## 中小企業高度化資金－12

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
無利子貸付による高度化事業について	それぞれの高度化事業ごとに定める者	それぞれの高度化事業ごとに定める施設。

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
<p>施に伴って副次的に生ずる公害を処理又は防止するための施設であって、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 排水処理又は汚泥処理のための設備及びその設置に係る施設</p> <p>(イ) ばい煙、粉じん又は排ガスを処理するための設備及びその施設に係る施設</p> <p>(ウ) 産業廃棄物を処理するための設備及びその施設に係る施設</p> <p>(エ) 騒音、振動又は悪臭を防止するための設備及びその設置に係る施設</p> <p>(オ) その他公害防止関連法令等により規制の対象となっている公害若しくはこれに準ずるものの発生を防止するため特に必要と認められる設備又は省エネ・リサイクル支援法第20条第1項の承認を受けた事業計画に基づいて実施する事業の用に供する公害防止用設備及びその設置に係る施設</p> <p>イ 省資源・省エネルギー共同施設は、省エネ・リサイクル支援法第20条第1項の承認を受けた事業計画に基づいて実施する事業の用に供する施設であって、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 資源有効利用設備及びその設置に係る施設</p> <p>a 排水又は廃棄物を有効利用するため再生又は加工するための設備及びその設置に係る施設</p> <p>b 排水又は廃棄物に含まれる資源を回収し、又は回収された資源を再生又は加工するための設備及びその設置に係る施設</p> <p>c その他資源の有効利用を図るため特に必要と認められる設備及びその設置に係る施設</p> <p>(イ) エネルギー有効利用設備及びその設置に係る施設</p> <p>a 省エネルギー型製造設備であってエネルギー使用効率が10%以上向上するもの及びその設置に係る施設</p> <p>b 電力、ガス、石油その他のエネルギーの消費を自動的に制御するための設備及びその設置に係る施設</p> <p>c 工業炉用燃焼空気の除湿設備等本体設備のエネルギー効率を向上させるための設備及びその設置に係る施設</p> <p>d 高温又は冷温のエネルギー放射を防止するための設備及びその設置に係る施設</p> <p>e 廃熱、廃蒸気等の廃エネルギーを回収又は利用するための設備及びその設置に係る施設</p> <p>f その他中小企業者の事業活動におけるエネルギーの有効利用を図るため特に必要と認められる設備であって、エネルギー使用効率が10%以上向上するもの及びその設置に係る施設</p> <p>③ 貸付けの対象施設が、生産関連施設等（本事業に係る貸付金の対象施設以外の施設をいう。以下同じ。）と一体的に設置される場合における共同公害防止等施設事業の貸付けの範囲は、次により行うものとする。</p> <p>ア 設備については、公害防止設備又は省資源・省エネルギー共同設備の設置金額が明確である場合に限り、当該設備を共同公害防止等施設事業の対象とする。</p> <p>イ 建物については、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 建物が騒音等の公害防止又は省資源・省エネルギー転換のための特殊な構造になっている場合には、その特殊な構造とするために必要となる部分を共同公害防止等施設事業の対象とする。</p>	無 利 子	それぞれの高度化事業ごとに定める期限。 (それぞれの高度化事業ごとに定める年数)	80%以内

## 中小企業高度化資金－13

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
無利子貸付による高度化事業について	それぞれの高度化事業ごとに定める者	それぞれの高度化事業ごとに定める施設。

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
<p>(イ) 建物が、生産関連施設等及びそれと一体的に設置される公害防止設備又は省資源・省エネルギー共同設備の上屋として設置されるものである場合は、原則として、共同公害防止等施設事業の対象としない。</p> <p>なお、この規定は、一棟の建物の内部に生産関連施設等と公害防止設備又は省資源・省エネルギー共同設備が併設される場合における建物に準用される。</p> <p>ウ 構築物については、公害防止又は省資源・省エネルギー転換のために必要と認められるものであれば、原則として、その設置金額の全額を共同公害防止等施設事業の対象とする。</p> <p>エ 土地については、他の生産関連施設等と一体的に設置される公害防止施設又は省資源・省エネルギー共同施設を設置されるものである場合は、原則として、共同公害防止等施設事業の対象としない。</p> <p>(3) 「経営改革（特定中小企業団体又は出資会社の行う事業）に係る事業」のうち下請振興法第5条第1項の承認を受けた振興事業計画に基づき実施する事業、伝産法第4条第1項若しくは第2項の承認を受けた振興計画若しくは同法第6条第1項の認定を受けた共同振興計画又は同法第7条第1項の認定を受けた活用計画に基づき実施する事業、省エネ・リサイクル支援法第20条第1項の承認を受けた事業計画に基づき実施する事業又は施行規則第11条第1項第3号の規定に適合する出資会社が実施する事業</p> <p>(4) 「集団化事業」又は「集積区域整備事業」のうち、公園、緑地その他の地域環境保全施設等の設置に係る資金の貸付けは、次に定める要件により行うものとする。</p> <p>① 貸付けの対象者は、集団化事業又は集積区域整備事業を実施する事業協同組合又は事業協同組合若しくは事業協同小組合のみを会員とする協同組合連合会とする。</p> <p>② 貸付けの対象施設は、地域環境の保全に資する次の施設とする。</p> <p>ア 緑地、公園、その他工場立地法（昭和34年法律第24号）施行規則第4条（ただし、第4号及び第5号を除く。）に掲げる施設</p> <p>イ 地域住民の用にも供され、公共的道路として利用されると認められる幅員9m以上の団地内主要道路</p> <p>ウ その他地域環境の保全に資すると認められる施設</p> <p>(5) 「集団化事業」、「集積区域整備事業」、「施設集約化に係る事業」、「共同施設に係る事業」又は「経営改革に係る事業」のうち、災害の発生を未然に防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するための共同防災施設の設置に係る事業（以下「共同防災施設事業」という。）に係る資金の貸付けは、次に定める要件により行うものとする。</p> <p>① 貸付けの対象者は、「集団化事業」、「集積区域整備事業」、「施設集約化に係る事業」、「共同施設に係る事業」又は「経営改革に係る事業」の実施主体たる事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、商工組合若しくは商工組合連合会、中小企業者たる商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会又は中小企業者たる生活衛生同業組合・生活衛生同業小組合若しくは生活衛生同業組合連合会、企業組合若しくは協業組合又は合併会社若しくは出資会社であること。</p> <p>② 貸付けの対象施設は、中小企業者の事業活動に支障をもたらす災害の発生を未然に防止し又は災害が発生した場合における被害の拡大</p>	無 利 子	それぞれの高度化事業ごとに定める期限。 (それぞれの高度化事業ごとに定める年数)	80%以内

## 中小企業高度化資金－14

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
無利子貸付による高度化事業について	それぞれの高度化事業ごとに定める者	<p>それぞれの高度化事業ごとに定める施設。</p> <p>ただし、「集団化事業」のうち中小小売商業振興法（以下「小売振興法」という。）第4条第2項の規定に基づく認定を受けた店舗集団化計画に基づくものは、組合員たる特定中小企業者等の事業の用に供する施設のうち、小規模事業者の事業の用に供する施設、又は共同施設のうち、環境施設（アーケード、カラー舗装、街路灯、多目的ホール、イベント広場、駐車場等の組合員及び一般公衆の利便に供する施設をいう。以下同じ。）又は非収益施設（環境施設を除くもののうち、ゴミ処理施設、組合事務所等の非収益施設であって、当該共同施設を利用する組合員の割合がおおむね2分の1以上であり、かつ、当該共同施設に係る一組合員の利用割合が過半数を占めないものをいう。以下同じ。）であること。</p> <p>「集積区域整備事業」または「共同施設に係る事業のうち特定中小企業団体が行う事業」のうち小売振興法第4条第1項の規定に基づく認定を受けた商店街整備計画に基づくものは、組合員たる特定中小企業者等の事業の用に供する施設のうち小規模事業者の事業の用に供する施設、又は共同施設のうち、環境施設又は非収益施設であること。</p>

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
<p>大を防止するため、特に必要と認められる施設であって、次に掲げる施設とする。</p> <p>ア 消融雪施設（消雪パイプ、ロードヒーター等）</p> <p>イ 集中災害検知装置</p> <p>ウ 消防・消火施設</p> <p>エ 防風・防砂林</p> <p>オ その他災害の防止に特に資すると認められる施設</p> <p>③ 貸付けの対象施設が、生産関連施設等（本事業に係る貸付金の対象施設以外の施設をいう。以下同じ。）と一体的に設置される場合における共同防災施設事業の貸付けの範囲は、次により行うものとする。</p> <p>ア 設備については、共同防災設備の設置金額が明確である場合に限り、当該設備を共同防災施設事業の対象とする。</p> <p>イ 建物については、生産関連施設等及びそれと一体的に設置される共同防災設備の上屋として設置されるものである場合は、原則として、共同防災施設事業の対象としない。</p> <p>ただし、共同防災設備だけを設置するために必要な最小限の建物は、貸付対象とすることができる。</p> <p>ウ 構築物については、共同防災のために必要と認められるものであれば、原則として、その設置金額の全額を共同防災施設事業の対象とする。</p> <p>エ 土地については、他の生産関連施設等と一体的に設置される共同防災施設を設置されるものである場合は、原則として、共同防災施設事業の対象としない。</p> <p>(6) 小売振興法第4条第1項から第5項までの規定に基づき認定を受けた事業に係る資金の貸付けは、次に掲げる事業であるものとする。</p> <p>① 「集団化事業」のうち、小売振興法第4条第2項の規定に基づく認定を受けた店舗集団化計画に基づき実施する事業</p> <p>② 「集積区域整備事業」又は「共同施設に係る事業のうち特定中小企業団体の行う事業」のうち、小売振興法第4条第1項の規定に基づく認定を受けた商店街整備計画に基づき実施する事業</p> <p>③ 「施設集約化に係る事業」のうち、小売振興法第4条第3項の規定に基づく認定を受けた共同店舗等整備計画に基づき実施する事業組合員の2分の1以上が小規模事業者であること。</p> <p>④ 「連鎖化に係る事業」のうち、小売振興法第4条第5項の規定に基づく認定を受けた連鎖化事業計画に基づき実施する事業</p> <p>⑤ 「経営改革（特定中小企業団体又は出資会社の行う事業）に係る事業」のうち、小売振興法第4条第4項の規定に基づく認定を受けた電子計算機利用経営管理計画に基づき実施する事業</p> <p>(7) 「集団化事業」、「集積区域整備事業」、「施設集約化に係る事業」、「共同施設に係る事業」のうち、労働力確保法第4条第1項の規定に基づく認定を受けた改善計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けは、当該改善計画に記載されている事業の用に供する研修施設、従業員共同宿舍、食堂又は託児施設であって、各高度化事業の実施主体たる組合又は連合会が設置する共同施設とする。</p> <p>(8) 「集団化事業」、「集積区域整備事業」又は「施設集約化に係る事業（特定中小企業団体の行う事業に限る。）」若しくは「共同施設に係る事業（特定中小事業団体の行う事業に限る。）」のうち、流通業務総合効率化法第4条第1項の規定に基づく認定を受けた総合効率化計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けは、次に定める要件</p>	無利子	それぞれの高度化事業ごとに定める期限。 (それぞれの高度化事業ごとに定める年数)	80%以内

## 中小企業高度化資金－15

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
無利子貸付による高度化事業について	それぞれの高度化事業ごとに定める者	それぞれの高度化事業ごとに定める施設。

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
<p>により行うものとする。</p> <p>貸付けの対象者は、流通業務総合効率化法第4条第1項の規定に基づく認定を受けた事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会（以下この号において「認定組合」という。）であって、次の要件のすべてに該当するものであること。</p> <p>ア 認定組合が実施する流通業務総合効率化事業は、当該認定組合の組合員又は所属員（以下「組合員」という。）たる特定中小事業者等の3分の1以上かつ4人以上が参加するものであること。</p> <p>イ 自らの流通業務を一体的処理に委ねる組合員の3分の2以上が特定中小事業者等であること。</p> <p>ウ 自らの流通業務を一体的処理に委ねる組合員たる特定中小事業者等による利用量の合計が、一体的処理に委ねる全事業者の総量の2分の1を超えるものであること。</p> <p>エ 自らの流通業務を一体的処理に委ねる組合員のうち、事業の最大利用者による利用量が、一体的処理に委ねる全事業者の利用総量の3分の1未満であること。</p> <p>(9) 地域産業集積活性化法第7条第1項の承認を受けた高度化等計画、同法第9条第1項の承認を受けた高度化等円滑化計画、同法第23条第1項の承認を受けた進出計画又は同法第25条第1項の承認を受けた進出円滑化計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けは、次に定める要件により行うものとする。</p> <p>① 「集団化事業」又は「共同施設に係る事業」のうち、地域産業集積活性化法第7条第1項の承認を受けた高度化等計画、同法第9条第1項の承認を受けた高度化等円滑化計画、同法第23条第1項の承認を受けた進出計画又は同法第25条第1項の承認を受けた進出円滑化計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けは、次のア及びイの要件に該当するものに対して行うものとする。</p> <p>ただし、集団化事業にあっては、次のア及びイの要件に該当し、かつ、ウの要件に該当するものであること。</p> <p>ア 該当事業に参加する事業者のうち、70%以上が承認中小企業者であること。</p> <p>イ 該当事業に参加する事業者の特定基盤的技術の高度化等のための措置又は特定分野への進出を円滑に推進するための共同事業（新商品又は新技術の研究開発、需要の開拓、研修、情報の提供等。）を実施するものであって、当該共同事業が参加事業者の総意に基づき実施され、人員体制、費用負担等実施体制が十分に整っていると認められるものであること。</p> <p>ウ 該当事業を実施する事業協同組合等の組合員若しくは所属員の数が30人以上の大規模な事業であること。</p> <p>② 「経営改革（特定中小企業団体又は出資会社の行う事業）に係る事業」のうち、地域産業集積活性化法第7条第1項の承認を受けた高度化等計画又は同法第23条第1項の承認を受けた進出計画に基づき実施する中小企業者の経営の合理化を図るための新商品開発、新技術開発、デザイン開発又はシステム開発（当該開発に係る試作及び成果の利用を行うことを含む。）、需要開拓その他これに準ずる事業の用に供する研究施設、試験機器、事務所その他の施設を設置する事業に係る資金の貸付けは、該当事業に参加する事業者のうち、70%以上が承認中小企業者であるものとする。</p> <p>③ 「企業合同に係る事業」のうち、地域産業集積活性化法第7条第</p>	無 利 子	それぞれの高度化事業ごとに定める期限。 (それぞれの高度化事業ごとに定める年数)	80%以内



## 中小企業高度化資金－16

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
無利子貸付による高度化事業について	それぞれの高度化事業ごとに定める者	それぞれの高度化事業ごとに定める施設。

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
<p>1項の承認を受けた高度化等計画又は同法第23条第1項の承認を受けた進出計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けは、「企業合同に係る事業」⑦の要件に適合する合併会社又は出資会社に対して行うものとする。</p> <p>(10) 中心市街地活性化法第41条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けは、次に定める要件により行うものとする。</p> <p>① 「集団化事業」又は「共同施設に係る事業」のうち、中心市街地活性化法第41条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けは、次に定める要件により行うものとする。</p> <p>ア 当該事業に参加する事業者のすべてが、中心市街地活性化法第9条第1項の規定に基づき市町村が作成する基本計画において記載されている特定中小企業者等であること</p> <p>イ 当該事業に参加する事業者の都市型新事業を円滑に推進するための共同事業（新商品又は新技術の研究開発、需要の開拓、研修、情報の提供等。）を実施するものであって、当該共同事業が参加事業者の総意に基づき実施され、人員体制、費用負担等実施体制が十分に整っていると認められるものであること。</p> <p>② 「経営改革（特定中小企業団体又は出資会社の行う事業）に係る事業」のうち、中心市街地活性化法第41条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき実施する中小企業者の経営の合理化を図るための新商品開発、新技術開発、デザイン開発又はシステム開発（当該開発に係る試作及び成果の利用を行うことを含む。）需要開拓その他これに準ずる事業の用に供する研究施設、試験機器、事務所その他の施設を設置する事業に係る資金の貸付けは、当該事業に参加する事業者のすべてが、同法第9条第1項の規定に基づき市町村が作成する基本計画において記載されている都市型新事業を行う特定中小企業者等であるものとする。</p> <p>(11) 中心市街地活性化法第7条第7項に規定する中小小売商業高度化事業に係る認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けは、次に掲げる事業であるものとする。</p> <p>① 「集団化事業」のうち、中心市街地活性化法第7条第7項に規定する中小小売商業高度化事業に係る認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき実施する事業</p> <p>② 「集積区域整備事業」又は「共同施設に係る事業（特定中小企業団体の行う事業に限る。）」のうち、中心市街地活性化法第7条第7項に規定する中小小売商業高度化事業に係る認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき実施する事業</p> <p>③ 「施設集約化に係る事業」のうち、中心市街地活性化法第7条第7項に規定する中小小売商業高度化事業に係る認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき実施する事業</p> <p>(12) 中小企業新事業活動促進法第10条第2項に規定する承認経営革新計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けは、次に掲げる事業であるものとする。</p> <p>① 「集団化事業」、「施設集約化に係る事業」、「共同施設事業」、「連鎖化に係る事業」、「設備リースに係る事業」、又は「経営改革（特定中小企業団体の行う事業に限る）」のうち、中小企業新事業活動促進法第10条第2項に規定する承認経営革新計画に基づき実施す</p>	無 利 子	それぞれの高度化事業ごとに定める期限。 (それぞれの高度化事業ごとに定める年数)	80%以内

## 中小企業高度化資金－17

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
無利子貸付による高度化事業について	それぞれの高度化事業ごとに定める者	それぞれの高度化事業ごとに定める施設。
地域産業創造 基盤整備事業	第3セクター（公益法人・株式会社）、商工会、商工会連 合会、商工会議所、日本商工 会議所又は市町村、東京都の 特別区	建物、構築物、建物・構築物の設置に必要な土 地又は設備。
商店街整備等支援事業	第3セクター（公益法人・株 式会社）又は商工会、商工会 連合会、商工会議所、日本商 工会議所	貸付けの対象施設について 特定会社、公益法人、商工会等が商店街整備等 支援事業を実施するために必要な商業活性化施 設等であって、次に掲げる施設とする。 ただし、次の①に掲げる商業活性化施設にあっ ては、病院、診療所及び薬局等を含めないもの とする。 ① 商業活性化施設 ア 多目的ホール、展示場、会議室、研修室、 カルチャー教室、児童遊戯施設、休憩施設 等の教養文化施設 イ スポーツ施設 ウ 駐車場、駐輪場施設 ただし、次のいずれにも該当するもので あること。 (ア) 主として顧客に利用させるために設置 するものであること。 (イ) 当該事業は、営利を目的として運営さ

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
<p>る事業（中小企業新事業活動促進法第34条第1項に規定する調査結果をもとに、当該承認経営革新計画に従って着実に事業を実施していると確認されるものに限る。）であって、次のア又はイに該当するもの</p> <p>ア 当該事業に参加する事業者のうち、70%以上が中小企業新事業活動促進法第9条第1項の承認を受けた中小企業者であること</p> <p>イ 当該事業に参加する事業者のうち、70%以上が承認経営革新計画に記載された組合員であること</p> <p>② 「経営改革（経営革新承認グループの行う事業）」のうち、中小企業新事業活動促進法第10条第2項に規定する承認経営革新計画に基づき実施する事業（同法第34条第1項に規定する調査の結果をもとに、当該承認経営革新計画に従って着実に事業を実施していることが確認されるものに限る。）であって、当該事業に参加する事業者のうち、70%以上が承認経営革新計画に記載された中小企業者であるもの</p> <p>③ 中小企業新事業活動促進法第10条第2項に規定する承認経営革新計画に基づき実施する「企業合同に係る事業」</p>	無利子	それぞれの高度化事業ごとに定める期限。 (それぞれの高度化事業ごとに定める年数)	80%以内
<p>〔地域産業創造基盤事業の事業計画の基準〕</p> <p>地方公共団体と地元産業界等が協力して、地域中小企業又は創造的中小企業の新商品、新技術開発及び研究開発等における能力向上を支援するため、起業化センター（インキュベーター）、技術開発センター及び研修センター等の地域産業おこしの基盤施設を整備して事業を行うもの。</p>	無利子	20年以内であって、都道府県が適当と認める期限 (3年以内)	貸付対象施設の設置資金（特定会社が行う事業の場合、貸付けの対象となる施設設置資金のうち、事業の施設の設置に対して、中小企業基盤整備機構から出資がある場合にあつては、その出資額は控除されます。）の80%以内
<p>〔商業活性化施設の基準〕</p> <p>① 当該施設で支援しようとする特定中小小売商業者等又は特定中小サービス業者等は、主として一の商店街の区域において事業を行っている者又は一の団地若しくは主として一の建物の内部に集団して事業を行う、又は行っている者であること。</p> <p>② 特定中小小売商業者等又は特定中小サービス業者等のために、電子計算機及び電子計算機を共同利用させるために必要な関連機器設備等を導入し、販売管理、在庫管理、財務管理等の経営管理を効率的に行わせるための情報処理施設以外の商業活性化施設については、当該施設で支援する特定中小小売商業者等又は特定中小サービス業者等の数が20人以上であること。</p> <p>ただし、特定中小小売商業者等又は特定中小サービス業者等に係る「集団化事業」、特定中小小売商業者等又は特定中小サービス業者等に係る「施設集約化に係る事業」を実施した若しくは実施しようとする事業協同組合等又は共同店舗において事業を行う者のみを支援しようとする場合にあつては、それぞれの要件に係る人数以上であること。</p> <p>③ 商業活性化施設については、次のいずれかに該当するものである</p>	無利子	20年以内であって、都道府県が適当と認める期限 (3年以内)	80%以内

## 中小企業高度化資金－18

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
商店街整備等支援事業	第3セクター（公益法人・株式会社）又は商工会、商工会連合会、商工会議所、日本商工会議所	<p>れるものでないこと。</p> <p>（ウ）上記ア、イ又は下記エに掲げるいずれかの施設の設置を行うものであること。</p> <p>エ アーケード、カラー舗装、イベント広場、公園、緑地、公衆便所等商業集積の機能を高める施設</p> <p>オ 特定中小小売商業者等又は特定中小サービス業者等のために、電子計算機及び電子計算機を共同利用させるために必要な関連機器設備等を導入し、販売管理、在庫管理、財務管理等の経営管理を効率的に行わせるための情報処理施設</p> <p>カ 上記に附帯するもの</p> <p>② 店舗又は空き店舗等</p> <p>店舗（主として一の建物の内部に集団して共同利用させるための店舗。以下「共同店舗」という。）又は空き店舗等の設置に当たっては、①に掲げるいずれかの施設を併せて設置するものであること。</p> <p>ただし、上記①に掲げるいずれかの施設が既に設置されている場合にあっては、この限りでない。</p>

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
<p>こと。</p> <p>ア 当該施設を利用する特定中小小売商業者等又は特定中小サービス業者等の数が10人以上であること。</p> <p>イ 共同店舗において事業を行う者が利用するための当該施設にあっては、その5分の4以上が当該施設を利用するものであること。</p> <p>〔共同店舗の基準〕</p> <p>① 共同店舗において事業を行う者の数が、次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>ア 一の商店街の区域内に共同店舗を設置する場合（当該商店街区域内において特定中小小売商業者等又は特定中小サービス業者等の数が20人以上である場合又は地方公共団体等が作成する中小小売商業の振興に関する計画に記載されている商店街の活性化に資すると認められる場合に限る。）にあっては、特定中小小売商業者等又は特定中小サービス業者等の数が5人以上であること。</p> <p>イ ア以外の場合にあっては、特定中小小売商業者等又は特定中小サービス業者等の数が20人（地方公共団体等が作成する特定中小小売商業の振興に関する計画があって、当該計画に基づいて新たな商業集積が形成される場合の当該地域内に共同店舗を設置する場合にあっては、特定中小小売商業者等又は特定中小サービス業者等の数が5人以上。）以上であること。</p> <p>② 共同店舗を利用する者の3分の2以上が特定中小小売商業者等又は特定中小サービス業者（小規模事業者支援促進法に基づく認定基盤施設計画に基づいて行う場合は、特定小規模事業者が3分の2以上）であり、かつ、特定中小小売商業者等の数が特定中小サービス業者等の数以上であること。</p> <p>③ 店舗面積のうち、特定中小小売商業者等又は特定中小サービス業者等の利用する部分の床面積（床面積には売場間通路を含む。以下同じ。）が3分の2（中心市街地活性化法に第7条第7項に規定する中小小売商業高度化事業に係る認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく事業の場合は、4分の1）以上であり、かつ、特定中小小売商業者等の利用する部分が特定中小サービス業者等の利用する部分以上であること。</p> <p>ただし、中小企業者以外の小売商業又はサービス業を行う会社及びみなし大企業に対し共同店舗を利用させる場合にあっては、店舗面積の3分の1以内とする。この場合、当該大企業及びみなし大企業が特定会社若しくは公益法人に対して出資若しくは拠出している者又は商工会等の会員である場合に限られます。</p> <p>④ 中心市街地活性化法第7条第7項に規定する中小小売商業高度化事業に係る認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づいて共同店舗を設置する場合であって、その共同店舗を大企業者に利用させるときは、当該大企業者が契約期間の途中で当該大企業者側の事情により利用を中止しようとするときは、当該大企業者が利用する部分に係る高度化資金の返済額の残額すべてを支払い、又は新たな入居者を誘導して当該入居者に対して契約の地位を譲渡するとともに、当該入居者の保証人となる旨の契約を、当該大企業者との間で締結すること。</p>	無 利 子	20年以内であって、都道府県が適当と認める期限 (3年以内)	80%以内

## 中小企業高度化資金－19

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
商店街整備等支援事業	第3セクター（公益法人・株式会社）又は商工会、商工会連合会、商工会議所、日本商工会議所	<p>貸付けの対象施設について            特定会社、公益法人、商工会等が商店街整備等支援事業を実施するために必要な商業活性化施設等であって、次に掲げる施設とする。</p> <p>ただし、次の①に掲げる商業活性化施設にあつては、病院、診療所及び薬局等を含めないものとする。</p> <p>① 商業活性化施設</p> <p>ア 多目的ホール、展示場、会議室、研修室、カルチャー教室、児童遊戯施設、休憩施設等の教養文化施設</p> <p>イ スポーツ施設</p> <p>ウ 駐車場、駐輪場施設</p> <p>ただし、次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>(ア) 主として顧客に利用させるために設置するものであること。</p> <p>(イ) 当該事業は、営利を目的として運営されるものでないこと。</p> <p>(ウ) 上記ア、イ又は下記エに掲げるいずれかの施設の設置を行うものであること。</p> <p>エ アーケード、カラー舗装、イベント広場、公園、緑地、公衆便所等商業集積の機能を高める施設</p> <p>オ 特定中小小売商業者等又は特定中小サービス業者等のために、電子計算機及び電子計算機を共同利用させるために必要な関連機器設備等を導入し、販売管理、販売管理、財務管理等の経営管理を効率的に行わせるための情報処理施設</p> <p>カ 上記に附帯するもの</p> <p>② 店舗又は空き店舗等</p> <p>店舗（主として一の建物の内部に集団して共同利用させるための店舗。以下「共同店舗」という。）又は空き店舗等の設置に当たっては、①に掲げるいずれかの施設を併せて設置するものであること。</p> <p>ただし、上記①に掲げるいずれかの施設が既に設置されている場合にあつては、この限りでない。</p>

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
<p>⑤ 店舗面積のうち、小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が2分の1以上であること。  ただし、中心市街地活性化法第7条第7項に規定する中小小売商業高度化事業に係る認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づいて共同店舗を設置する場合であって、次のいずれの要件にも該当するときは、小売商業又はサービス業に属する事業の用に供する部分の床面積が2分の1以上であること。  ア 当該店舗内に設置する映画館、劇場又はアミューズメント施設(ゲームセンター、ビリヤード等)を利用して事業を行う者の床面積が4分の1以上であること。  イ 中小小売商業に属する事業の用に供する部分の床面積が4分の1以上であること。</p> <p>⑥ 共同店舗のうち、小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が200㎡以上であること。</p> <p>⑦ 共同店舗の利用に当たっては、特定の一事業者の利用割合が過大なものとならないこと。  ただし、次に掲げる場合にあつては、この限りでない。  ア 小売商業又はサービス業を行う特定中小事業者が合併・出資会社を設立して当該会社が利用する場合  イ 中心市街地活性化法第7条第7項に規定する中小小売商業高度化等事業に係る認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づいて事業を実施する場合</p> <p>[空き店舗の基準]  空き店舗等の基準は、次のとおりとする。</p> <p>① 商店街の区域の活性化を図り、もって当該商店街の区域に存する特定中小小売商業者等又は特定中小サービス業者等の経営の向上を支援するために当該施設を取得(必要最小限の改築を含む。以下同じ。)するものであること。</p> <p>② 当該施設は、特定中小小売商業者等又は特定中小サービス業者等に利用させるものであること。  なお、当該施設を取得するものが中心市街地活性化法第7条第7項に規定する中小小売商業高度化事業に係る認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づいて事業を行う商工会、商工会議所、特定会社又は公益法人であつて、かつ、中心市街地活性化法に基づく認定構想推進事業者である場合には、特定中小小売商業者等又は特定中小サービス業者等に対して買取予約付賃貸を行うことができるものとする。  ただし、次のいずれかに該当する特定中小小売商業者等又は特定中小サービス業者。</p> <p>③ 買取予約付賃貸を行う場合には、次の各要件を満たすものであること。  ア 中心市街地活性化法第7条第7項に規定する中小小売商業高度化事業に係る認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づいて行う事業を併せて実施すること。  イ 中心市街地活性化法に基づく中小小売商業高度化事業に係る認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づいて事業を行う商工会、商工会議所、特定会社又は公益法人と買取予約付賃貸を受ける者(以下この項において「借受者」という。)の間において、次の内容による買取予約付賃貸借契約を締結すること。</p>	無利子	20年以内であつて、都道府県が適当と認める期限(3年以内)	80%以内



## 中小企業高度化資金－20

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
商店街整備等支援事業	第3セクター（公益法人・株式会社）又は商工会、商工会連合会、商工会議所、日本商工会議所	<p>貸付けの対象施設について            特定会社、公益法人、商工会等が商店街整備等支援事業を実施するために必要な商業活性化施設等であって、次に掲げる施設とする。</p> <p>ただし、次の①に掲げる商業活性化施設にあつては、病院、診療所及び薬局等を含めないものとする。</p> <p>① 商業活性化施設</p> <p>ア 多目的ホール、展示場、会議室、研修室、カルチャー教室、児童遊戯施設、休憩施設等の教養文化施設</p> <p>イ スポーツ施設</p> <p>ウ 駐車場、駐輪場施設</p> <p>ただし、次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>(ア) 主として顧客に利用させるために設置するものであること。</p> <p>(イ) 当該事業は、営利を目的として運営されるものでないこと。</p> <p>(ウ) 上記ア、イ又は下記エに掲げるいずれかの施設の設置を行うものであること。</p> <p>エ アーケード、カラー舗装、イベント広場、公園、緑地、公衆便所等商業集積の機能を高める施設</p> <p>オ 特定中小小売商業者等又は特定中小サービス業者等のために、電子計算機及び電子計算機を共同利用させるために必要な関連機器設備等を導入し、販売管理、販売管理、財務管理等の経営管理を効率的に行わせるための情報処理施設</p> <p>カ 上記に附帯するもの</p> <p>② 店舗又は空き店舗等</p> <p>店舗（主として一の建物の内部に集団して共同利用させるための店舗。以下「共同店舗」という。）又は空き店舗等の設置に当たっては、①に掲げるいずれかの施設を併せて設置するものであること。</p> <p>ただし、上記①に掲げるいずれかの施設が既に設置されている場合にあつては、この限りでない。</p>

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
<p>(ア) 賃借料の支払が終わるまでの間は、当該施設の所有権は借受者に移転しないこと。</p> <p>(イ) 貸付期間は、原則として、当該施設に係る資金の償還期限として都道府県が定める期間と同一の期間であること。</p> <p>(ウ) 当該施設の賃貸料は、中心市街地活性化法に基づく中小小売商業高度化事業に係る認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づいて事業を行う商工会、商工会議所、特定会社又は公益法人が当該施設を取得した価格及びその取得のために借り入れた借入金の利子を基準として算定した金額とすること。</p> <p>(エ) 中心市街地活性化法に基づく中小小売商業高度化事業に係る認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づいて事業を行う商工会、商工会議所、特定会社又は公益法人は、借受者から保証金として当該施設を取得した価額の10%程度の金額を契約締結時に徴するものであること。</p> <p>(オ) その他当該施設の善管義務等に関する規定が見込まれているものであること。</p> <p>④ 当該施設の利用者又は借受者が確実に見込まれているものであること。</p>	無 利 子	20年以内であって、都道府県が適当と認める期限 (3年以内)	80%以内

## 中小企業高度化資金－21

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
災害復旧、緊急健康被害等に関する高度化事業について	それぞれの高度化事業ごとに定める者	高度化事業及び高度化支援事業のうち、災害復旧事業及び緊急健康被害等防止事業に係る資金。

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
<p>(1) 災害復旧高度化事業における災害とは、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する被害が発生した事態（これに準ずる事態であると都道府県知事が認めたものを含む。）又は相当数の者の事業活動の運営が、著しい地盤沈下による被害により著しく困難となっていると都道府県知事が認める事態をいう。</p> <p>(2) 災害復旧高度化事業に係る資金の貸付を受けて行う事業は、原則として、実施するそれぞれの高度化事業ごとに定める要件を備えなければならない。</p> <p>(3) 災害復旧高度化事業は、災害の発生による施設の被害について、当該施設の所在地を管轄する市町村長等の発行する証明書（以下「罹災証明書」という。）又は都道府県知事による罹災の認定により施設の罹災が確認され、当該被害により事業活動の運営が著しく困難となっていることが認められるものであること。</p> <p>(4) 災害復旧高度化事業の貸付けは、次のいずれかに該当するものに限るものとする。</p> <p>ただし、貸付けの対象施設については、それぞれの施設のうち、当該事業活動の運営上必要不可欠であると認められるものに限る。</p> <p>① 次のいずれかにより、高度化事業を実施するもの</p> <p>ア 既往の高度化資金の貸付けを受けて取得し、造成し、又は設置した施設が罹災して、当該施設の復旧（復旧に当たって、事業規模等の適正化を図る場合を含む。以下同じ。）を図る場合（次の（イ）に定める場合を除く。）については、次のいずれかの場合に限り貸付けを行うものとする。</p> <p>(ア) 罹災前に高度化事業を実施していた組合、連合会若しくは会社（以下この号において「実施組合等」という。）の組合員、所属員若しくは出資特定中小事業者又は実施主体たる特定中小事業者等（罹災地域内に事業所を有し、かつ、当該事業所について罹災証明書を受けていると認められる者に限る。）の所有する高度化資金の貸付けを受けて取得し、造成し、若しくは設置した施設の相当部分が、滅失若しくは焼失し、又は使用不能の状態となったと認められる場合</p> <p>(イ) 既往の高度化資金の貸付けを受けて実施組合等が取得し、造成し、若しくは設置した施設の相当部分が、滅失若しくは焼失し、又は使用不能の状態となったと認められる場合</p> <p>イ 中小企業者が罹災した施設の復旧に当たって、新たに高度化事業を行う場合については、次のいずれかの場合に限り貸付けを行うものとする。</p> <p>(ア) 組合若しくは連合会（以下この号において「組合等」という。）又は当該組合等の組合員若しくは所属員が、罹災した施設の復旧を図るために災害復旧高度化事業資金を利用して高度化事業を実施する場合にあっては、当該組合等の組合員若しくは所属員の相当部分の者が、罹災地域内に事業所を有し、かつ、当該事業所について罹災証明書を受けていると認められる場合</p> <p>(イ) 中小企業者が罹災後、新たに組合、連合会若しくは会社（以下この号において「新設組合等」という。）を設立し、又は実施主体たる特定中小事業者として罹災した施設の復旧を図るため、災害復旧高度化事業資金を利用して高度化事業を実施する場合にあっては、当該新設組合等の組合員、所属員若しくは出資特定中小事業者又は当該特定中小事業者の相当部分の者が、罹災地域内に事業所を有し、かつ、当該事業所について罹災証明書を受けてい</p>	無利子	<p>20年以内であって、都道府県が適当と認める</p> <p>(3年以内)</p>	90%以内

## 中小企業高度化資金－22

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
災害復旧に関する高度化事業について	それぞれの高度化事業ごとに定める者	高度化事業及び高度化支援事業のうち、災害を受けた事業用施設の復旧を図る事業（以下「災害復旧高度化事業」という。）に係る資金。

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
<p>ると認められる場合</p> <p>ウ 既往の高度化資金の貸付けを受けて取得し、造成し、又は設置した施設が著しい地盤沈下により被害を受け、当該施設の復旧を図る場合については、次のいずれかの場合に限り貸付けを行うものとする。</p> <p>(ア) 実施組合等の組合員若しくは所属員又は出資特定中小事業者（罹災地域内に事業所を有し、かつ、当該事業所について罹災証明書を受けていると認められる者に限る。）の所有する高度化資金の貸付けを受けて取得し、造成し、若しくは設置した施設が被害を受けたことにより、事業活動の運営が著しく困難となっていると認められる場合</p> <p>(イ) 高度化資金の貸付けを受けて実施組合等が取得し、造成し、若しくは設置した施設が被害を受けたことにより、事業活動の運営が著しく困難となっていると認められる場合</p> <p>② 次のいずれかにより、高度化事業を実施するもの</p> <p>ア 既往の高度化資金の貸付けを受けて取得し、造成し、又は設置した施設が罹災して、当該施設の復旧を図る場合（次の（イ）に定める場合を除く。）については、罹災前に高度化事業を実施していた特定会社、公益法人又は商工会、商工連合会、商工会議所若しくは日本商工会議所（以下「商工会等」という。なお、特定会社、公益法人又は商工会等については罹災地域内に事業所を有し、かつ、当該事業所について罹災証明書を受けていると認められる者に限る。）の所有する高度化資金の貸付けを受けて取得し、造成し、若しくは設置した施設の相当部分が、滅失若しくは焼失し、又は使用不能の状態となったと認められる場合に限り貸付けを行うものとする。</p> <p>イ 特定会社、公益法人又は商工会等が、罹災した中小企業者を支援するため、災害復旧高度化事業資金を利用して新たに高度化事業を実施する場合については、特定会社、公益法人又は商工会等の支援対象中小事業者の相当部分の者が、罹災地域内に事業所を有し、かつ、当該事業所について罹災証明書を受けていると認められる場合又はこれに準ずるものであると都道府県知事が認める場合に限り貸付けを行うものとする。</p> <p>ウ 既往の高度化資金により取得し、造成し、又は設置した施設が著しい地盤沈下により被害を受けて、当該施設の復旧を図る場合については、罹災前に高度化事業を実施していた特定会社、公益法人又は商工会等（罹災地域内に事業所を有し、かつ、当該事業所について罹災証明書を受けていると認められる者に限る。）の所有する高度化資金の貸付けを受けて取得し、造成し、若しくは設置した施設が被害を受けたことにより、事業活動の運営が著しく困難となっていると認められる場合に限り貸付けを行うものとする。</p> <p>③ 災害復旧高度化事業に係る資金の貸付けの適用期間は、施設が罹災したと認められる日から起算して、原則として、1年以内に事業計画書の提出が行われたものを適用するものとする。</p> <p>ただし、地盤沈下により施設が被害を受けた場合等都道府県知事が認めた場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(5) 緊急健康被害等防止事業については、事業用施設に使用された石綿の除去等の措置を講じ、健康被害の防止を図るための事業を行うものであること。</p> <p>備考：石川県商工労働部 経営支援課 〒920-8580 鞍月1丁目1番地 TEL 076-225-1522 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 〒105-8453 東京都虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル TEL 03-3433-8811</p>	無 利 子	20年以内であつて、都道府県が適当と認める  (3年以内)	90%以内

## 独立行政法人中小企業基盤整備機構－ 1

融 資 制 度 名	小規模企業共済契約者貸付制度（一般貸付け）	
融 資 対 象	<p>小規模企業共済制度の共済契約者で次の要件を全て満たしている方</p> <p>① 共済契約成立後、貸付資格判定基準日（※）までの掛金納付月数が12か月以上であること。ただし、前納掛金は含みません。</p> <p>② 掛金の納付月数に応じて算定される貸付限度額が、貸付資格判定基準日において10万円以上に達していること。</p>	
資 金 使 途	事業資金（運転・設備）、事業関連資金	
融 資 条 件	限 度 額	<p>掛金納付済額に70/100から90/100の範囲内で所定の割合を乗じて得た金額と1,000万円のいずれか少ない額から一般貸付金のうち償還されていないものを控除した額の範囲内で10万円以上5万円の倍数となる額。</p> <p>（注）ただし、一般貸付け以外の契約者貸付金を受けている場合は、次の（A）と（B）のいずれか少ない額が限度額となります。</p> <p>（A）1,500万円と貸付資格判定により算定した額とのいずれか少ない額から既に貸付けを受けている場合は、その未償還額の合計額を控除した額</p> <p>（B）1,000万円（既に一般貸付けを受けている場合は、その未償還額を控除した額）</p>
	融 資 期 間 及 償 還 方 法	<p>㊦ 貸付金額が100万円以下の場合：6か月又は12か月（期限一括償還）</p> <p>㊧ 貸付金額が105万円以上の場合：6か月、12か月（期限一括償還）または24か月（半年割賦の元金均等割賦償還）</p> <p>㊨ 貸付金額が305万円以上の場合：6か月、12か月（期限一括償還）または24か月、36か月（半年割賦の元金均等割賦償還）</p> <p>㊩ 貸付金額が505万円以上の場合：6か月、12か月（期限一括償還）または24か月、36か月、60か月（半年割賦の元金均等割賦償還）</p>
	利 率	金利情勢をふまえて設定した利率（年1.5% 前払い）
	担 保 ・ 保 証 人	<p>不 要</p> <p>ただし、貸付金等を完済しないで共済金等を請求したときは、当該共済金等から貸付額が控除されます。また、貸付金の返済期日後12ヶ月を経過してなお、貸付金が返済されないときは、納付掛金から貸付額が控除されます。</p>
申 込 先	共済契約者が借入窓口として登録申出した金融機関（登録申出がない場合は、商工組合中央金庫本・支店）	
備 考	<p>（※）貸付資格判定基準日：貸付資格及び限度額は、借入申込み時期が4月1日～9月30日までであれば、前年の10月末日を、10月1日～翌年3月31日までであれば、当年4月末日を基準日として判定されます。</p> <p>制度内容についての詳しいお問い合わせは下記へどうぞ。</p> <p style="text-align: center;">独立行政法人 中小企業基盤整備機構 共済相談室 TEL (050) 5541-7171      <a href="http://www.smrj.go.jp/">http://www.smrj.go.jp/</a></p>	

## 独立行政法人中小企業基盤整備機構－ 2

融 資 制 度 名	小規模企業共済契約者貸付制度（傷病災害時貸付け）	
融 資 対 象	<p>一般貸付けの資格を取得している共済契約者で次の①、②又は③のいずれかに該当している方</p> <p>① 疾病又は負傷により5日以上入院を要したため、事業経営に支障を生じており、事業安定資金を必要としていること。（医師の診断書が必要）</p> <p>② 災害救助法の適用される災害又はこれに準ずる災害として機構が認める災害の被災区域内に事業所を有し、かつ、当該災害の影響により直接（事業所又は主要な資産について全壊、流失、半壊等）又は間接（売上高の減少）に被害を受けたため、事業経営に支障を生じており、事業安定資金を必要としていること。（市町村の商工会・商工会議所・中小企業団体中央会・その他相当の団体の証明が必要）</p> <p>③ 一般災害（火災、爆発、風水害等）により、事業所又は主要な資産（共済契約者が会社の役員であるときは、その会社の事業所又は主要な資産）について、全壊、流失、半壊等の被害を受けたため、又は共済契約者の取引先が罹災により売上高の減少が見込まれるため、事業経営に支障を生じており、事業安定資金を必要としていること。（市町村の商工会・商工会議所・中小企業団体中央会・その他相当の団体から証明が必要）</p>	
資 金 使 途	事業資金（運転・設備）	
融 資 条 件	限 度 額	<p>掛金納付済額に70/100から90/100の範囲内で所定の割合を乗じて得た金額と原則として1,000万円のいずれか少ない額から傷病災害時貸付金のうち償還されていないものを控除した額の範囲内で50万円以上5万円の倍数となる額。</p> <p>（注）ただし、傷病災害時貸付け以外の契約者貸付金を受けている場合は、貸付資格判定により算定した額と1,500万円とのいずれか少ない額から契約者貸付金のうち償還されていないものの合計額を控除した額の範囲内となります。また、共済契約者（会社等の役員であるときは、その会社等）が前年度確定申告書に添付した決算書に基づき次の計算を行って得た額が1,000万円を超えるときは、この計算を行って得た額。</p> <p style="text-align: center;">計算式：（流動負債－当座資産）＋1/2（給与＋賃金＋その他経費）</p>
	融 資 期 間	<p>① 貸付金額が500万円以下の場合：3年（36か月）（半年賦の元金均等割賦償還）</p> <p>② 貸付金額が505万円以上の場合：5年（60か月）（半年賦の元金均等割賦償還）</p>
	利 率	金利情勢をふまえて設定した利率（年0.9% 前払い）
	担保・保証人	不 要 　ただし共済金等からの控除は一般貸付けと同様です。
申 込 先	<p>災害時貸付…商工組合中央金庫の本店又は支店</p> <p>傷病時貸付…商工組合中央金庫の本店・支店又は独立行政法人中小企業基盤整備機構への郵送</p>	
備 考	<p>制度内容についての詳しいお問い合わせは下記へどうぞ。</p> <p style="text-align: center;">独立行政法人 中小企業基盤整備機構 共済相談室</p> <p style="text-align: center;">TEL (050) 5541-7171      <a href="http://www.smrj.go.jp/">http://www.smrj.go.jp/</a></p>	



### 独立行政法人中小企業基盤整備機構－ 3

融 資 制 度 名		小規模企業共済契約者貸付制度（創業転業時貸付け）
融 資 対 象		<p>小規模企業共済契約者貸付けの融資対象となる要件を満たしている方（ただし貸付限度額が50万円以上の方）で、次のいずれかに該当することの確認を市町村の商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、青色申告会のいずれかの団体から受けた方</p> <p>① 共済事由又は準共済事由が生じていること又は生じることが確実に認められること。</p> <p>② 新規開業・転業後も小規模企業者であること。</p> <p>③ 共済金等を請求せずに、新規開業・転業後に再び共済契約者となり、前後の共済契約について掛金納付月数を通算すること。</p>
資 金 使 途		事業資金（運転・設備）
融 資 条 件	限 度 額	<p>掛金納付済額に70/100から90/100の範囲内で所定の割合を乗じて得た金額と1,000万円とのいずれか少ないほうの額から契約者貸付金（創業転業時貸付け以外のものを含む）のうち償還されていないものを控除した額の範囲内で50万円以上5万円の倍数となる額。</p> <p>（注）ただし、創業転業時貸付け以外の契約者貸付金を受けている場合は、次の（A）と（B）のいずれか少ない額が限度額となります。</p> <p>（A）1,500万円と貸付資格判定により算定した額とのいずれか少ない額から既に貸付けを受けている場合は、その未償還額の合計額を控除した額</p> <p>（B）1,000万円（既に創業転業時貸付けを受けている場合は、その未償還額を控除した額）</p>
	融 資 期 間	<p>① 貸付金額が500万円以下の場合：3年（36か月）（半年賦の元金均等割賦償還）</p> <p>② 貸付金額が505万円以上の場合：5年（60か月）（半年賦の元金均等割賦償還）</p>
	利 率	金利情勢をふまえて設定した利率（年0.9% 前払い）
	担 保 ・ 保 証 人	不 要 　ただし共済金等からの控除は一般貸付けと同様です。
申 込 先		商工組合中央金庫本店・支店又は独立行政法人中小企業基盤整備機構への郵送
備 考		<p>制度内容についての詳しいお問い合わせは下記へどうぞ。</p> <p style="text-align: center;">独立行政法人 中小企業基盤整備機構 共済相談室</p> <p style="text-align: center;">TEL (050) 5541-7171      <a href="http://www.smrj.go.jp/">http://www.smrj.go.jp/</a></p>

## 独立行政法人中小企業基盤整備機構－ 4

融 資 制 度 名	小規模企業共済契約者貸付制度（新規事業展開等貸付け）	
融 資 対 象	<p>小規模企業共済契約者貸付けの融資対象となる要件を満たしている方（ただし貸付限度額が50万円以上の方）で、次のいずれかに該当することの確認を市町村の商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、青色申告会のいずれかの団体から受けた方</p> <p>① 現在の事業に加え、新たな事業の分野に進出する意志をもっていること。</p> <p>② 共済契約者（会社等の役員の場合は除きます。）の後継者が、新たな事業の分野に進出する意志をもっていること。</p> <p>③ 後継者が現在の事業に加え、新たな事業分野に進出する意思を持っていること。</p>	
資 金 使 途	事業資金（運転・設備）・事業関連資金	
融 資 条 件	限 度 額	<p>掛金納付済額に70/100から90/100の範囲内で所定の割合を乗じて得た金額と1,000万円とのいずれか少ないほうの額から契約者貸付金（新規事業展開等貸付け以外のものを含む）のうち償還されていないものを控除した額の範囲内で50万円以上5万円の倍数となる額。</p> <p>（注）ただし、新規事業展開等貸付け以外の契約者貸付金を受けている場合は、次の（A）と（B）のいずれか少ない額が限度額となります。</p> <p>（A）1,500万円と貸付資格判定により算定した額とのいずれか少ない額から既に貸付けを受けている場合は、その未償還額の合計額を控除した額</p> <p>（B）1,000万円（既に新規事業展開等貸付けを受けている場合は、その未償還額を控除した額）</p>
	融 資 期 間	<p>① 貸付金額が500万円以下の場合：3年（36か月） （半年賦の元金均等割賦償還）</p> <p>② 貸付金額が505万円以上の場合：5年（60か月） （半年賦の元金均等割賦償還）</p>
	利 率	金利情勢をふまえて設定した利率（年0.9%、前払い）
	担 保 ・ 保 証 人	<p style="text-align: center;">不 要</p> <p>ただし共済金等からの控除は一般貸付けと同様です。</p>
申 込 先	商工組合中央金庫本・支店又は独立行政法人中小企業基盤整備機構への郵送	
備 考	<p style="text-align: center;">制度内容についての詳しいお問い合わせは下記へどうぞ。</p> <p style="text-align: center;">独立行政法人 中小企業基盤整備機構 共済相談室</p> <p style="text-align: center;">TEL (050) 5541-7171      <a href="http://www.smrj.go.jp/">http://www.smrj.go.jp/</a></p>	

## 独立行政法人中小企業基盤整備機構－ 5

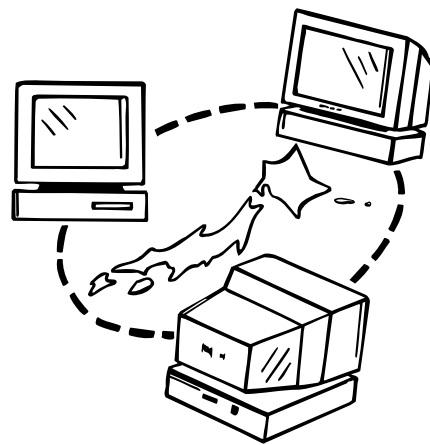
融 資 制 度 名	小規模企業共済契約者貸付制度（福祉対応貸付け）	
融 資 対 象	<p>小規模企業共済契約者貸付けの融資対象となる要件を満たしている方（ただし貸付限度額が50万円以上の方）で、次に該当する方</p> <p>① 共済契約者又は同居の親族が高齢者（65歳以上）又は身体障害者であること。</p> <p>② 住居又は事業所を高齢者、障害者に対応するために改築等の計画又は福祉機器等の購入計画があること。</p>	
資 金 使 途	福祉資金	
融 資 条 件	限 度 額	<p>掛金納付済額に70/100から90/100の範囲内で所定の割合を乗じて得た金額と1,000万円とのいずれか少ないほうの額から契約者貸付金（福祉対応貸付け以外のものを含む）のうち償還されていないものを控除した額の範囲内で50万円以上5万円の倍数となる額。</p> <p>（注）ただし、福祉対応貸付け以外の契約者貸付金を受けている場合は、次の（A）と（B）のいずれか少ない額が限度額となります。</p> <p>（A）1,500万円と貸付資格判定により算定した額とのいずれか少ない額から既に貸付けを受けている場合は、その未償還額の合計額を控除した額</p> <p>（B）1,000万円（既に福祉対応貸付けを受けている場合は、その未償還額を控除した額）</p>
	融 資 期 間	<p>① 貸付金額が500万円以下の場合：3年（36か月）（半年賦の元金均等割賦償還）</p> <p>② 貸付金額が505万円以上の場合：5年（60か月）（半年賦の元金均等割賦償還）</p>
	利 率	金利情勢をふまえて設定した利率（年0.9% 前払い）
	担 保 ・ 保 証 人	不 要 　ただし共済金等からの控除は一般貸付けと同様です。
申 込 先	商工組合中央金庫本店・支店又は独立行政法人中小企業基盤整備機構への郵送	
備 考	<p style="text-align: center;">制度内容についての詳しいお問い合わせは下記へどうぞ。</p> <p style="text-align: center;">独立行政法人 中小企業基盤整備機構 共済相談室</p> <p style="text-align: center;">TEL (050) 5541-7171      <a href="http://www.smrj.go.jp/">http://www.smrj.go.jp/</a></p>	

## 独立行政法人中小企業基盤整備機構－ 6

融 資 制 度 名	小規模企業共済契約者貸付制度（緊急経営安定貸付け）	
融 資 対 象	<p>小規模企業共済契約者貸付けの融資対象となる要件を満たしている方（ただし貸付限度額が50万円以上の方）で、次のいずれかに該当することの確認を商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、青色申告会、又はTKC企業共済会のいずれかの団体から受けた方。</p> <p>① 最近3月間又は6月間の売上が前年同期に比して5%以上減少しており、かつ、今後も減少が見込まれること。</p> <p>② 最近3月間又は6月間の売上が2年前又は3年前の同期に比して5%以上減少しており、かつ、前年同期に比して減少しており、かつ、今後も減少が見込まれること。</p>	
資 金 使 途	事業資金（運転・設備）	
融 資 条 件	限 度 額	<p>掛金納付済額に70/100から90/100の範囲内で所定の割合を乗じて得た金額と1,000万円とのいずれか少ないほうの額から契約者貸付金（緊急経営安定貸付け以外のものを含む）のうち償還されていないものを控除した額の範囲内で50万円以上5万円の倍数となる額。</p> <p>（注）ただし、緊急経営安定貸付け以外の契約者貸付金を受けている場合は、次の（A）と（B）のいずれか少ない額が限度額となります。</p> <p>（A）1,500万円と貸付資格判定により算定した額とのいずれか少ない額から既に貸付けを受けている場合は、その未償還額の合計額を控除した額</p> <p>（B）1,000万円（既に緊急経営安定貸付けを受けている場合は、その未償還額を控除した額）</p>
	融 資 期 間	<p>① 貸付金額が500万円以下の場合：3年（36か月）（半年賦の元金均等割賦償還）</p> <p>② 貸付金額が505万円以上の場合：5年（60か月）（半年賦の元金均等割賦償還）</p>
	利 率	金利情勢をふまえて設定した利率（年0.9% 前払い）
	担 保 ・ 保 証 人	不 要 　ただし共済金等からの控除は一般貸付けと同様です。
申 込 先	商工組合中央金庫本店・支店又は独立行政法人中小企業基盤整備機構への郵送	
備 考	<p style="text-align: center;">制度内容についての詳しいお問い合わせは下記へどうぞ。</p> <p style="text-align: center;">独立行政法人 中小企業基盤整備機構 共済相談室</p> <p style="text-align: center;">TEL (050) 5541-7171      <a href="http://www.smrj.go.jp/">http://www.smrj.go.jp/</a></p>	

## 独立行政法人中小企業基盤整備機構－ 7

融 資 制 度 名	中小企業倒産防止共済制度		
加 入 対 象 者	<p>引き続き1年以上事業を行っている中小企業者で次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員300人以下または資本金3億円以下の製造業・建設業・運輸業その他の業種の会社及び個人</li> <li>・従業員100人以下または資本金1億円以下の卸売業の会社及び個人</li> <li>・従業員50人以下または資本金5千万円以下の小売業の会社及び個人</li> <li>・従業員100人以下または資本金5千万円以下のサービス業の会社及び個人</li> <li>・従業員900人以下または資本金3億円以下のゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）の会社及び個人</li> <li>・従業員300人以下または資本金3億円以下のソフトウェア業又は情報処理サービス業の会社及び個人</li> <li>・従業員200人以下または資本金5千万円以下の旅館業の会社及び個人</li> <li>・企業組合及び協業組合・事業協同組合、同小組合または商工組合で、共同生産、共同販売等共同事業を行っている組合</li> </ul>		
融 資 対 象	<p>加入後6か月以上を経過して、かつ、6か月以上の掛金を納付しており、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等の回収が困難となった場合</p> <p>(注) ・倒産とは、(1) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始または特別清算開始の申立てがなされた場合、(2) 手形交換所に参加する金融機関で取引停止処分を受けた場合のいずれかをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共済金の請求時に加入者自らが倒産し又はこれに準ずる事態にあるとき、あるいは共済金の貸付の請求が取引先事業者の倒産の日から6か月を経過した後になされたものであるなどの場合には、共済金の貸付が受けられません。</li> <li>・貸付請求時、加入者が中小企業者でないとき</li> </ul>		
融 資 条 件	限 度 額	<p>共済金の貸付額は、共済契約に基づき払い込んだ掛金総額<sup>(注)</sup>の10倍に相当する額と回収が困難となった売掛金債権等の額のいずれか少ない額となります。また、共済金の貸付限度額は、すでに貸付けを受けている共済金の貸付残高を含めて3,200万円となります。(原則50万円以上で5万円の整数倍)</p> <p>(注) 「掛金総額」とは貸付請求時までに納付した掛金から既に貸付を受けている場合、貸付金額の1/10に相当する額を差し引いた額及び共済金または一時貸付金の償還が滞ったために償還金等に充てられた額を差し引いた額</p>	
	融 資 期 間 (据置期間)	<p>5年(据置期間6か月を含む毎月均等償還)</p> <p>(注) 償還期日後3か月を経過して、なお共済金の償還のない時は、償還額(違約金を含む)を掛金総額から取りくずし償還に充当することになります。</p>	
	利 率	<p>無利子</p> <p>(注) ただし、貸付けを受けた共済金の1/10に相当する額は、掛金総額から控除され、共済制度を運営する財源にあてられます。</p>	
	担 保 ・ 保 証 人	<p>担保、保証人は必要ありません。</p>	
申 込 先	<p>加入の申込手続きを行った商工会議所、商工会連合会、市町村の商工会、中小企業団体中央会、または機構が事務を委託している中小企業の組合、お取引の金融機関本・支店</p>		
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時貸付金制度</li> </ul> <p>中小企業倒産防止共済制度加入者は、共済金の貸付けを受ける事態が生じなくても、解約手当金の範囲内で臨時に必要な事業資金の貸付けが受けられます。制度内容についての詳しいお問い合わせは下記へどうぞ。</p> <p style="text-align: center;">独立行政法人中小企業基盤整備機構 TEL (050) 5541-7171    <a href="http://www.smrj.go.jp/">http://www.smrj.go.jp/</a></p>		



# 信用保証制度 - 1

保証制度名		保証対象資金等	認定書・添付書類・取扱期間等
普通保証	一般保証	事業資金	
	無担保保証		
普通保証の内枠	長期経営資金保証	長期経営事業資金（組合を除く）	業態申告書
	当座貸越（貸付専用型）根保証	反復継続事業資金	資格要件申告書 誓約書
	事業者カードローン当座貸越根保証	反復継続事業資金（カード借入）	資格要件申告書 誓約書
	無担保当座貸越（貸付専用型）根保証	反復継続事業資金	金融機関推薦書
	無担保クイック保証	事業資金（不動産取得資金を除く）	資格要件回答書等
	サポートファンド保証	事業資金（不動産取得資金を除く）	資格要件回答書等
	風俗営業飲食業保証	1) 風俗営業飲食業の設備資金・運転資金 2) 特例風俗営業飲食業の設備資金・運転資金	1) 国民生活金融公庫の融資証明書 2) 生活衛生同業組合の資金証明書
	手形割引保証	手形割引による運転資金	手形割引支払人調
	季節融資保証	季節運転資金	取扱期間： 盆資金 6月15日～8月31日 年末資金 11月1日～12月29日
	特別保証	公害防止対策保証	公害防止資金 （中小企業信用保険法の公害防止保険に該当するもの）
エネルギー対策保証		1) 省エネルギー施設又は石油代替エネルギー施設を設置する事業資金 2) 工場等の省エネ措置に関する事業資金	1) 省・石油代替エネルギーの施設の設置に関する計画書、補足説明書、見積書及びカタログ等 2) 知事の承認書
海外投資関係保証		海外での直接投資及び合弁事業の事業資金	海外直接投資に関する計画書
新事業開拓保証		1) 新事業開拓事業資金（新商品・新技術の研究開発、企業化、需要の開拓） 2) 研究開発等事業関連保証（研究開発等事業計画に必要な資金） 3) 特定新技術事業活動関連保証（特定補助金等の成果を利用した事業活動に必要な資金） 4) 経営革新関連保証（承認経営革新計画に基づく経営革新のための事業に必要な資金） 5) 経営資源活用関連保証（産生法に規定する経営資源活用新事業に必要な資金） 6) 新事業分野開拓保証（新事業創出促進法の一部を改正する法律に規定する実施計画の事業に必要な資金） 7) 経営資源再活用関連保証（産生法に規定する経営資源再活用計画に必要な資金） 8) 周辺地域整備関連保証（周地整備法に規定する同意利便性向上等事業計画に必要な資金）	1) 新事業の開拓に関する計画書 2) 上記1)の計画書及び知事の認定書（経過措置有） 3) 上記1)の計画書及び特定補助金等の交付を証する書面 4) 上記1)の計画書及び行政庁の承認通知書 5) 上記1)の計画書及び認定経営資源活用新事業計画 6) 上記1)の計画書及び主務大臣の認定書（経過措置有） 7) 上記1)の計画書及び主務大臣の認定書 8) 上記1)の計画書及び知事の認定書
経営安定関連保証		中小企業信用保険法第2条第3項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号に係る経営の安定に必要な事業資金	市町村長の認定書
災害関係保証		激甚災害法に定める事業の再建資金	市町村長の罹災証明書

※ 各保証制度の保証料率については、別表「保証料率表」をご参照願います。

(H19.6.29現在)

保証限度	貸付利率 (年率)	保証期間 ( )は据置期間	担保	取扱金融機関	
2億円 4億円 組合	金融機関 所定の利率	運転 7年以内 (1年以内) 設備 15年以内 (1年以内)	必要	約定書締結金融機関	
8,000万円		運転 7年以内 (1年以内) 設備 15年以内 (1年以内)	不要		
2億円 1申込 2,000万円以上 100万円単位		運転 3年以上15年以内 (6ヵ月以内) 設備 3年以上20年以内 (6ヵ月以内)	必要	約定書締結金融機関 但し、政府系(中公、国金) 及び代理貸は除く。	
100万円以上 2億8,000万円		1年又は2年〔更新可〕	5,000万円以内 原則不要 5,000万円超 必要	約定書締結金融機関 但し、覚書締結金融機関に 限る。	
100万円以上 2,000万円万円		1年又は2年〔更新可〕	原則不要		
一般分3,000万円 特別分5,000万円 1申込1,000万円以上 100万円単位		2年以内〔更新可〕	不要		
3,000万円		5年以内			
5,000万円		7年以内			
2,000万円		7年以内 (1年以内)	必要に応じ 徴求	約定書締結金融機関	
3,000万円		1年以内	不要		
7,000万円 組合 1億4,000万円		6ヵ月以内	必要に応じ 徴求		
5,000万円 組合 1億円		金融機関 所定の利率	10年以内 (1年以内)	原則必要	約定書締結金融機関
1) 2億円 組合 4億円 2) 4億円 組合 8億円			10年以内 (1年以内)		
2億円 4億円 組合			運転 7年以内 (1年以内) 設備 15年以内 (1年以内)		
1) 2億円 組合 4億円 2) 3億円 組合 6億円 3) 3億円 組合 6億円 4) 3億円 組合 6億円 5) 3億円 組合 6億円 6) 3億円 組合 6億円 7) 3億円 組合 6億円 8) 3億円 組合 6億円			運転 7年以内 (1年以内) 設備 15年以内 (1年以内)		
2億8,000万円 第6号 3億8,000万円 組合 4億8,000万円	運転 7年以内 (1年以内) (安定化特別保証借換は10年以内) 設備 10年以内 (1年以内)		必要に応じ 徴求		
2億8,000万円 組合 4億8,000万円	15年以内 (2年以内)				



## 信用保証制度 - 2

保証制度名	保証対象資金等	認定書・添付書類・取扱期間等
労働力確保関連保証	労働力確保法に定める改善事業の事業資金	知事の認定通知書
中小小売商業関連保証	小振法に基づく高度化事業並びに連鎖化事業の事業資金	知事又は経産大臣等の認定書
商店街整備等支援 関連保証	小振法に定める公益法人で、商店街整備等支援計画の高度化事業資金（公益法人のみ）	知事の認定書
伝統的工芸品振興保証	(伝産法に係る保証) 1) 活用計画の事業資金（特定会社を含む） 2) 支援計画の事業資金（公益法人）	経済産業大臣の認定書 (1)については経過措置有)
地域伝統芸能等保証	(地域伝統芸能等活用法に係る保証) 地域伝統芸能等の特定事業の事業資金	市町村長の認定書
基盤的技術産業集積 関連保証	(特定産業集積活性化法に係る保証) 1) 特定基盤的技術の高度化等の措置を行うための資金 2) 高度化等円滑化事業を実施するための資金 3) 基盤的技術産業集積活性化支援事業を実施するための資金（公益法人）（廃止）	1)、2) 知事の承認書（経過措置） 3) 主務大臣の承認書（廃止）
中小企業集積関連保証	(特定産業集積活性化法に係る保証) 1) 特定分野への進出を行うための資金 2) 進出円滑化事業を実施するための資金 3) 中小企業集積活性化支援事業を実施するための資金（公益法人）（廃止）	1)、2) 知事の承認書（経過措置） 3) 経済産業大臣の承認書（廃止）
流通業務効率化保証	(流通業務効率化法に係る保証) 効率化計画をする事業協同組合等及びその構成員の計画事業の事業資金	知事及び地方運輸局長の認定書 (経過措置有)
省エネ・リサイクル 支援保証	(特定事業活動促進法に係る保証) 1) 特定事業活動の事業資金 2) 特定設備の設置・改善の事業資金	1) 知事の承認書
中心市街地商業等 活性化関連保証	1) 特定事業計画に従って、中心市街地で都市型新事業を実施する企業等の立地の促進を図るための施設を整備する事業に必要な資金 2) 中小企業商業高度化事業計画に従って、中心市街地整備改善活性化法に掲げる中小小売商業高度化事業に必要な資金	1) 主務大臣等の認定書 2) 経済産業大臣の認定書
中心市街地商業等 活性化支援関連保証	認定中小小売商業高度化支援等事業に必要な資金	主務大臣の認定書
創業等関連保証	申込人が新事業活動促進法第2条第2項及び第3項に掲げる創業者又は新規中小企業者である期間内に行う事業の実施のために必要な設備及び運転資金	創業計画書
地域新事業 創出関連保証	同意集積地域において、高度技術の開発、利用を図り新たな事業の創出に寄与する業種として政令に定めるものに属する事業を行うのに必要な事業資金	市町村長の認定書（経過措置有）
経営革新関連保証	(新事業活動促進法に係る保証) 経営革新計画に従って行われる事業に必要な資金	行政庁の承認書
経営基盤強化関連保証	(新事業活動促進法に係る保証) 経営基盤強化計画に従って行われる事業に必要な資金	主務大臣の承認書
新事業分野開拓 関連保証	主務大臣の認定を受けた実施計画に従って新事業分野開拓のための事業に必要な資金	主務大臣の認定書（経過措置有）
創業関連保証	産生法第2条第4項各号に掲げる創業者の事業の実施のために必要な資金	創業計画書
経営資源活用関連保証	産生法第23条第2項及び27条に規定する経営資源活用新事業の実施に必要な資金	認定経営資源活用新事業計画

※ 各保証制度の保証料率については、別表「保証料率表」をご参照願います。

(H19.6.29現在)

保証限度	貸付利率 (年率)	保証期間 ( )は据置期間	担保	取扱金融機関	
2億8,000万円 組合 4億8,000万円	金融機関 所定の利率	運転 7年以内 (1年以内) 設備 15年以内 (1年以内)	必要に応じ 徴 求	約定書締結金融機関	
2億8,000万円 組合 4億8,000万円		運転 7年以内 (1年以内) 設備 15年以内 (1年以内)			
2億8,000万円		運転 7年以内 (1年以内) 設備 15年以内 (1年以内)			
1) 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 2) 2億8,000万円		運転 5年以内 (1年以内) 設備 7年以内 (1年以内)			
2億8,000万円 組合 4億8,000万円		運転 5年以内 (1年以内) 設備 7年以内 (1年以内)			
1)、2) 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 3) 2億8,000万円		運転 7年以内 (2年以内) 設備 15年以内 (3年以内)			
1)、2) 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 3) 2億8,000万円		運転 7年以内 (2年以内) 設備 15年以内 (3年以内)			
2億8,000万円 組合 4億8,000万円		運転 5年以内 (1年以内) 設備 7年以内 (1年以内)			
2億8,000万円 組合 4億8,000万円		10年以内 (1年以内)			
2億8,000万円 組合 4億8,000万円 公益法人 2億8,000万円		15年以内 (1年以内)			
特定会社、公益法人 5億6,000万円		15年以内 (1年以内)			
1,500万円 (無担保保険8,000万円の内枠とする。)		運転 5年以内 (1年以内) 設備 7年以内 (1年以内)			不 要
2億8,000万円 組合 4億8,000万円		運転 7年以内 (1年以内) 設備 15年以内 (1年以内)			必要に応じ 徴 求
2億8,000万円 組合 4億8,000万円		運転 7年以内 (1年以内) 設備 15年以内 (2年以内)			
2億8,000万円 組合 4億8,000万円	運転 7年以内 (1年以内) 設備 15年以内 (1年以内)				
1,000万円 (無担保保険8,000万円の内枠とする。)	運転 5年以内 (1年以内) 設備 7年以内 (1年以内)	不 要			
2億8,000万円 組合 4億8,000万円	運転 7年以内 (1年以内) 設備 15年以内 (2年以内)	必要に応じ 徴 求	約定書締結金融機関		

## 信用保証制度－3

	保証制度名	保証対象資金等	認定書・添付書類・取扱期間等
特別保証	売掛債権担保融資保証	売掛債権担保による事業資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・債権譲渡担保対象売掛先一覧表</li> <li>・債権譲渡担保対象売掛先明細書</li> <li>・第三債務者との取引基本契約書(写)</li> <li>・過去の取引実績を証する書類(写)</li> <li>・担保として徴求する売掛債権の挙証資料(写)(個別保証の場合)</li> </ul>
	事業再生保証	法的な再建手続を行う中小企業者の事業資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月次資金繰り表</li> <li>・過去3年分の決算書、付属明細書</li> <li>・民事再生法等の再生計画認可決定書他、事務取扱要領に定める書類</li> </ul>
	資金繰り円滑化借換保証	保証付き既往借入金の借換え資金 借換えに伴う新たな事業資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画書</li> <li>・経営安定関連保証利用の場合は中小企業信用保険法第2条第3項各号の規定に基づいた市町村長の認定書</li> </ul>
	経営資源再活用関連保証	(産業活力再生特別措置法に係る保証) 経営資源再活用計画に従って行われる事業に必要な資金	主務大臣の認定書
	周辺地域整備関連保証	(発電用施設周辺地域整備法に係る保証) 同意利便性向上等事業計画に基づく事業を行うために必要な資金	知事の認定書
	下請振興関連保証	(下請中小企業振興法に係る保証) 承認計画に従って行う振興事業に必要な資金	主務大臣の承認書 売掛債権担保融資保証に準ずる書類
	異分野連携新事業分野開拓関連保証	(新事業活動促進法に係る保証) 認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って行う事業に必要な資金	主務大臣の認定書
	流通業務総合効率化保証	(流通業務総合効率化法に係る保証) 主務大臣の認定を受けた総合効率化計画に従って行われる総合効率化のための事業に必要な資金	主務大臣の認定に係る総合効率化計画
	特定研究開発等関連保証	(中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律に係る保証) 経産大臣の認定を受けた特定研究開発等計画に従って行われる特定研究開発等に必要となる資金	経産大臣の認定を受けた特定研究開発等計画
	地域産業集積関連保証	(地域産業活性化法に係る保証) 1) 承認企業立地計画資金 2) 承認事業高度化計画資金	知事の承認を受けた企業立地計画又は事業高度化計画
	地域産業資源活用事業関連保証	(中小企業地域資源活用促進法に係る保証) 認定地域産業資源活用事業計画に従って行う地域産業資源活用事業に必要な資金	主務大臣の認定書
	保証制度名	保証対象資金等	認定書・添付書類・取扱期間等
特別保証		中小企業者の発行する社債(私募債)の引き受けに係る債務の保証	特定社債保証資格要件申告書他

※ 各保証制度の保証料率については、別表「保証料率表」をご参照願います。

(H19.6.29現在)

保証限度	貸付利率 (年率)	保証期間 ( )は据置期間	担保	取扱金融機関	
1億円 (保証割合90%)	金融機関 所定の利率	1年間 (個別保証の場合は6ヶ月) 〔更新可〕	必要 (売掛債権担保)	銀行、信用金庫等中小企業 信用保険法施行令(昭和25 年政令第350号)第1条の2 に規定する金融機関	
普通保険 2億円 売掛金債権担保保険 1億円 無担保保険 8,000万円 他 (保証割合80%)		1年以内	原則必要	約定書締結金融機関	
特別保証に係る 既往借入金残高 経営安定関連保証 2億8,000万円 第6号 3億8,000万円 組合 4億8,000万円		10年以内(1年以内)	既往借入金 の保証条件 に準ずる		
2億8,000万円 組合 4億8,000万円		運転 7年以内(1年以内) 設備 15年以内(1年以内)	必要に応じ 徴求		
2億8,000万円 組合 4億8,000万円		運転 7年以内(1年以内) 設備 15年以内(1年以内)	必要に応じ 徴求		
1億円 (保証割合90%)		1年間〔更新可〕 (個別保証の場合は1年以内)	必要 (売掛債権担保)		
普通保険 2億円 (組合4億円) 無担保保険 8,000万円 特別小口保険 1,250万円 新事業開拓保険 4億円 (組合6億円) 売掛金債権担保保険 1億円(保証割合90%)		運転 5年以内(1年以内) 設備 7年以内(1年以内)	必要に応じ 徴求		
2億8,000万円 組合4億8,000万円		運転 7年以内(1年以内) 設備 15年以内(1年以内)			
普通保険 2億円 (組合4億円) 無担保保険 8,000万円 特別小口保険 1,250万円 新事業開拓保険 3億円 (組合6億円)		運転 7年以内(1年以内) 設備 15年以内(1年以内)			
普通保険 2億円 (組合4億円) 無担保保険 8,000万円 特別小口保険 1,250万円		運転 7年以内(1年以内) 15年以内(1年以内)			
普通保険 2億円 (組合4億円) 無担保保険 8,000万円 特別小口保険 1,250万円 新事業開拓保険 4億円 (組合6億円) 売掛金債権担保保険 1億円(保証割合90%)	運転 5年以内(1年以内) 設備 7年以内(1年以内)				
保証限度	支払利率 (年率)	保証期間		担保	対象金融機関
4億5,000万円	発行体 所定の利率	7年以内		2億円超 原則有担保	中小企業信用保険法施行令 第1条の4に規定する金融 機関

## 信用保証制度－4

保証制度名		保証対象資金等	認定書・添付書類・取扱期間等
特別保証	中堅企業特別保証	破綻金融機関等と金融取引を行っていた中堅事業者の事業経営に必要な資金	知事の認定書
保証制度名		保証対象資金等	認定書・添付書類・取扱期間等
県 支 度 保 証	経営革新等支援融資保証(注)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 新事業活動促進法承認企業の事業資金</li> <li>2) 前1)のうち小規模企業分</li> <li>3) 新たに海外展開を行うもの(既の実施しているものを含む)の事業資金</li> <li>4) 情報技術を活用する事業資金</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1)、2) 知事又は大臣の承認書</li> <li>3) 知事の認定書</li> <li>4) 商工会議所又は商工会の認定書</li> </ol>
	地域商工業活性化融資保証	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 一般分 工場、店舗、事業所等の新・増設又は移転の資金</li> <li>2) 産学・産業間連携支援分 産学・産業間連携対象事業により設備投資を行う中小企業者</li> <li>3) 子育て環境改善分 従業員の子育て環境を改善するため、福利厚生施設等の設備投資を行う中小企業者</li> <li>4) 商業振興分 大型店の進出の移転により影響を受ける地域に店舗を有する中小商業者が行う上記の設備投資に係る資金</li> <li>5) 企業活性化事業を行うための運転資金</li> </ol>	商工会議所又は商工会の認定書
	事業転換支援融資保証	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 中小企業再生・事業転換支援プログラムの指導を受けている者で、他業種への事業転換資金</li> <li>2) 他業種への多角化に必要な事業資金</li> <li>3) 多角化を目的として分社化し、他業種への多角化に必要な事業資金</li> </ol>	商工会議所、商工会又は支援機構の認定書
	創業者支援融資保証	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 一般分 事業を営んでいない個人が県内で新たに中小企業者として開業するための事業資金</li> <li>2) 中高年齢者創業支援分</li> </ol>	商工会議所又は商工会の認定書
	経営安定支援融資保証	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 一般分 一時的に売上の減少等業況悪化をきたしている者の運転資金</li> <li>2) 特別分 天候不順により事業活動に影響を受けている者の運転資金</li> </ol>	商工会議所、商工会又は支援機構の認定書
	経営安定再生支援融資保証	経営安定に支障を生じ工商調停士又は再生支援協議会の指導を受けている者の運転資金	商工会議所、石川県商工会連合会又は再生支援協議会の推薦書
	資金繰り支援融資保証	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 県制度融資に係る既往債務(保証付債務に限る)の借換資金</li> <li>2) 1)の借換と併せて行う事業計画に必要な事業資金</li> </ol>	市町長の認定書(原本)
	連鎖倒産防止・災害対策融資保証	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 取引先事業者の倒産によって売掛金債権等の回収が困難となったための運転資金</li> <li>2) 地震、火災、風水害等による被害の復旧資金</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 売掛金債権等の確認書類(写)(市町村長の認定書(原本))</li> <li>2) 市町長等の被災証明書</li> </ol>

(注) 経営革新等支援融資保証の(1)経営革新支援分について、次世代型企業として認定され、知事の推薦書を受けた企業の保証限度は4億円(運転1億円)です。

※県制度保証は普通保証の内枠です。ただし、特別保証に係る認定書等があれば、普通保証とは別枠扱いになります。

※各保証制度の保証料率については、別表「保証料率表」をご参照願います。(H19.6.29現在)

保証限度	貸付利率 (年率)	保証期間 ( )は据置期間	担保	取扱金融機関
普通保証 5億円 無担保保証 1億円	金融機関 所定の利率	運転 5年以内 (1年以内) 設備 7年以内 (1年以内)	1億円超 原則有担保	約定書締結金融機関
保証限度	貸付利率 (年率)	保証期間 ( )は据置期間	担保	取扱金融機関
1)、2) 2億円 (運転5,000万円) 3) 2億円 (運転5,000万円) 4) 2億円 (運転5,000万円)	1)、3)、4) 1.50%以内 (期間10年超、変動 金利1.45%以内) 2) 1.40%以内 (期間10年超、変動 金利1.35%以内)	1)、2)、3)、4) 運転 7年以内 (1年以内) 設備 15年以内 (3年以内)		商工中金、三菱東京UFJ、 みずほ、三井住友、北國、 北陸、福井、富山第一、福 邦、信用金庫、信用組合、 JAバンク石川信連
1)、2)、3) 5,000万円 (特認2億円) 4) 5,000万円 (運転1,000万円) (特認2億円) 5) 3,000万円	1)、5) 1.70%以内 (期間10年超、変動 金利1.65%以内) 2)、3)、4) 1.50%以内 (期間10年超、変動 金利1.45%以内)	1)、2)、3) 設備 15年以内 (2年以内) 4) 運転 7年以内 (1年以内) 設備 15年以内 (2年以内) 5) 運転 5年以内 (1年以内)	必要に応じ 徴 求	
5,000万円 (運転2,000万円) (特認2億円)	1.50%以内 (期間10年超、変動 金利1.45%以内)	運転 7年以内 (1年以内) 設備 15年以内 (3年以内)		
2,000万円 創業支援PG先4,000万円 (運転 1,000万円) (創業支援PG先2,000万円)	1) 2.10%以内 2) 1.80%以内	運転 5年以内 (1年以内) 設備 7年以内 (1年以内)	原則不要	
8,000万円	1.50%以内	1)、2) 7年以内 (2年以内)	必要に応じ 徴 求	
8,000万円	1.50%以内	7年以内 (2年以内)	原則不要	
8,000万円 (特認2億8,000万円)	2.25%以内 (期間7年超、変動 金利2.15%以内)	7年以内 (1年以内) 実情に応じ10年以内 (1年以内)	必要に応じ 徴 求	
1) 5,000万円 2) 一災害につき 5,000万円	2.00%以内	7年以内 (2年以内)		

## 信用保証制度 - 5

保証制度名		保証対象資金等	認定書・添付書類・取扱期間等	
県	能登半島地震対策融資保証	1) 復旧支援分、3) 復旧拡充分、4) 復旧特別分 3市4町内の事業所等が損害を受けたもの等	1)、3)、4) 市町長等の被災証明 (特認は会議所等の認定書も必要)	
		2) 復興支援分、5) 復興特別分 3市4町内の中小企業者で売上が10%以上減少するもの等	2)、5) 会議所等の認定書	
	経営 安定 支援	追認小口保証	従業員40人(商業・サービス業10人)以下の企業者の事業資金	商工会議所又は商工会の融資委員会承認書
	追認特別小口保証	従業員20人(商業・サービス業5人)以下の小規模企業者の事業資金	商工会議所又は商工会の融資委員会承認書、納税証明書	
	小口当座貸越(貸付専用型)根保証	小口融資利用者のうち、一定の財務要件等を満たす企業者の反復継続事業資金	商工会議所又は商工会の推薦書	
	季節融資保証	従業員20人(商業・サービス業5人)以下の小規模企業者の季節運転資金	益資金 6月15日～8月31日 年末資金 11月1日～12月29日	
度	企業立地促進融資保証	県外企業の本県における新規立地又は知事が別に定めた用地への県内企業の立地のための設備資金	知事の認定書 認定書に添付した書類(写) 独立採算計画書 移転前の財務諸表(3期分)	
	バリアフリー施設整備促進融資保証	石川県バリアフリー社会の推進に関する条例に基づき公益的施設の整備を行うための資金	知事の認定書	
証	環境保全資金融資保証	1) 環境保全資金分 ①公害防止設備資金 ②産業廃棄物処理施設資金 ③循環型社会づくりのための施設整備資金 ④地球環境保全のための施設整備資金 ⑤ISO14001導入資金 2) 産業廃棄物処理施設整備資金分 ①産業廃棄物最終処分場整備事業 ②産業廃棄物焼却施設整備事業	1) 知事の適格証明書 2) 知事の認定書	
	中小企業再生・事業転換支援保証	中小企業再生・事業転換支援プログラムの指導を受けているもので、経営再生のために必要となる設備及び運転資金	1) 商工会議所会頭・商工会連合会 会長・支援機構理事長の確認書 (写) 2) 経営改善計画書	

※県制度保証は普通保証の内枠です。ただし、特別保証に係る認定書等があれば、普通保証とは別枠扱いになります。

※各保証制度の保証料率については、別表「保証料率表」をご参照願います。(H19.6.29現在)

保証限度	貸付利率 (年率)	保証期間 ( )は据置期間	担保	取扱金融機関
1)、3)、4) 1億円	1.00%以内 (期間10年超、変動金利1.65%以内)	1)、3) 10年以内 (2年以内) 4) 15年以内 (2年以内)	必要に応じ 徴 求	
2) 8,000万円 5) 1億6,000万円	1.00%以内 (期間7年超、変動金利1.65%以内)	2) 7年以内 (2年以内) 5) 10年以内 (2年以内)		
1,500万円	2.10%以内	運転 5年以内 (1年以内) 設備 7年以内 (1年以内)	原則不要	原則として市町村指定金融機関 ただし、覚書締結金融機関に限る。
1,250万円	2.10%以内	運転 5年以内 (1年以内) 設備 7年以内 (1年以内)	不 要	約定書締結金融機関 ただし、覚書締結金融機関に限る。
500万円	変動金利 2.15%以内	2年以内〔更新可〕	原則不要	原則として市町村指定金融機関 ただし、覚書締結金融機関に限る。
300万円	2.15%以内	6ヵ月以内	必要に応じ 徴 求	商工中金、三菱東京UFJ、 みずほ、三井住友、北國、 北陸、福井、富山第一、福 邦、信用金庫、信用組合、 JAバンク石川信連
2億円	2.00%以内 (期間10年超、 変動金利 1.95%以内)	15年以内 (2年以内)	必要に応じ 徴 求	商工中金、三菱東京UFJ、 みずほ、三井住友、北國、 北陸、福井、富山第一、福 邦、信用金庫、信用組合、 JAバンク石川信連
新築等 3,000万円 (工事費の20%以内) 改修 1,000万円	1.00%以内	10年以内 (3年以内)		商工中金、三菱東京UFJ、 みずほ、三井住友、北國、 北陸、福井、富山第一、福 邦、信用金庫、信用組合、 JAバンク石川信連
1) 5,000万円 (組合)共同処理施設 1億円 2) ① 2億円 ② 1億円	1) 一般分 2.00%以内 特利分 2.00%以内 2) 2.00%以内	1) ①～④ 10年以内 ⑤ 5年以内 2) 10年以内		商工中金、三菱東京UFJ、 みずほ、三井住友、北國、 北陸、福井、富山第一、福 邦、信用金庫 (石動信金除 く)、JAバンク石川信連
1億6,000万円	金融機関 所定の利率	10年以内 (2年以内)	必要に応じ 徴 求	約定書締結金融機関



# 信用保証制度－6

保証料率表

保証制度名	適用保険等			リスク考慮型保証料体系適用の有無	信用保証料率 <sup>※3※4</sup>					
	一般・特例等 <sup>※1※2</sup>	保険の種類	備考		体系 <sup>※3</sup>	無担保(%)		有担保(%)		
						最高	最低	最高	最低	
普通保証	一般保証	一般	普通	○	1-2	-	-	2.10	0.40	
	無担保保証	一般	普通・無担保	○	1-1	2.20	0.50	-	-	
	長期経営資金保証	一般	普通	○	1-2	-	-	2.10	0.40	
	当座貸越(貸付専用型)根保証	一般	普通・無担保	○	2	1.87	0.43	1.77	0.33	
	事業者カードローン当座貸越根保証	一般	普通・無担保	○	2	1.87	0.43	1.77	0.33	
	無担保当座貸越(貸付専用型)根保証	一般	普通・無担保	○	2-1	1.87	0.43	-	-	
	無担保クイック保証	一般	普通・無担保	○	1-1	2.20	0.50	-	-	
	サポートファンド保証	一般	普通・無担保		○	1-1	2.20	0.50	-	-
		特例	普通・無担保	経営安定関連	×		0.80		-	
	風俗営業飲食業保証	一般	普通・無担保		○	1	2.20	0.50	2.10	0.40
	手形割引保証	一般	普通・無担保		○	2-1	1.87	0.43	-	
	季節融資保証	一般	普通・無担保		○	1	2.20	0.50	2.10	0.40
	公害防止対策保証	一般	公害防止		×		-		0.95	
	特別保証	エネルギー対策保証	一般	エネルギー	×		-		0.95	
特例			エネルギー	×		-		0.95		
海外投資関係保証		一般	海外投資関係	×		-		1.05		
新事業開拓保証		一般・特例	新事業開拓		×		-		1.05	
		特例	新事業開拓	無保証人	×		1.30		-	
経営安定関連保証		特例	普通・無担保・特別小口	×		0.70		0.70		
災害関係保証		特例	普通・無担保・特別小口	×		0.70		0.70		
労働力確保関連保証		特例	普通・無担保・特別小口	×		0.80		0.80		
中小小売商業関連保証		特例	普通・無担保・特別小口	×		0.80		0.80		
商店街整備等支援関連保証		特例	普通・無担保	公益法人	×		1.35		1.25	
伝統的工芸品振興保証		特例	普通・無担保・特別小口		×		0.80		0.80	
		特例	普通・無担保	公益法人	×		1.35		1.25	
地域伝統芸能等保証		特例	普通・無担保・特別小口		×		0.80		0.80	
基盤の技術産業集積関連保証		特例	普通・無担保・特別小口		×		0.80		0.80	
中小企業集積関連保証	特例	普通・無担保・特別小口		×		0.80		0.80		
流通業務効率化関連保証	特例	普通・無担保・特別小口		×		0.80		0.80		
省エネ・リサイクル支援融資保証	特例	普通・無担保		×		1.15		1.05		
	特例	特別小口		×		0.80		-		
中心市街地商業等活性化関連保証	特例	普通・無担保・特別小口		×		0.80		0.80		

各信用保証制度要綱等に定める信用保証料率は、本表に拠るものとする。

(H19.6.29.現在)

保証制度名	適用保険等			リスク考慮型保証料体系適用の有無	信用保証料率 <sup>※3※4</sup>				
	一般・特例等 ※1※2	保険の種類	備考		体系 ※3	無担保(%)		有担保(%)	
						最高	最低	最高	最低
中心市街地商業等活性化支援関連保証	特例	普通・無担保	公益法人・特定会社	×		0.80		0.80	
創業等関連保証	特例	無担保		×		0.80			—
地域新事業創出関連保証	特例	普通・無担保・特別小口		×		0.80			0.80
経営革新関連保証	特例	普通・無担保・特別小口		×		0.80			0.80
経営基盤強化関連保証	特例	普通・無担保・特別小口		×		0.80			0.80
新事業分野開拓関連保証	特例	普通・無担保・特別小口		×		0.80			0.80
創業関連保証	特例	無担保		×		0.80			—
経営資源活用関連保証	特例	普通・無担保・特別小口		×		0.80			0.80
売掛債権担保融資保証	一般	売掛金債権担保		×		—			0.85
事業再生保証制度	一般	普通・無担保		○	1	2.20	0.50	2.10	0.40
	一般	売掛金債権担保・公害防止他		×		—			1.80
	特例	普通・無担保・特別小口等		×		1.80			1.80
資金繰り円滑化借換保証	一般	普通・無担保		○	1	2.20	0.50	2.10	0.40
	一般	特別小口		×		1.00			—
	特例	普通・無担保・特別小口		×		0.80			0.80
経営資源再活用関連保証	特例	普通・無担保・特別小口		×		0.80			0.80
周辺地域整備関連保証	特例	普通・無担保		×		1.35			1.25
	特例	特別小口		×		1.00			—
下請振興関連保証	特例	売掛金債権担保		×		—			0.70
異分野連携新事業分野開拓関連保証	特例	普通・無担保・特別小口		×		0.80			0.80
	特例	新事業開拓		×		—			1.25
	特例	売掛金債権担保		×		—			0.70
流通業務総合効率化関連保証	特例	普通・無担保・特別小口		×		0.80			0.80
特定研究開発等関連保証	特例	普通・無担保・特別小口		×		0.80			0.80
	特例	新事業開拓		×		—			1.25
地域産業集積関連保証	特例	普通・無担保・特別小口		×		0.80			0.80
地域産業資源活用事業関連保証	特例	普通・無担保・特別小口		×		0.80			0.80
	特例	新事業開拓		×		—			1.25
	特例	売掛金債権担保		×		—			0.70
中小企業特定社債保証	一般	特定社債		○	1	2.20	0.50	2.10	0.40
中堅企業特別保証	特別	破綻金融機関等関連特別等		×		0.65			0.70
経営革新等支援融資保証	一般	普通・無担保		○	4	1.54	0.33	1.51	0.30

保証制度名	適用保険等			リスク考慮型保証料体系適用の有無	体系 ※3	信用保証料率※3※4			
	一般・特例等 ※1※2	保険の種類	備考			無担保(%)		有担保(%)	
						最高	最低	最高	最低
経営革新等支援融資保証	特例	普通・無担保	経営革新関連	×		0.70		0.70	
地域商工業活性化融資保証	一般	普通・無担保		○	3	1.64	0.43	1.61	0.40
事業転換支援融資保証	一般	普通・無担保		○	3	1.64	0.43	1.61	0.40
創業者支援融資保証	一般	普通・無担保		○	3	1.64	0.43	1.61	0.40
経営安定支援融資保証	一般	普通・無担保		○	5	1.34	0.13	1.31	0.10
	特例	普通・無担保	経営安定関連	×		0.50		0.50	
経営安定再生支援融資保証	一般	普通・無担保		○	4	1.54	0.33	1.51	0.30
資金繰り支援融資保証	特例	普通・無担保	経営安定関連	×		0.80		0.80	
連鎖倒産防止・災害対策融資保証	一般	普通・無担保		○	4	1.54	0.33	1.51	0.30
	特例	普通・無担保	経営安定関連	×		0.70		0.70	
能登半島地震対策融資保証(復旧)	一般	普通・無担保		○	5	1.34	0.13	1.31	0.10
	特例	普通・無担保	災害関係	×		0.50		0.50	
	特例	普通・無担保	経営安定関連	×		0.50		0.50	
能登半島地震対策融資保証(復興)	一般	普通・無担保		○	5	1.34	0.13	1.31	0.10
	特例	普通・無担保	経営安定関連	×		0.50		0.50	
追認小口保証	一般	普通・無担保		○	5	1.34	0.13	1.31	0.10
追認特別小口保証	一般	特別小口		×		0.50		-	
小口当座貸越根保証	一般	普通・無担保		○	5	1.34	0.13	1.31	0.10
季節融資保証	一般	普通・無担保		○	4	1.54	0.33	1.51	0.30
企業立地促進融資保証	一般	普通・無担保		○	4	1.54	0.33	1.51	0.30
パリアフリー施設整備促進融資保証	一般	普通・無担保		○	4	1.54	0.33	1.51	0.30
環境保全資金融資保証	一般	普通・無担保		○	4	1.54	0.33	1.51	0.30
	一般	公害防止		×		-	-	0.94	
中小企業再生・事業転換支援保証	一般	普通・無担保		○	6	2.09	0.39	2.06	0.36
	特例	普通・無担保	経営安定関連	-		0.80		0.80	

- ※1. 「一般」とは、普通・無担保・特別小口・売掛金債権担保・公害防止・エネルギー・海外投資関係・新事業開拓・特定社債の一般保険を指し、うち、料率の弾力化の対象となる適用保険は「普通・無担保・特定社債保険」の3種の一般保険となる。
- ※2. 「特例」とは、経営安定関連・経営革新関連等の特例保険を指す。
- ※3. 「別表」の「リスク考慮型保証料体系表」参照  
本体系表については、財務その他経営に関する情報を基に、リスク計測モデル（CRDモデル）により、制度毎に区分①～⑨の範囲で料率を判定。これに定性情報を加味して料率を決定する。
- ※4. 財務諸表の作成に携わった公認会計士または税理士により、「中小企業の会計に関する指針（中小企業会計）」のすべての項目について適用状況の確認が行われていることを示す確認書類の提出を受け、事実と異なる記載が認められない場合、または「会計参与」設置会社であることを示す書類の提出を受けた場合、全保証制度を対象に各表示保証料率より0.1%更に引き下げる。

リスク考慮型保証料体系表

[別表]

区 分		信用保証料率 (%)※1※2									
体 系		無担・有担別	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	1-1	無担保	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
	1-2	有担保	2.10	1.90	1.70	1.50	1.25	1.00	0.80	0.60	0.40
特殊保証	2-1	無担保	1.87	1.70	1.53	1.36	1.15	0.94	0.77	0.60	0.43
	2-2	有担保	1.77	1.60	1.43	1.26	1.05	0.84	0.67	0.50	0.33
県制度保証A (体系1)	3-1	無担保	1.64	1.49	1.34	1.19	1.04	0.89	0.74	0.59	0.43
	3-2	有担保	1.61	1.46	1.31	1.16	1.01	0.86	0.71	0.56	0.40
県制度保証B (体系2)	4-1	無担保	1.54	1.39	1.24	1.09	0.94	0.79	0.64	0.49	0.33
	4-2	有担保	1.51	1.36	1.21	1.06	0.91	0.76	0.61	0.46	0.30
県制度保証C (体系3)	5-1	無担保	1.34	1.19	1.04	0.89	0.74	0.59	0.44	0.29	0.13
	5-2	有担保	1.31	1.16	1.01	0.86	0.71	0.56	0.41	0.26	0.10
県制度保証D	6-1	無担保	2.09	1.89	1.69	1.49	1.24	0.99	0.79	0.59	0.39
	6-2	有担保	2.06	1.86	1.66	1.46	1.21	0.96	0.76	0.56	0.36

※1 財務その他経営に関する情報を基に、リスク計測モデル（CRDモデル）により、制度毎に区分①～⑨の範囲で料率を判定。これに定性情報を加味して料率を決定する。

なお、区分対応する保証において、次のいずれかに該当する事業者については、上記表の区分⑤の保証料率に定性情報を加味して料率を決定する。

①個人その他の法令で定めるところにより、貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない事業者であって貸借対照表及び損益計算書がないもの

②事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない事業者

③金融機関からの借入れ（リスク考慮型保証料体系が適用される保険関係に係るものに限る。）に係る連帯債務を負担する事業者

※2 財務諸表の作成に携わった公認会計士または税理士により、「中小企業の会計に関する指針（中小企業会計）」のすべての項目について適用状況の確認が行われていることを示す確認書類の提出を受け、事実と異なる記載が認められない場合、または「会計参与」設置会社であることを示す書類の提出を受けた場合、全保証制度を対象に各表示保証料率より0.1%更に引き下げる。

----- おことわり -----

各制度の説明については、「簡潔・見やすく」という編集方針のもとに、できる限りの内容を織り込んだつもりですが、紙面の制約上、内容の一部を割愛させていただいたものもあります。

資金の調達を考えておられる方は、当該機関へ確認のうえご相談下さい。

尚、利率等の諸条件につきましては、金融情勢により変更する場合がありますのでご容赦下さいますようお願い申し上げます。

## 関係機関所在地一覧表

### 1. 金融機関

#### (1) 政府系金融機関 県内支店等

名 称	( 〒 ) 所 在 地	電 話
商工組合中央金庫金沢支店	(920-0964) 金沢市本多町3-1-25 <a href="http://www.shokochukin.go.jp/">http://www.shokochukin.go.jp/</a>	(076) 221-6141
中小企業金融公庫金沢支店	(920-0937) 金沢市丸の内4-12(金沢中央ビル) <a href="http://www.jasme.go.jp/">http://www.jasme.go.jp/</a>	(076) 231-4275
国民生活金融公庫金沢支店	(920-0974) 金沢市川岸町47 <a href="http://www.kokukin.go.jp/">http://www.kokukin.go.jp/</a>	(076) 263-7191
国民生活金融公庫小松支店	(923-0801) 小松市園町二-1 <a href="http://www.kokukin.go.jp/">http://www.kokukin.go.jp/</a>	(0761) 21-9101
日本政策投資銀行北陸支店	(920-0937) 金沢市丸の内4-12(金沢中央ビル) <a href="http://www.dbj.go.jp/">http://www.dbj.go.jp/</a>	(076) 221-3211
農林漁業金融公庫北陸支店	(920-0853) 金沢市本町1-5-2(リファーレ9階) <a href="http://www.afc.go.jp/">http://www.afc.go.jp/</a>	(076) 263-6471
住宅金融支援機構北陸支店	(920-8637) 金沢市丸の内4-12(金沢中央ビル) <a href="http://www.jhf.go.jp/">http://www.jhf.go.jp/</a>	(076) 233-4251
日本銀行金沢支店	(920-8678) 金沢市香林坊2-3-28 <a href="http://www.boj.or.jp/">http://www.boj.or.jp/</a>	(076) 223-9541

#### (2) 銀行 本・支店

名 称	( 〒 ) 所 在 地	電 話
みずほ銀行金沢支店	(920-0918) 金沢市尾山町3-7 <a href="http://www.mizuhobank.co.jp/">http://www.mizuhobank.co.jp/</a>	(076) 232-1161
三菱東京UFJ銀行金沢中央支店	(920-0961) 金沢市香林坊2-3-25 <a href="http://www.bk.mufg.jp/">http://www.bk.mufg.jp/</a>	(076) 221-3121
三井住友銀行金沢支店	(920-0917) 金沢市下堤町7 <a href="http://www.smbc.co.jp/">http://www.smbc.co.jp/</a>	(076) 221-3151
中央三井信託銀行金沢支店	(920-0917) 金沢市下堤町10 <a href="http://www.chuomitsui.co.jp/">http://www.chuomitsui.co.jp/</a>	(076) 231-4221
住友信託銀行金沢支店	(920-0918) 金沢市尾山町3-13 <a href="http://www.sumitomotruster.co.jp/">http://www.sumitomotruster.co.jp/</a>	(076) 261-7171
新生銀行金沢支店	(920-0864) 金沢市高岡町1-50 <a href="http://www.shinseibank.com/">http://www.shinseibank.com/</a>	(076) 232-9969
あおぞら銀行金沢支店	(920-0864) 金沢市高岡町2-37(三栄ビル) <a href="http://www.aozorabank.co.jp/">http://www.aozorabank.co.jp/</a>	(076) 231-4151
農林中央金庫金沢支店	(920-8703) 金沢市香林坊1-2-16 <a href="http://www.nochubank.or.jp/">http://www.nochubank.or.jp/</a>	(076) 231-1101
北國銀行本店	(920-8670) 金沢市下堤町1 <a href="http://www.hokkokuibank.co.jp/">http://www.hokkokuibank.co.jp/</a>	(076) 263-1111
北陸銀行金沢支店	(920-8686) 金沢市尾山町2-22 <a href="http://www.hokugin.co.jp/">http://www.hokugin.co.jp/</a>	(076) 263-5131
富山第一銀行金沢支店	(920-0918) 金沢市尾山町1-8(朝日生命ビル) <a href="http://www.first-bank.co.jp/">http://www.first-bank.co.jp/</a>	(076) 221-6131
福井銀行金沢支店	(920-0031) 金沢市広岡3-1-1(金沢パークビル) <a href="http://www.fukuibank.co.jp/">http://www.fukuibank.co.jp/</a>	(076) 231-4235
福邦銀行金沢支店	(920-0025) 金沢市駅西本町1-14-21 <a href="http://www.fukuho.co.jp/">http://www.fukuho.co.jp/</a>	(076) 262-0266

### (3) 信用金庫

名 称	( 千 )	所 在 地	電 話
金 沢 信 用 金 庫	(920-8710)	金沢市香林坊1-3-8 <a href="http://www.shinkin.co.jp/kanazawa/">http://www.shinkin.co.jp/kanazawa/</a>	(076) 262-2111
北 陸 信 用 金 庫	(920-8674)	金沢市玉川町11-18 <a href="http://www.hokurikushinkin.co.jp/">http://www.hokurikushinkin.co.jp/</a>	(076) 233-1188
鶴 来 信 用 金 庫	(920-2121)	白山市鶴来本町1-ワ107-2 <a href="http://www.shinkin.co.jp/tsurugi/">http://www.shinkin.co.jp/tsurugi/</a>	(0761) 92-1212
の と 共 栄 信 用 金 庫	(926-8601)	七尾市桧物町35 <a href="http://www.notoshin.co.jp/">http://www.notoshin.co.jp/</a>	(0767) 52-3450
興 能 信 用 金 庫	(927-0493)	鳳珠郡能登町字宇出津△字45-1 <a href="http://www.kono-shinkin.co.jp/">http://www.kono-shinkin.co.jp/</a>	(0768) 62-1122
石 動 信 用 金 庫 金 沢 支 店	(920-0841)	金沢市浅野本町1-15-25 <a href="http://www.shinkin.co.jp/isurugi/">http://www.shinkin.co.jp/isurugi/</a>	(076) 251-2135
石 川 県 信 用 金 庫 協 会	(920-0902)	金沢市尾張町1-4-15	(076) 261-1876

### (4) 信用組合

名 称	( 千 )	所 在 地	電 話
金 沢 中 央 信 用 組 合	(920-0905)	金沢市上近江町15	(076) 261-7111
石 川 県 医 師 信 用 組 合	(920-8201)	金沢市鞍月東2-48 (日赤共同ビル2F) <a href="http://www.ishikawa.med.or.jp/sinkumi/">http://www.ishikawa.med.or.jp/sinkumi/</a>	(076) 239-0126
社 団 法 人 石 川 県 信 用 組 合 協 会	(920-0903)	金沢市博労町68岡田ビル3F	(076) 263-7573

### (5) そ の 他

名 称	( 千 )	所 在 地	電 話
石 川 県 信 用 保 証 協 会	(920-0918)	金沢市尾山町9-25 <a href="http://www.incl.ne.jp/cgc-ishikawa/">http://www.incl.ne.jp/cgc-ishikawa/</a>	(076) 222-1511
北 陸 労 働 金 庫	(920-8552)	金沢市芳斉2-15-18 <a href="http://www.hokuriku.rokin.or.jp/">http://www.hokuriku.rokin.or.jp/</a>	(076) 231-8000
石 川 県 銀 行 協 会 金 沢 手 形 交 換 所	(920-0937)	金沢市丸の内4-12	(076) 261-0510

## 2. 県・市町関係

名 称	( 庁 ) 所 在 地	電 話
石 川 県 庁	(920-8580) 金沢市鞍月1丁目1番地 <a href="http://www.pref.ishikawa.jp/">http://www.pref.ishikawa.jp/</a>	(076) 225-1111
金 沢 市 役 所 (商業振興課)	(920-8577) 金沢市広坂1丁目1番地1 <a href="http://www.city.kanazawa.ishikawa.jp/">http://www.city.kanazawa.ishikawa.jp/</a>	(076) 220-2111
加 賀 市 役 所 (観光商工課)	(922-8622) 加賀市大聖寺南町ニ41番地 <a href="http://www.city.kaga.ishikawa.jp/">http://www.city.kaga.ishikawa.jp/</a>	(0761) 72-1111
加 賀 市 役 所 山中温泉支所	(922-0192) 加賀市山中温泉湯の出町タ33	(0761) 78-1111
小 松 市 役 所 (商工振興課)	(923-8650) 小松市小馬出町91 <a href="http://www.city.komatsu.ishikawa.jp/">http://www.city.komatsu.ishikawa.jp/</a>	(0761) 22-4111
白 山 市 役 所 (商工振興課)	(924-8688) 白山市倉光2丁目1番地 <a href="http://www.city.hakusan.ishikawa.jp/">http://www.city.hakusan.ishikawa.jp/</a>	(076) 276-1111
白 山 市 役 所 美川支所	(929-0292) 白山市美川浜町ヨ103番地	(076) 278-3200
白 山 市 役 所 鶴来支所	(920-2192) 白山市鶴来本町四丁目ヌ85番地	(0761) 92-1111
白 山 市 役 所 河内支所	(920-2392) 白山市河内町口直海イ15番地	(0761) 92-1100
白 山 市 役 所 吉野谷支所	(920-2394) 白山市市原丁25番地	(0761) 95-5011
白 山 市 役 所 鳥越支所	(920-2393) 白山市別宮町口170番地	(0761) 94-2011
白 山 市 役 所 尾口支所	(920-2395) 白山市女原ト46番地	(0761) 96-7011
白 山 市 役 所 白峰支所	(920-2501) 白山市白峰ハ130番地	(0761) 98-2011
羽 咋 市 役 所 (商工観光課)	(925-8501) 羽咋市旭町ア200 <a href="http://www.city.hakui.ishikawa.jp/">http://www.city.hakui.ishikawa.jp/</a>	(0767) 22-1111
七 尾 市 役 所 (産業政策課)	(926-8611) 七尾市袖ヶ江町イ部25番地 <a href="http://www.city.nanao.lg.jp/">http://www.city.nanao.lg.jp/</a>	(0767) 53-1111
七 尾 市 役 所 田鶴浜支所	(929-2121) 七尾市田鶴浜町リ6番地	(0767) 68-3131
七 尾 市 役 所 中島支所	(929-2222) 七尾市中島町中島甲170番地	(0767) 66-1111
七 尾 市 役 所 能登島支所	(926-0211) 七尾市能登島向田町ろ1番地	(0767) 84-1111
輪 島 市 役 所 (商工業課)	(928-8525) 輪島市二ツ屋町2字29番地 <a href="http://www.city.wajima.ishikawa.jp/">http://www.city.wajima.ishikawa.jp/</a>	(0768) 22-2211
輪 島 市 役 所 門前総合支所	(927-2192) 輪島市門前町走出6の69番地	(0768) 42-1111
珠 洲 市 役 所 (産業振興課)	(927-1295) 珠洲市上戸町北方1の6の2 <a href="http://www.city.suzu.ishikawa.jp/">http://www.city.suzu.ishikawa.jp/</a>	(0768) 82-2222
か ほ く 市 役 所	(929-1195) かほく市宇野気ニ81番地 <a href="http://www.city.kahoku.ishikawa.jp/">http://www.city.kahoku.ishikawa.jp/</a>	(076) 283-1111
かほく市役所 高松庁舎(商工観光課)	(929-1292) かほく市高松ウ1番地1	(076) 281-2122
かほく市役所 七塚庁舎	(929-1193) かほく市浜北ハ6番地1	(076) 283-7135
能 美 市 役 所 (商工観光課)	(923-1198) 能美市寺井町た35番地 <a href="http://www.city.nomi.ishikawa.jp/">http://www.city.nomi.ishikawa.jp/</a>	(0761) 58-5111
能 美 市 役 所 辰口庁舎	(923-1297) 能美市来丸町1110	(0761) 52-8000
能 美 市 役 所 根上庁舎	(929-0192) 能美市中町子88	(0761) 55-4111
川 北 町 役 場 (産業経済課)	(923-1295) 能美郡川北町字壱ツ屋174番地 <a href="http://www.town.kawakita.ishikawa.jp/">http://www.town.kawakita.ishikawa.jp/</a>	(076) 277-1111
野々市町役場 (産業振興課)	(921-8510) 石川郡野々市町字三納18街区1番 <a href="http://www.town.nonoichi.ishikawa.jp/">http://www.town.nonoichi.ishikawa.jp/</a>	(076) 227-6000
津 幡 町 役 場 (産業経済課)	(929-0393) 河北郡津幡町加賀爪ニ3番地 <a href="http://www.town.tsubata.ishikawa.jp/">http://www.town.tsubata.ishikawa.jp/</a>	(076) 288-2121
内 灘 町 役 場 (産業振興課)	(920-0292) 河北郡内灘町字大学1丁目2番地1 <a href="http://www.town.uchinada.lg.jp/">http://www.town.uchinada.lg.jp/</a>	(076) 286-1111
宝 達 志 水 町 役 場 (企画財政課)	(929-1392) 羽咋郡宝達志水町小川ハ250番地 <a href="http://www.hodatsushimizu.jp/">http://www.hodatsushimizu.jp/</a>	(0767) 28-5505

(注) 機関名欄の市町の( )内の課名は、各市町の商工担当課です。



名 称	( 庁 ) 所 在 地	電 話
宝達志水町志雄庁舎	(929-1492) 羽咋郡宝達志水町子浦そ18番地 1	(0767) 29-3111
志賀町役場(商工観光課)	(925-0198) 羽咋郡志賀町末吉千古1番地 1 <a href="http://www.town.shika.ishikawa.jp/">http://www.town.shika.ishikawa.jp/</a>	(0767) 32-1111
志賀町役場富来庁舎	(925-0498) 羽咋郡志賀町富来領家町甲の10番地	(0767) 42-1111
中能登町役場(商工観光課)	(929-1892) 鹿島郡中能登町井田4部1番地 1 <a href="http://www.town.nakanoto.ishikawa.jp/">http://www.town.nakanoto.ishikawa.jp/</a>	(0767) 76-1234
中能登町役場鹿西庁舎	(929-1692) 鹿島郡中能登町能登部下85部1番地	(0767) 72-3131
中能登町役場鳥屋庁舎	(929-1792) 鹿島郡中能登町末坂9部46番地	(0767) 74-1234
穴水町役場(産業建設課)	(927-8601) 鳳珠郡穴水町川島ウの174番地 <a href="http://www.town.anamizu.ishikawa.jp/">http://www.town.anamizu.ishikawa.jp/</a>	(0768) 52-0300
能登町役場	(927-0492) 鳳珠郡能登町宇出津新1字197番地 1 <a href="http://www.town.noto.ishikawa.jp/">http://www.town.noto.ishikawa.jp/</a>	(0768) 62-1000
能登町役場柳田庁舎	(928-0331) 鳳珠郡能登町柳田仁部54番地	(0768) 76-8300
能登町役場内浦庁舎(商工観光課)	(927-0695) 鳳珠郡能登町松波13字75番地	(0768) 72-2500

(注) 機関名欄の市町の( )内の課名は、各市町の商工担当課です。

### 3. 商工会議所・商工会

名 称	( 〒 ) 所 在 地	電 話
石川 県 商 工 会 議 所 連 合 会	(920-0918) 金沢市尾山町9番地13 <a href="http://www.ishikawa-cci.jp/">http://www.ishikawa-cci.jp/</a>	(076) 263-1151
金 沢 商 工 会 議 所	(920-8639) 金沢市尾山町9番地13 <a href="http://www.kanazawa-cci.or.jp/">http://www.kanazawa-cci.or.jp/</a>	(076) 263-1151
白 山 商 工 会 議 所	(924-0871) 白山市西新町159番地2 <a href="http://www.hakusancci.or.jp/">http://www.hakusancci.or.jp/</a>	(076) 276-3811
小 松 商 工 会 議 所	(923-8566) 小松市園町ニ1 <a href="http://www.komatcci.or.jp/">http://www.komatcci.or.jp/</a>	(0761) 21-3121
加 賀 商 工 会 議 所	(922-8650) 加賀市大聖寺菅生口17番地3 <a href="http://www.kagaworld.or.jp/">http://www.kagaworld.or.jp/</a>	(0761) 73-0001
七 尾 商 工 会 議 所	(926-8642) 七尾市三島町70番地1 <a href="http://www.noto.or.jp/nanao/cci/">http://www.noto.or.jp/nanao/cci/</a>	(0767) 54-8888
輪 島 商 工 会 議 所	(928-0001) 輪島市河井町20部1番地1 <a href="http://www.wajimacci.or.jp/">http://www.wajimacci.or.jp/</a>	(0768) 22-7777
珠 洲 商 工 会 議 所	(927-1214) 珠洲市飯田町1丁目1番地9 <a href="http://www.suzu.co.jp/suzucci/">http://www.suzu.co.jp/suzucci/</a>	(0768) 82-1115
石川 県 商 工 会 連 合 会	(920-8203) 金沢市鞍月2丁目20番地 <a href="http://www.shoko.or.jp/">http://www.shoko.or.jp/</a>	(076) 268-7300
山 中 商 工 会	(922-0112) 加賀市山中温泉西桂木町トの5の1番地 <a href="http://yuzaya.com/">http://yuzaya.com/</a>	(0761) 78-3366
能 美 市 商 工 会	(923-1121) 能美市寺井町ヨ47番地 <a href="http://nomi.shoko.or.jp/">http://nomi.shoko.or.jp/</a>	(0761) 58-4230
川 北 町 商 工 会	(923-1267) 能美郡川北町字壺ッ屋93番地 <a href="http://kawakita.shoko.or.jp/">http://kawakita.shoko.or.jp/</a>	(076) 277-2133
美 川 商 工 会	(929-0224) 白山市美川中町ソ58 <a href="http://mikawa.shoko.or.jp/">http://mikawa.shoko.or.jp/</a>	(076) 278-3328
鶴 来 商 工 会	(920-2128) 白山市鶴来下東町カ26番地 <a href="http://tsurugi.shoko.or.jp/">http://tsurugi.shoko.or.jp/</a>	(0761) 93-2211
白 山 商 工 会	(920-2375) 白山市上野町ヤ74番地 <a href="http://hakusan.shoko.or.jp/">http://hakusan.shoko.or.jp/</a>	(0761) 94-2828
野 々 市 町 商 工 会	(921-8821) 石川郡野々市町白山町8-16 <a href="http://nono.shoko.or.jp/">http://nono.shoko.or.jp/</a>	(076) 246-1242
か ほ く 市 商 工 会	(929-1215) かほく市高松ク42番地1 <a href="http://www.kahoku.biz/">http://www.kahoku.biz/</a>	(076) 282-5661
森 本 商 工 会	(920-3116) 金沢市南森本町ホ59-1 <a href="http://morimoto.shoko.or.jp/">http://morimoto.shoko.or.jp/</a>	(076) 258-0276
津 幡 町 商 工 会	(929-0326) 河北郡津幡町字清水チ326番地の3 <a href="http://tubata.shoko.or.jp/">http://tubata.shoko.or.jp/</a>	(076) 288-2131
内 灘 町 商 工 会	(920-0271) 河北郡内灘町字鶴ヶ丘2丁目161番地	(076) 286-4200
羽 咋 市 商 工 会	(925-8585) 羽咋市旭町ア139番地 <a href="http://hakui.shoko.or.jp/">http://hakui.shoko.or.jp/</a>	(0767) 22-1393
富 来 商 工 会	(925-0446) 羽咋郡志賀町富来領家町甲10 富来行政センター3階 <a href="http://togi.shoko.or.jp/">http://togi.shoko.or.jp/</a>	(0767) 42-2562
志 雄 商 工 会	(929-1425) 羽咋郡宝達志水町子浦そ18の1番地	(0767) 29-2245
志 賀 町 商 工 会	(925-0141) 羽咋郡志賀町高浜町二の13番地1 <a href="http://shika.shoko.or.jp/">http://shika.shoko.or.jp/</a>	(0767) 32-1002
押 水 商 工 会	(929-1343) 羽咋郡宝達志水町小川ハ274の2番地 <a href="http://www.nsknet.or.jp/osmzs/">http://www.nsknet.or.jp/osmzs/</a>	(0767) 28-2301
能 登 鹿 北 商 工 会	(929-2222) 七尾市中島町中島甲部170番地 <a href="http://n.rokuhoku.shoko.or.jp/">http://n.rokuhoku.shoko.or.jp/</a>	(0767) 66-0001

名 称	( 〒 ) 所 在 地	電 話
中能登町商工会	(929-1721) 鹿島郡中能登町井田に部50番地	(0767) 76-1221
穴水町商工会	(927-0027) 鳳珠郡穴水町字川島イ25番地1 <a href="http://anamizu.shoko.or.jp/">http://anamizu.shoko.or.jp/</a>	(0768) 52-0516
門前町商工会	(927-2151) 輪島市門前町走出2の121 <a href="http://monzen.shoko.or.jp/">http://monzen.shoko.or.jp/</a>	(0768) 42-0360
能登町商工会	(927-0433) 鳳珠郡能登町字出津ト字44番4	(0768) 62-0181

#### 4. 独立行政法人等

名 称	( 〒 ) 所 在 地	電 話
独立行政法人中小企業基盤整備機構	(105-8453) 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル <a href="http://www.smrj.go.jp/">http://www.smrj.go.jp/</a>	(03) 3433-8811
独立行政法人雇用・能力開発機構石川センター	(920-0352) 金沢市観音堂町への1 <a href="http://www.ehdo.go.jp/ishikawa/index.html">http://www.ehdo.go.jp/ishikawa/index.html</a>	(076) 267-0801
(財) 石川県産業創出支援機構	(920-8203) 金沢市鞍月2丁目20番地 <a href="http://dgnet.isico.or.jp/index.phtml">http://dgnet.isico.or.jp/index.phtml</a>	(076) 267-1001
(社) 石川県鉄工機電協会	(920-8203) 金沢市鞍月2丁目3番地 <a href="http://www.tekkokiden.or.jp/">http://www.tekkokiden.or.jp/</a>	(076) 268-0121
国際協力銀行大阪支店	(530-0004) 大阪市北区堂島浜1-4-4 アクア堂島東館13F <a href="http://www.jbic.go.jp/japanese/index.php">http://www.jbic.go.jp/japanese/index.php</a>	(06) 6346-4770

## 金融の手引 第29版

平成19年9月発行

編集発行者 石川県中小企業団体中央会  
(〒920-8203) 金沢市鞍月2丁目20番地  
地場産業振興センター新館5F  
電話 (076) 267-7711  
FAX (076) 267-7720  
<http://www.icnet.or.jp>

【題字】石川県中小企業団体中央会  
名誉会長 安田隆明 筆

